

平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 1 8 年 6 月

国立大学法人
埼玉大学

大学の概要

(1) 現況

名称

国立大学法人 埼玉大学

所在地

埼玉県さいたま市桜区下大久保255

役員の状況

学 長 田隅三生(平成16年4月1日~平成20年3月31日)

理事数 4

監事数 2

学部等の構成

教養学部
教育学部
経済学部
理学部
工学部
文化科学研究科
教育学研究科
経済科学研究科
理工学研究科

学生数及び教職員数

学 生 数:8,970 (430)

教職員数: 709

(2) 大学の基本的な目標等

埼玉大学は、教育と研究を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、普遍的な知を創造するとともに、時代の要請に応えうる有為な人材を育成することにより、社会に貢献していくことを目指す。

とりわけ、総合大学としての利点を活かし、専門性を軸に幅広い教養を備えた市民としての職業人の育成に努めるとともに、世界水準の研究の推進を目指して、大学として重点課題を設定し、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。

また、「社会に開かれた大学」を目指し、政令指定都市に立地する首都圏大学としての利点を活かし、社会人のブラッシュアップ教育・生涯学習ニーズに積極的に応えていくとともに、大学に蓄積された知的財産を産学官交流・地域社会との連携を通じて社会への還元に努める。

さらに、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、首都圏大学としての利点を活かして留学生の受け入れを進めるとともに、大学間交流協定を活用し研究の国際交流を推進する。

これらを受けて、学外から見て明確な方針と目標を持った新しい埼玉大学像を作り出さなければならない。そのために学長は、「埼玉大学再構築計画」の中で以下の基本方針・共通目標を公表した。

1. 埼玉大学の基本方針

市民社会の中核となるべき人材の育成

【確実な知識と応用力、中正な判断力、実行力を身に付けた、現実社会の実務を担う人材を育てることを目指す。】

時代の要請に応える知識と技術の創出

【社会的ニーズにつながる研究課題について、具体的な成果を挙げることを目指す。】

2. 埼玉大学の共通目標

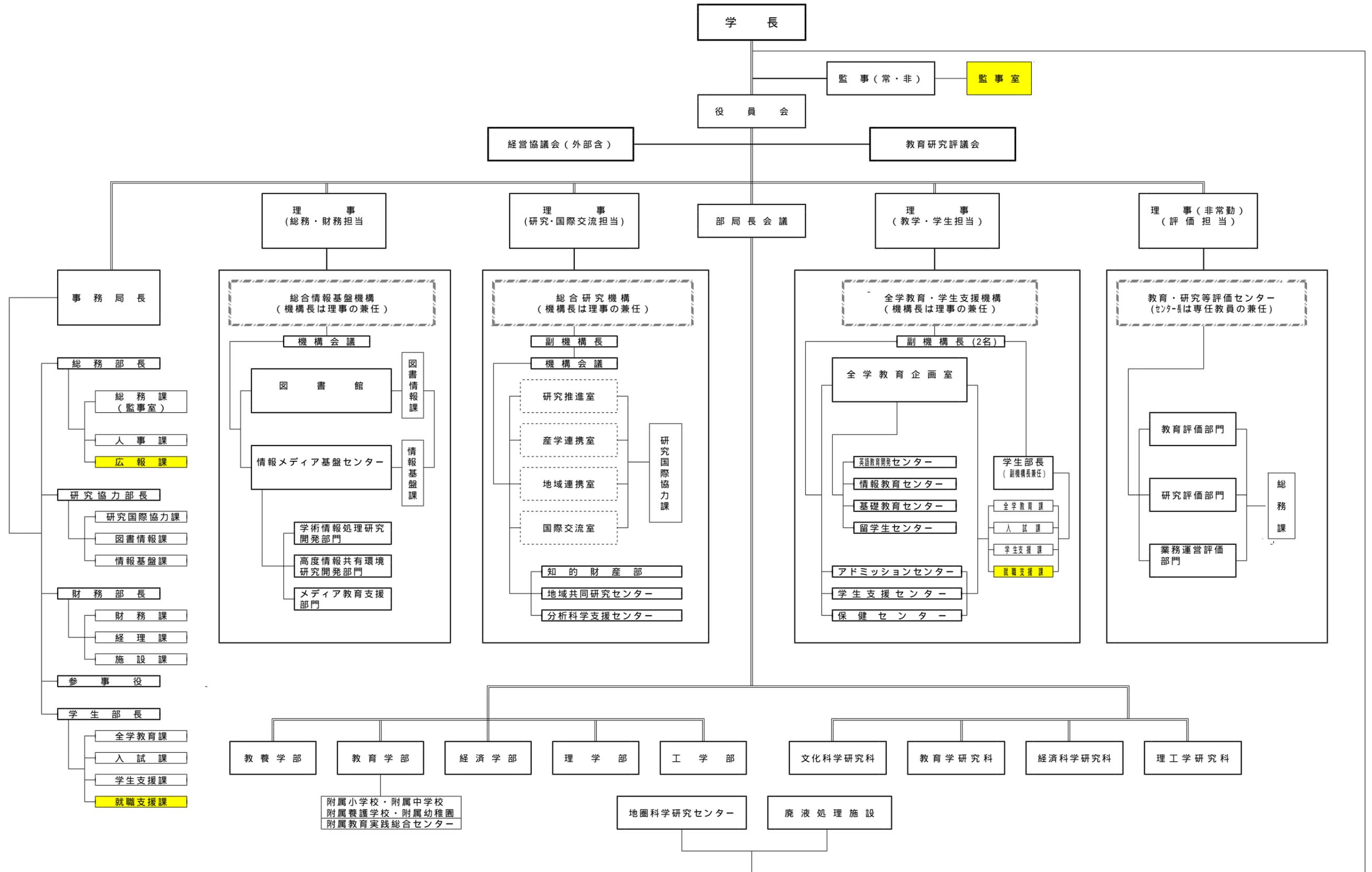
幅広い教養と国際感覚を持ち、社会に貢献する市民・職業人を養成する。

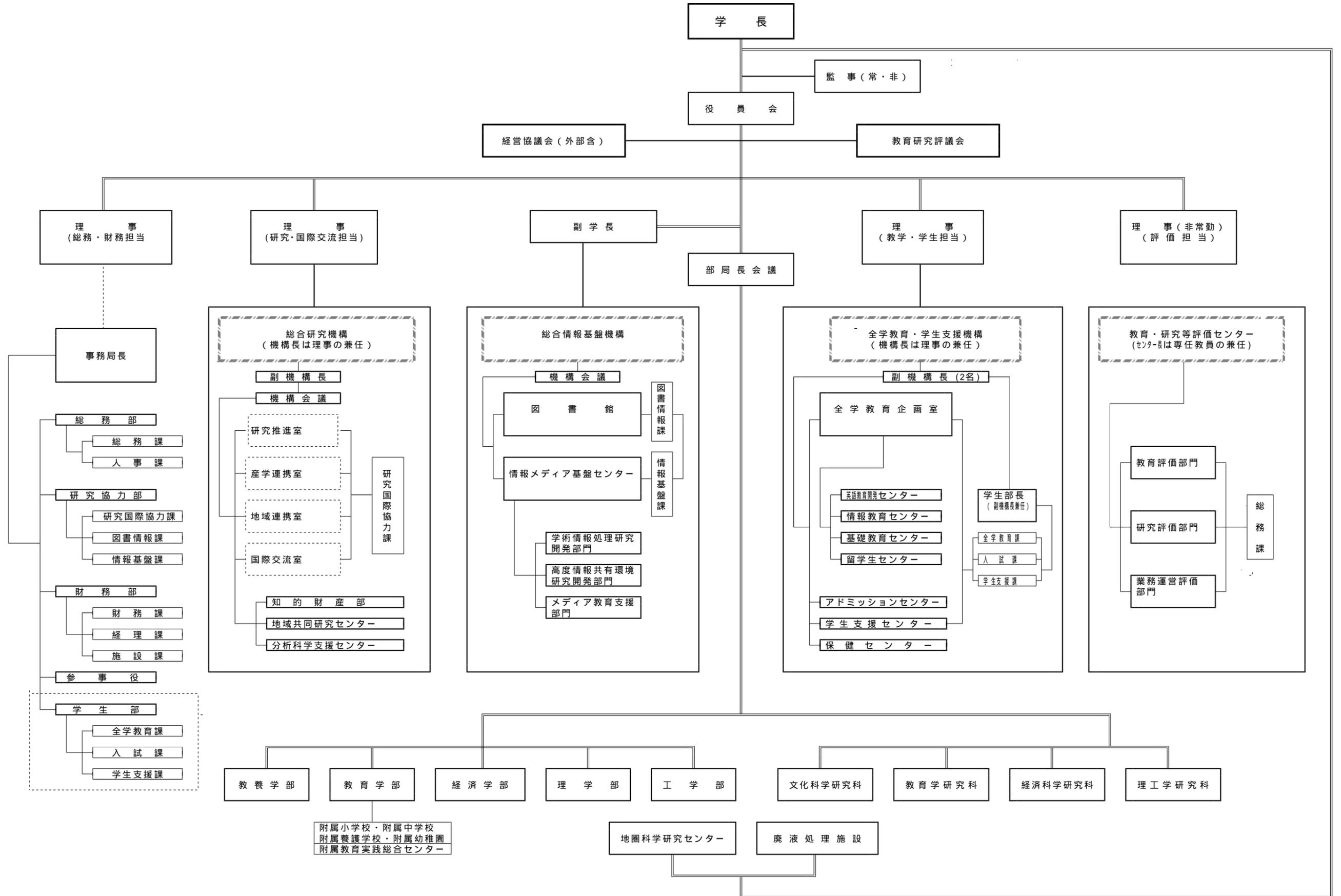
問題発見型並びに解決型研究を推進し、成果を知的財産として社会に提供する。

社会に開かれた大学として、地域に貢献し、社会人の学習ニーズに応える。

世界に開かれた大学として、海外との学生交流・研究交流を推進する。

平成17年度において編成替した組織





全体的な状況

法人化初年度であった平成16年度においては、新しい大学運営に必要な組織を立ち上げて、順調に活動を開始させることに重点を置き、平成17年度に実施予定の活動に向けての準備を整えた。その結果、平成17年度には多くの重要な事業を実施することができ、中期計画の期間内達成が見通せる状態に達したと考えている。

1. 教育・研究の質の向上と教育・研究組織の改組

下記の(1)から(4)に述べるように、教育面では「新しい教養教育の実施」、教育・研究組織については「理工系教育・研究組織の改組」、「教育学部の改組」、研究面では「新しい重点研究テーマの選定」という大きな進展があった。

(1)新しい教養教育の実施 平成16年度に設置した全学教育・学生支援機構(略称：教育機構)の全学教育企画室で、本学が文理にまたがる5学部を有する総合大学であることの利点を活かした全学開放型の充実した教養教育プログラムと副専攻・テーマ教育プログラムの実行計画を練り、平成17年4月から実施した。また、英語教育に関する企画立案と実行を担う組織として、教育機構の中に英語教育開発センターを置き、周到な計画を立て、平成17年4月から新しい英語スキル教育プログラム(CALL)を実施し、成果を上げつつある。

(2)理工系教育・研究組織の改組 法人化以後、理工学研究科・理学部・工学部において、教育・研究組織としての目標を、専門分野及び関連分野について幅広い知識を有する高度専門職業人の養成、及び世界的水準の先端的研究において活躍できる研究者の養成の双方に置くことを再確認し、この目標を達成するために、教育研究の基軸を大学院に移す計画を練り、平成17年10月に文部科学省大学設置審議会の承認を得ることができた。平成18年度から新しい教員組織としての理工学研究科と教育組織としての理学部及び工学部が発足することとなった。これにより一段と教育・研究体制の強化が図られた。

(3)教育学部の改組 国立大学の教員養成学部にとっての急務は、幼児から高校生までの教育に主体的に携わることのできる「力量ある教員」の養成であり、これに加えて、本学が位置する関東大都市圏では急激な教員需要への対応が求められている。この状況を踏まえて、法人化以後、教育学部では、全国に先駆けて、人間発達科学課程と生涯学習課程から教員養成課程に学生定員を移し、教員養成に特化した教育学部への学部内再編を図った。これにより、地元埼玉県をはじめ、首都圏全体の教員需要に応えることを目指している。また、「養護教諭養成課程」を新設し、学校現場における、生徒の心身両面での健康を支援する体制を充実させるとともに、現代的な課題に対応することとしている。

なお、教育学部は、平成17年度に採択された現代的教育ニーズ取組支援プログラム「大学・地域・学校連携型特別支援教育の推進(附属養護学校発達支援相談室「しいのみ」を拠点として)」の活動において、大きな成果を上げている。

(4)重点研究テーマの選定 本学としての重点研究テーマを選び、世界的な研究拠点に育てて行くことを基本戦略としているが、平成17年度も新しい2つの重点研究テーマを選定した。このような努力を通じて、国立大学協会が2005年3月に公表した『21世紀日本と国立大学の役割 - 「国立大学の存在意義」に関する調査研究』において高い評価を受けた本学の理工系研究の水準を更に向上したいと考えている。

2. 業務運営の改善及び効率化

下記の(1)から(6)に述べるように、業務運営の改善及び効率化のための施策を積極的に展開し、本実績報告書作成時にも進行中である。

(1)「埼玉大学再構築計画」の提示 学内・学外から、中期目標前文に掲げた埼玉大学の目標だけでは、本学の特徴がよく見えないという意見が多く寄せられ、これに応えることが必要となった。そのために、学長は、役員会のマニフェストという位置付けで「埼玉大学再構築計画(本文31ページ、添付資料10編)」(添付資料1)を学内に提示し、第1期中期計画中に実施するべき事項をできるだけ具体的に述べ、それにより本学の特徴を明確化するための道筋を示した。

(2)埼玉大学のイメージアップ 本学を教職員・学部学生・院生・卒業生のすべてが誇りとする大学にするため、埼玉大学の進むべき方向を表す標語、シンボルマークを定め、学歌を公募し、モニュメントを正門付近に建てることとした。また、正門付近の空間のイメージを、地域に開かれた明るいものとし、併せて学生の満足度を向上させるため、正門付近の大改装を行った。正門脇の大学会館1階を大幅リニューアルし、オープンテラスを設置し、コンビニエンス・ストアを誘致することにより、学外者も含め多くの人々が集まるようになった。構内バスターミナルに屋根付き待合所を設け、中央にモニュメントを建てたので、正門付近が明るく開放的な空間に生まれ変わったと、学外からの訪問者をはじめ多くの人々から好評を得ている。

(3)部局長会議の新たな位置付け 部局長会議を(埼玉大学法人が設置・経営する)埼玉大学の運営の中核組織として位置付けることとし、部局長会議規則の改正を教育研究評議会に諮った結果、改正案が承認された。これによって、部局長会議は名実ともに埼玉大学の機動的な運営を担う最も重要な組織となった。また、事務局の各部長も正式な委員として加え、会議のより実質化を図った。

(4)戦略企画室の設置 種々の困難な状況を抱えている埼玉大学の将来を切り拓くため、学長を補佐し、新規企画を立案し、実行までの道筋を付けるための組織として、新たに「戦略企画室」を設置することとし、これを平成18年度年度当初から発足させるため、関係規則の整備を平成17年度中に終えた。

(5)事務一元化の推進 中期目標にも掲げている事務処理の効率化・合理化や事務組織の見直しを実現するため、事務一元化の準備を終えた。教育・研究業務の実施は各学部・研究科が中心となるので、事務局一元化を行うに当たって、教育・研究の現場との連携を緊密にする必要上、職員の本来の所属を事務局とし、その中で一定の割合の職員が学部事務等に出向いて執務することとした。また、学生部が事務局の外に置かれていた従来の不自然な形を改め、学生部を学務部と改称して事務局の中に置くこととした。これと関連して、技術部の所属を工学部から総合研究機構に移すこととした。この改革は、平成17年度中に関係規則の整備を終え、平成18年度当初から実施する。

(6)教職員の勤務実績評価 公務員給与構造の改正に関する平成17年度の人事院勧告では、勤務実績を給与に反映させることを求めており、公務員給与構造に準拠した給与体系を採用している本学においても、勤務実績を給与に反映させることとしている。

本学の教育・研究等評価センター(略称：評価センター)は、中期計画に基づいて、教員の活動を評価する方法について検討してきており、既に教員に対して平成16年度の活動報告書の提出を求めたところであるが、これは評価結果の給与への反映を前提としたものではなかった。このような評価センターの動きと人事院勧告とは本来別個のものである。しかし、学長は、教員の勤務実績評価の基礎データとして、評価センターが教員に提出を求めた活動報告書を利用したいと考え、活動報告書を活用した具体的な勤務実績評価の方策を部局長会議・教育研究評議会に提案し、学長の示した方向でまとまりつつあり、平成18年度前半に決定する予定である。

3. 財政内容の改善に向けた施策

平成17年9月に公表された国立大学の財務諸表を分析したところ、本学の学生(院生を含む)一人あたりの運営費交付金は89国立大学中87位であった。つまり、本学は国立大学のなかで財政的に最も困難な立場にあることが明らかとなった。このような状況下で、下記の(1)から(5)に述べる施策を推進し、本学の財政内容が将来改善するよう(あるいは悪化しないよう)最大限努めている。

(1)第1期中期計画期間における財政計画の策定 第1期中期計画期間中の収入見込み、及び必要と考えられる支出を推計し、それに基づく財政計画を平成17年度第4回経営協議会に諮り、了承を得た。

(2)教職員数の削減に関する方針 教職員数の削減に関する下記(ア)～(エ)の方針の下に、財政計画で中期計画中の削減方針を決定した。

(ア)効率化係数の適用による運営費交付金の逡減に対処するため、また平成18年度政府予算編成時に示されたパブリック・セクターの人員費削減方針に沿って、教職員数の削減を行う。

- (イ)しかし、教員(附属学校園教員を含む)については、教育研究組織を維持するうえでの標準数が決められているので、これは遵守しなければならない。
- (ウ)教員数の削減は、旧教養部教員定員で全学化されたもの(学長手持ちの定員)を充てる。
- (エ)事務職員と技術職員については、業務遂行に支障が起きないように配慮しつつ、人件費削減計画に従って総数を削減する。
- (3)予算配分に関する基本方針 法人化以前から続いてきた予算配分方式を基本から見直し、新しい原則に基づいて、平成18年度予算の編成を行うことを部局長会議と教育研究評議会で提案し、細部にわたって説明し、慎重な議論を重ね、学内の意見を聴取した結果、全学的な理解を得ることができた。また、この基本方針については平成17年度第4回経営協議会で了承を得た。
- (4)埼玉大学発展基金の創設 広い意味での教育・研究とキャンパスの整備、国際交流等を活性化するため、埼玉大学を支援することを目的とする基金の創設を平成17年度第4回経営協議会で提案した。検討の結果、名称を「埼玉大学発展基金」とすることとし、この基金創設の基本方針が承認された。本実績報告書作成時において、募金活動を行うための具体的な準備作業を始めている。
- (5)民間企業との連携による施設改善 平成13年6月に文部科学省が出した「大学(国立大学)の構造改革の方針」には、国立大学の法人化を行ううえでの基本的な考え方の一つとして、「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」が挙げられている。現時点では、民間的発想による国立大学の経営にはさまざまな規制があるが、埼玉大学では、民間企業との連携によって、民間資金による本学施設等の改善とそれによる本学の活性化を図りつつある。その一つは、2(2)で述べた、コンビニエンス・ストアの導入を柱とする正門・大学会館1階付近の再開発(実行済み)であり、もう一つは埼玉大学と連携して活動する有限責任事業組合(LLP)による体育施設の大規模改造・改善と学外への開放を行う計画である。後者は、本実績報告書作成時において、ほぼ実現の見通しが立ちつつあり、全国で最初のケースとなるものと期待している。
4. 自己点検・評価及び情報提供
- 下記の(1)から(4)に述べるように、本学の活動の自己点検・評価と本学に関する情報の提供に関して、着実な進展があった。
- (1)教育・研究等評価センターの活動 中期計画に基づいて、教員の活動を評価する方法について検討し、まず活動報告書の内容を決定し、それに基づいた評価方法を決定した。教員に報告書の提出を求めて、ほぼ全員から提出されたので、現在評価作業を実施中である。
- 機関別認証評価の準備のため、各学部・研究科に対して、いくつかの項目について準備のための資料の提出を求めた。提出された資料について、評価を行い、その結果を各部局に返還し、本審査のための準備作業を行うために活用することとしている。この結果は平成18年度第4回部局長会議に提出され、本学のホームページで公表されている。
- (2)情報発信の仕組み作り 教員の研究者としての側面を外部に公表することは、大学としての重要な責務の一つである。しかし、個人情報保護法による個人情報の保護も個々の研究者の権利として認めなければならない。本学では、個人情報保護に関する諸規則や実施のための方策を検討するために、「個人情報保護ワーキンググループ」を設置し、検討を進めた。研究者情報についても、これまで公開していた情報の内容を検討し、必ず公開すべき情報と任意で公開するかどうかを教員個々に判断する部分とに分類し、新たにデータを更新し、公開した。
- 学内に蓄積されている各種教育・研究活動データの共用化を進める必要があるため、このために総合情報基盤機構内に、「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」を立ち上げ、学内における各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護等に関して議論した。平成17年度には、主にデータ共有に関する技術的可能性について議論し、プロトタイプシステムの作成を提案した。平成18年度中頃までには一定の結論を出し、学術情報の共用化について具体策の策定に取りかかるとともに、その他の情報の共用化について検討を進める。
- (3)広報戦略の策定 法人化後の埼玉大学にとって、積極的な広報活動は極めて重要な意味を持っている。「広報プロジェクト」で学外からの積極的な意見を取り入れた「大学広報プラン」を策定した。その中で、新たに受験生を対象とした広報誌「埼玉大学だよ

- り」の発行やホームページの更新などは、プラン策定に先行して作業に取りかかった。
- また、「大学広報プラン」を実施し、積極的な広報を行うためには、発信すべき内容をどのようにして収集するかが大きな課題であり、そのために広報委員会を充実し、より積極的な広報活動に向けた態勢を整えた。
- (4)マスコミを利用した情報発信 平成17年11月から、経済学部が行う公開講座を地元の有線テレビ放送局JCOMで10回にわたりゴールデンタイムに放映した。その番組の中で、本学学生が作成した大学のイメージビデオで学生の目線での大学紹介を行うとともに、入試に関する情報提供を行った。また、FM放送NACK5において、埼玉大学に関するコマーシャルを放送した。更に、平成17年12月から新たに放送を開始したFM浦和でも本学学生が週1回の定時番組を持つことができ、その中で本学に関する種々の情報を発信している。
5. その他の業務運営
- 下記の(1)から(4)に述べるように、上記の1から4に述べた種々の事項と密接な関連をもつ施策を着々と展開している。
- (1)情報基盤の整備 現在の情報基盤が抱えている多くの問題点を一挙に解決するため、情報メディア基盤センターから各研究室や事務室等に直通する高速光ファイバーによるキャンパス・バックボーンを構築し、仮想LAN(VLAN)技術によって、多様な組織形態に対応可能な情報共有基盤を実現することに着手した。そのうえに全学統一認証及び検疫システムを導入し、厳密なセキュリティを確保した、トップレベルのネットワーク環境の早期整備を図ることとした。この計画は、平成17年度に行った平成18年度概算要求によって認められ、平成18年度中に、このシステムが実現することとなった。
- (2)キャンパス・マスタープランとそれに基づく施設整備計画 各国立大学は、自らの目指すべき方向を見据えて、キャンパスの将来像を描くことが必要であることが、最近文部科学省から改めて指摘されている。本学では、10年以上も前から全学的にキャンパス・マスタープランに関して検討を行ってきた実績があるが、中期計画では具体的なキャンパス・マスタープランは提示していなかった。上記の経過と現状を踏まえて、キャンパス・マスタープランを策定するべく、学内外の有識者からなるワーキンググループを平成17年11月に発足させ、キャンパス・マスタープランを策定する作業に取り組み、精力的に議論を進めた。平成18年3月に素案としてまとめた。この素案を基に、マスタープランを策定し、平成19年度概算要求で施設整備計画を提出することとしている。
- (3)JR東京駅日本橋口ビルにおける東京サテライト教室の開設 JR東日本が東京駅構内東北部分に建設中の日本橋口ビルに、平成19年4月から本学の東京サテライト教室を開設する予定である。これに伴って、これまで八重洲口にあるビル内で開設している本学経済科学研究科の東京ステーション・カレッジを上記のサテライト教室に移転することとしている。
- (4)リスク・マネジメント 本学の構内には約9,000人の学生・院生と約830人の教職員(この他に400人以上の非常勤講師が勤務)が活動しており、自然災害に対する可能な限りの防止策を講じる必要がある。特に老朽建物を多く抱えている本学としては、地震対策が喫緊の課題である。このため「災害危機対策室」を設置して、地震発生に伴う学生・教職員の避難場所の確保や工作物の崩壊による人への被害の防止策など、あらゆる角度からの検討を進めている。

項目別の状況

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (1) 教育の成果に関する目標

中 期 目 標	<p>【学士課程】 大学全体としては、各学部での充実した専門教育を前提とした上で、次の三点を基本的な教育目標とする。 大学の専門教育を効果的に修得するために、自ら学ぶ楽しさを自覚させ、併せて基本的な知識・スキルを身につけさせる。 それぞれの専門分野における基礎的な知識・能力を身につけさせる。 専門分野以外の他の学問体系についての広い関心を持たせ、21世紀社会が求める教養を身につけさせる。</p> <p>【大学院課程】 (前期(修士)課程) 大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。 それぞれの専門分野における高度な専門知識・能力を身につけさせる。 それぞれの専門分野における研究の基礎的能力を養うとともに、研究成果の発信能力を身につけさせる。 専門分野以外の他の学問についての知識を深め、学際的視野を身につけさせる。</p> <p>【大学院課程】 (後期(博士)課程) 大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。 常に最先端の専門知識をフォローできる能力を身につけさせる。 それぞれの専門分野における高度な研究能力を培い、独創性のある研究成果を挙げる能力を身につけさせる。 研究成果を広く応用できる幅広い視野を身につけさせる。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p>【学士課程】 (教養教育を含めた全学教育の成果に関する具体的目標の設定) 【1】 従前の共通教育のあり方を抜本的に見直し、全学的な教育を一層充実させるための組織的な整備を図る。具体的には、平成16年度に、学内組織として新たに「全学教育・学生支援機構」を設置し、その下に「全学教育企画室」、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、「基礎教育センター」及び「留学生センター」を設ける。</p>	<p>【1】 「全学教育企画室」とその傘下の「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、「基礎教育センター」及び「留学生センター」の充実を図る。</p>	<p>全学教育・学生支援機構の全学教育企画室に、平成17年4月から、学生指導教員(2名)を配置した。また、テーマ教育プログラム「社会と出会う」の構成科目「スポーツ・マネジメント概論」担当の特任教授(8名)を配置した。 英語教育開発センターに、平成17年4月から、外国人の専任教員(5名)を採用した。業務内容は、教養教育外国語科目「英語」の授業担当、CALL教材の開発及び「英語なんでも相談室」の運営(月～金の午後)である。 情報教育センターにおける「座学(講義)+実習」形態の情報教育の実施に向けた施設整備、基礎教育センターにおける基礎教育のための新たな補習授業の開設等を実施した。 「埼玉大学再構築計画」(添付資料1)に掲げた方針のもとに、全学的な国</p>

<p>これらの組織において、各学部等との連携を強化しつつ、全学の教育プログラム等を実施する。</p>		<p>際交流の強化と拡充を図るため、留学生センター等の学内国際関係組織の一元化に向けた検討を行い、平成18年7月を目途に「国際交流センター」を設置することとした。</p>	
<p>【2】 専門性に根ざした新しい教養教育を進めるために、「全学教育企画室」においては、専門横断的な全学テーマ教育プログラムの編成を企画し、学内公募による時限プログラムとして実施する。また、学部間のカリキュラムの調整を行い、それぞれの専門科目の一部を全学開放科目として認定し、広く学生の受講を可能にさせて、多様で幅広い関心を喚起させる教育を行う。さらに教育効果を高めるため、FDの推進を図る。</p>	<p>【2-1】 「全学開放方式」の教養教育を実施する。</p>	<p>各学部が責任を持って専門性に立脚した基礎教育を行うことができ、また、学生にとって多様で幅広い教養を身につけることができる「全学開放方式」による教養教育を実施（開放科目数：172本）した。 全学教育企画室等において、教養教育についての履修登録状況、単位取得状況のデータを基に実施状況を分析するとともに、教養教育科目の充実を検討し、平成18年度から4科目増設することとした。</p>	
	<p>【2-2】 副専攻プログラムを第1学年から実施する。</p>	<p>副専攻プログラムを第1学年から実施した。なお、第2学年以上にも適用することとしており、この結果、平成18年3月卒業生のうち2名（総合理科）が副専攻プログラムを修了した。</p>	
	<p>【2-3】 テーマ教育プログラムを第1学年から実施する。</p>	<p>テーマ教育プログラム「社会と出会う」を第1学年から実施した。なお、第2学年以上にも適用することとしている。平成17年度開講9科目の履修者数は、延べ約750名であり、うち必修である「社会と出会う10-NPOと出会う-」では、55名がインターンシップを経験した。</p>	
	<p>【2-4】 各学部のFDの取組みをまとめ、各学部にてフィードバックする。</p>	<p>FD委員会連絡会議を開催し、各学部間の情報交換及び今後の全学的な取り組み方針等について意見交換を実施した（年2回開催）。 工学部のFDシンポジウムを全学教育・学生支援機構が後援し、全学教職員を対象に実施した。 FD関連図書を整備し、全学に利用促進を図った。</p>	
<p>【3】 各種の基本的な知識・スキルを身につけさせるための教育プログラムは、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、及び「基礎教育センター」において設計し、全学的に教育を行う。</p>	<p>【3-1】 「英語教育開発センター」において、TOEICのスコアを学習教育目標として設定し、学部1年生全員がパソコンを利用したCALL教育をはじめとして、実践的な英語教育プログラムを実施する。</p>	<p>入学式直後に、学部1年生を対象にTOEIC試験を実施し、99%の受験率を得た。 TOEIC試験結果から、3ランクによる47のクラス分けを行い、習熟度に応じた英語CALL（コンピュータ言語学習）教育を実施した。 経済的困窮者用に30台のパソコンを準備し、対応した。 CALL教育に使用する教材は、オリジナルに開発したものであり、TOEIC試験問題に準じながらも、職場、日常生活、文化理解など多方面に配慮したものである。また、その音声問題は、アメリカ人のみならず多様な英語圏出身者のネイティブ声優を起用して作成した。 平成18年2月に第2回のTOEIC試験を実施し、その平均スコアが入学時に対して37点上昇する等の成果を挙げた。 県内の高校教員等教育関係者や高校生に説明会や体験授業を実施し、強い関心を得た。 「英語なんでも相談室」を設け、授業内容に関する質問の他に、英語の発話能力の向上を望む学生の意欲を積極的に受け止め、CALLと対面式授業の補完的な役割を果たしている。</p>	
	<p>【3-2】 「情報教育センター」と「情報メディア基盤センター」が連携して、新しい教養教育としての情報教育について検討を継続する。</p>	<p>「座学（講義）＋実習」形態の情報教育の実施に向け、大教室の整備（教材や教員端末の投影可能なプロジェクタ設備及び大型スクリーンの設置）を行った。平成17年度は、「座学（講義）＋実習」形態の情報教育を教養学部、教育学部で実施した。 平成18年度第4四半期更新予定の次期情報処理システムの下での情報教育の実施について検討した。</p>	

	<p>【3 - 3】 「基礎教育センター」で基礎教育プログラムを実施する。</p>	<p>「文系のための数学」(継続)に加え、新たに「物理のための数学」(2クラス)及び「物理」(1クラス)を平成17年度補習授業として開設し、担当講師として現役高校教諭を委嘱した。</p>	
	<p>【3 - 4】 特任教授及び兼任教員等を相談員として、継続して学習相談室を開設する</p>	<p>特任教授1名、兼任教員2名を相談員として、週4日学習相談室を開設した(平成17年度相談室利用者数：126人)</p>	
<p>(専門教育の成果に関する具体的な目標の設定) 【4】 教養学部、経済学部、理学部は、幅広い教養を身につけ、人文科学、社会科学、自然科学の基礎を修得した人材の育成を目指す。教育学部・工学部は、専門職業人の育成を基本目標とすることに鑑み、専門的能力の付与に力点を置き、それぞれ、主として、次代の初等中等教育を担う優れた教員、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成を目指す。また、各学部とも、専門教育において修得した基礎的な知識・能力を活かして、大学院に進学し、高度専門職業人、研究者への道を歩むための高度な能力を身につけさせることを目指す。</p>	<p>【4 - 1】 教養学部では、人文社会科学及びその関連分野における教育効果を継承し、多様な文化や価値観の深い理解、問題解決能力、的確な表現能力、情報発信能力等を修得した学生に対し、さらに高度な能力を身につけさせるため、「特別専門授業」を実施する。</p>	<p>教養学部では、平成17年度前期より「特別専門授業」を15科目(受講生81名)開始するとともに、授業科目の整備・充実について引き続き検討を行っている。</p>	
	<p>【4 - 2】 教育学部では、「教育学部第4次モデル」の実施に向けた検討を行う。また、保育士の資格取得、養護教諭の免許取得の条件整備を検討する。さらに地域との連携による教育プログラムの充実を図るとともに、「人間形成総合科目」の開発を図る。</p>	<p>教育学部について、「教育学部第4次モデル」に沿った学部改組計画を具体化し、平成18年度から、首都圏における小・中学校教員需要に対応して、教員養成課程に特化する。地元地方公共団体等の要望を踏まえ、養護教諭養成課程を新設(共通資料12:6ページ)することとし、これらの改組に伴う新カリキュラムを確定した。また、指定保育士養成機関の認定を受けるための条件整備を行い、関係省庁・地元教育界との交渉に入るとともに、19年度よりこれを実施するカリキュラムを確定した。(共通資料12:6ページ) 教育学部では、地域との連携による教育プログラムを充実するため、さいたま市内の学校にインターンシップとして学生を派遣する「アシスタント・ティーチャー事業」(市教育委員会との連携事業)を具体化し、後期より、54名の学生を派遣した。 教育学部に設けた研究支援委員会を軸とし、「人間形成総合科目」開発の研究プロジェクトを開始した。</p>	
	<p>【4 - 3】 経済学部では、入学時のプレゼミを充実するとともに、学部教育の総仕上げの場たる演習の一層の充実を図るために、演習生の人数制限を厳格にするとともに、学部として演習論文集、演習論文要旨集を作成する。</p>	<p>経済学部では、次により、プレゼミの充実を図った。 必修科目となっている1年次前期における履修人数を15名までに制限し、教員が専門分野にこだわらず、大学における学習への円滑な導入のために指導を行う。 シラバスの作成に当たって、「授業の達成目標」、「成績評価の基準と方法」についてガイドラインを示し、組織的な教育を実施する。 学期終了後に各学科ごとに「プレゼミ担当者会議」を開催し、その議事録を全専任教員に配布し、来年度へ向けて改善を図る。 1年次後期終了時、2年次前期終了時における成績不振者については、当該学生のプレゼミ担当教員がこれに指導・助言を行う。 また、演習生の人数制限を厳格化し、少人数教育の充実を図った。すなわち、昼間コース学生の履修人数を10名までに制限し、1次募集で7名以上を採用した場合には、2次募集を行わないこととした。 さらに、平成16年度に引き続き、演習論文要旨集を刊行するとともに、新たに、17年度の全ての演習論文を収録する演習論文集を作成した。同時に新設した「優秀論文顕彰制度」の実施によって、卒業論文、同指導教育に対するモチベーションを高め、学部教育総仕上げの場としての演習の充実を図った。</p>	

	<p>【4-4】 理学部では、引き続き、学生の論理的思考能力及び抽象的思考能力の開発と、及びそれらに基づいた表現力と討論の訓練のために、実験・演習・セミナー等における発表、卒業研究発表を充実し、さらに学科及び研究室公開への学生の積極的参加を促す。</p> <p>【4-5】 工学部では、JABEE基準などに対応して、博士前期課程との一貫性を配慮した具体的教育目的及び目標を設定・公開しており、平成17年度もこれに基づく教育プログラムの実施・点検・評価を継続して行う。また、機械工学科、電気電子システム工学科、応用化学科、建設工学科がJABEE中間審査を受け、機能材料工学科が新たにJABEEプログラム認定を申請する。</p>	<p>理学部では、大学説明会（大学開放デー）と同時に、一般公開を開催した（平成17年7月16日）。高校生には学科・研究室の見学と施設見学、保護者には奨学金・就職状況の説明、一般の出席者には親しみやすい演示により情報を提供した。研究内容の説明や演示の補助などで、学生に前年度よりも一層の関与をさせ、各学科とも、見学者等への説明、紹介に学部学生・院生の主体的参加を求め、多数の学生が熱心に取り組んだ。</p> <p>工学部では、外部機関であるJABEEにおける技術者教育認定基準などに基づき、学習・教育目標を設定するとともに、これをWebページで公開し、また、基準に示す教育の量（取得すべき単位数・学習時間など）、教育手段（基礎から応用へというようなカリキュラム設計・授業内容のシラバスによる開示など）などを満たすべく教育プログラムを実施し、JABEE審査に際し自己点検を行い、認定に値する内容であるとの自己評価を行った。これらに対する平成17年度のJABEE審査において、機械工学科、電気電子システム工学科、応用化学科、機能材料工学科、建設工学科の教育プログラムが認定された。</p>	
<p>【5】 各学部は、以下のような具体的目標を設定し、公開する。 ・創造力に富む人材を育成する。 ・課題を探求し、発見する能力を有する人材を育成する。 ・課題に柔軟に対応し、解決できる能力を有する人材を育成する。 ・国際的視野を有する人材を育成する。 ・実践的な企画・立案能力を有する人材を育成する。</p>	<p>【5】 工学部では、JABEE本審査及び中間審査の結果に基づき、必要に応じて学習・教育目標の改定を検討する</p>	<p>各学部において、平成16年度から、中期計画に沿った教育目標を設定し、ホームページなどにより公表している。また、「埼玉大学再構築計画」において、埼玉大学の基本方針、共通目標及び学部・大学院研究科の目標を掲げた。（添付資料1：4～6ページ） 工学部では、平成17年度に4学科がJABEE中間審査を受審し認定され、また1学科がJABEE審査を受審し認定されたが、受審した際に得た指摘事項などを踏まえて、例えば機能材料工学科においては、昨年度までのものに比べより具体的な学習・教育目標を設定し、目標に対応する科目を見えやすくするなど、各学部において必要に応じて学習・教育目標の改定を行った。</p>	
<p>（卒業後の進路等に関する具体的目標の設定） 【6】 平成16年度から、「進路指導委員会」を各学部を設置し、社会のニーズ調査、卒業生の活動状況調査等を行い、学部ごとの卒業生がその能力を発揮しうる進路に関する情報を学生に提供する。「進路指導委員会」は、入学時から卒業時まできめ細かな進路指導に責任を持ち、指導体制のあり方、及び具体的な進路指導方法について検討する。また、同委員会は、学内に新たに組織する「全学教育・学生支援機構」の下に「学生支援センター」を設置される「就職支援部門」と連携し、学生の就職等に関して必要な指導と支援を行う。さらに、同委員会は、学生の進路動向を十分に把握するとともに、学部・研究科に新たに設置する「アドミッション委員会」、及び「カリキュラム委員会」と密接に連携し、アドミッションのあり方、</p>	<p>【6】 学生支援センターの「就職支援部門」は、各学部の「進路指導委員会」や兼任教員と連携し、学生の進路動向を把握するとともに、学生の就職等に関して必要な指導と支援を行う。</p>	<p>学生支援センターに、平成16年度から特任教授(2名。企業の業務管理経験者)を配置し、就職相談、エントリーシートの書き方、模擬面接等のきめ細かな指導を行っている(17年度相談室利用者数:延べ339人)。また、同特任教授により、職業に対する考え方=キャリアアップ教育として、テーマ教育プログラム「社会と出会う3-会社と出会う-」の授業(受講者147人)を行っている。 全学的な就職ガイダンス・セミナー(22回)、少人数による実践セミナー(10回)、学内企業説明会(5回)のほか、就職担当教員の意識向上のための「教職員(就職)セミナー」の開催、就職が内定した学生ボランティア(経済学部4年生)による就職相談等を実施した。 教育学部では、「教職支援室」において教職セミナー(教職への動機付けセミナー、教員採用試験対策講座、新任予定者講座、合格体験報告会など(受講登録:学部生313名、他学部8名))を開催(18回)した。そのうち5回は、県・市教育委員会、同窓会から講師を招請した。教職セミナー等での活用を図るため、教員採用試験ハンドブックを作成中である。 これらの「教職支援室」企画事業の充実を図るため、任期制の客員教授(2名)を登用した。 経済学部では、従来よりLEC東京リーガルマインドと連携して公務員試験対策講座を開催している(他学部の学生も履修可)が、平成17年度は、教養学部との共催により同講座を開講した。 経済学部はその性質上、卒業生の就職先となる経済社会行政それ自体を教育・研究するという特性を持っているため、専門教科を学習することが自らの</p>	

<p>専門教育のあり方について、必要な提言を行う。</p>		<p>進路を知る機会となり、進路指導を介して実社会に触れることが専門分野学習のモチベーションを高め、同時に、専門を超えた分野への関心を促す関係にある。この観点から、経済学部では、進路指導委員会を中心に、同窓会組織である経和会の協力を得て、学外講師による経済学部の学生のニーズに合わせたテーマ（業界研究、会社選びのノウハウ等）の就職セミナーの実施（7回）、上記講座の開設及びその他の国家資格等についての相談会の実施など、キャリア・サポートを適時行った。</p> <p>理学部では、進路指導體制について、進路指導委員会が、FD委員会、カリキュラム委員会との合同で検討を重ね、各学科単位で複数教員による相談対応、指導、卒業生による就職セミナー、相談などを行うようにした。また、キャリア教育の一環と位置づけて、卒業生である社会人の講師を招いた進路講演会や懇談会を実施し、より包括的に自己の分野の将来性等に関する情報を得られるよう工夫した。</p> <p>工学部では、従来より、各学科ごとに就職担当教員を定め、企業の採用担当者やマスコミによる求人状況の把握に基づき、各学科の特殊性に合わせたきめ細かな就職指導を行っている。さらに、卒業生による企業説明の機会を積極的に開催し、より具体的に仕事の内容を理解できる機会を設けている。また、各学科宛の求人情報の共同利用化を視野に入れて、各学科のインターネットのホームページに就職情報を掲載し、学生が自由にアクセスできる環境を構築した。</p>	
<p>【7】 インターンシップ等、学生の進路体験が可能な体制を充実する。</p>	<p>【7】 インターンシップをさらに充実させる方策について検討する。</p>	<p>新しい教養教育の一環として開始したテーマ教育プログラム「社会と出会う10 - NPOと出会う - 」の授業では、単位化について検討し、NPOでのボランティアの活動に2単位を認めることとした。</p> <p>教養学部では、平成17年度、埼玉県国際交流協会とのインターンシップ協定を新規に締結し、インターンシップ受入れ先の拡充を図った。</p> <p>教育学部では、県・市教育委員会との連携事業としてのインターンシップ教育の拡大を図るため、県・市教育委員会との協議を重ねて具体的プログラムの開発を検討した。この結果、さいたま市教育委員会との間で、「アシスタント・ティーチャー事業」が企画され、54名の学生を派遣した。この事業については注目され、全国的に報道された。（「読売新聞」7月2日、「埼玉新聞」7月3日）（添付資料3）この事業の拡大を図るため、「学校フィールド・スタディ推進準備委員会」を「学校フィールド・スタディ推進委員会」に改組し、これを学部運営企画室の問題別委員として位置づけた。</p> <p>経済学部では、アドバイザーとして、またインターンシップ受入先開拓を仲介する協会・団体とのパイプづくりのため、実施経験者を招聘し、協会・団体との連携の下準備を進めるとともに、インターンシップ実施の事前と事後、インターンシップ参加について学生の指導を行った。</p> <p>理学部では、インターンシップの実施枠拡大を検討した結果、ハイパーキャンパスシステムによるインターンシップに学部として参加することとした。</p> <p>工学部では、インターンシップを継続的に実施するとともに実施状況の点検を行った。平成17年度からは応用化学科で履修年次を2～4年次に広げ、また、インターンシップのより充実を図るべく、各学科においてガイダンスなどで学生に対し周知した。</p> <p>これらの取り組みにより、平成17年度には全学で303名の学部学生がインターンシップに参加した（対前年度比約20%増）。</p>	
<p>（教育の成果・効果の検証に関する具体的方策） 【8】 平成16年度に、学内組織として「教育・研究等評価センター」を設置する。このセンターは、学内におけるさまざまな分野において公正かつ適正な評価を行うための第三者的評価組織と位置づけ、</p>	<p>【8】 教育・研究等評価センターの行う評価に学外者の意見を反映させるシステムの構築を検討する。</p>	<p>評価担当理事（学外からの任命。非常勤）から、年度計画評価をはじめとして、機関別認証評価、教員活動評価の方法等、教育・研究等評価センター全体の活動について助言を得た。さらに、学部・研究科等の組織としての教育及び研究の成果に関して、大学評価の経験を有する学外者をピア・レビューアールとして登用することを検討した。</p>	

<p>学外者も登用する。</p>			
<p>【9】 このセンターの下に「教育評価部門」、「研究評価部門」、及び「業務運営評価部門」の3部門を設置し、教育の成果・効果の検証に当たっては、「教育評価部門」が責任を持ち、教育内容、運営体制、実施体制等についての成果・効果を検証し、適切な評価を行うとともに、改善の提言を行う。</p>	<p>【9】 教育・研究等評価センターは、各学部及び全学教育・学生支援機構に対して、教育内容、実施体制、運営体制等に関する中期計画の進捗状況の報告を求める。</p>	<p>平成17年12月に、教育・研究等評価センターから各部局等に対し、年度計画の実施状況の報告と自己評価を依頼し、年度計画の実施状況を中期目標・中期計画と照らし自己評価するよう求めた。提出される年度計画の実施状況と自己点検・評価を学内で評価するために、国立大学法人評価委員会が定めた「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」に基づき、評価基準を設け、これにより第三者的立場から評価を実施することとしている。</p>	
<p>【10】 平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「全学教育企画室」が中心となって、すべての授業について学生による授業評価を実施し、教育の成果・効果の基本資料を作成する。加えて、TOEIC、TOEFLなど標準的な試験を利用したり、大学基準協会、JABEE等の外部機関による基準認定を利用した教育の成果・検証方法の導入について検討する。</p>	<p>【10-1】 全学的に、学生による授業評価を継続して実施する。</p> <p>【10-2】 全学教育企画室において、平成16年度実施の学生による授業評価結果を各学部へ通知し、各学部の授業の充実に資する。また、各教員、各学部から、その結果をどう活用したかの収集を図り、授業評価の具体的活用を検討する。さらに、この評価結果を基に、教養教育と専門教育とのより有効な連結について検討し、その検討を踏まえ、教育の成果・効果の基本資料作成のための検討を行う。</p> <p>【10-3】 CALL教育を含めた実践的な英語教育プログラムにおいて、TOEICを利用し英語教育の達成度合いを測る。</p> <p>【10-4】 工学部では、JABEE認定基準等に基づいた教育を引き続き実施し、JABEE本審査及び中間審査を受けることにより、教育の成果・検証方法について検討する。</p>	<p>前期、後期の2回に分けて学生による授業評価調査を実施し、各学部等及び授業担当教員に評価結果をフィードバックした。</p> <p>全学教育企画室から、平成16年度の授業評価調査結果のデータを基に各学部等に分析の実施を依頼し、その分析結果を取りまとめた「学生による授業評価報告書2004」を専任教員及び非常勤講師に配付した。</p> <p>入学式当日に学部1年生全員を対象にTOEIC試験を実施した。また、平成18年2月には、同じ学生を対象に第2回TOEIC試験を実施した。入学式当日実施したTOEICスコアの平均点が408点であったのに対して、1年次学年末に行ったスコアの平均点は445点であり、37点の上昇となった。</p> <p>工学部では、JABEE認定基準に基づいた教育を実施するとともに、JABEE認定審査を受けた。その結果、4学科の教育プログラムがJABEE中間審査により、また1学科の教育プログラムがJABEE本審査により認定されている。</p>	
<p>【大学院課程】 (前期(修士)課程) 【11】 前期(修士)課程にあつては、各研究科とも高度専門職業人の育成に主たる目標を置いて教育・研究指導を行うとともに、専門分野の特性に応じて後期(博士)課程に進みうるに足る研究能力の育成に努める。</p>	<p>【11-1】 文化科学研究科修士課程では、人文社会科学のディシプリンや複合分野・学際分野の高度な修得を目指し、その基礎力を養うための新カリキュラムとして、「共通科目」及び「専門基礎科目」を開講する。</p>	<p>文化科学研究科修士課程において、平成17年度より、「共通科目」3科目(受講者数10名)及び「専門基礎科目」13科目(受講者数60名)を開講した。 文化科学研究科では、カリキュラム委員会において、修士論文の題目一覧、論文要旨の集約により教育成果の確認を行うとともに、修士論文の公表状況について把握する具体的方法について検討を行った結果、平成18年度末に、それまでの1年間に学会誌等に発表されたものについて各指導教員に報告を求めることにした。授業評価研究授業を前期及び後期に開催し、それぞれ講義の後に、参加した教員、学生等が集まり、対象授業に対する感想、問題点、改善方向などについて意見交換を行った。また、FD委員会において、15年度に実施した授業評価のデータについて、多変量解析を用いて分析した結果をもとに討議した。分析結果として、質問項目は概ね5つのグループに分類され、質問設計に際してはこうした分析結果を配慮して行うことが望ましい旨報告され</p>	

		<p>た。さらに、授業評価にどのような要因が定量的に効いているかの分析結果も紹介され、学生数、成績、授業科目種などの定量的な影響の報告がなされた。また、同委員会において「現在の授業評価のあり方を教員がどのように評価しているかの調査」に関して、次年度の委員会で検討することを確認した。</p>
	<p>【11-2】 経済科学研究科では、より機動的でニーズに合った教育を行うために、現行コース制や開講科目などカリキュラムの見直しに着手する。</p>	<p>経済科学研究科の金融・ビジネスを中軸とする東京ステーションカレッジの開講科目については、オーソドックスな講義科目とビジネス・金融の現状に密着した講義科目という2つの流れの融合を図り、その緊張を逆に動力として、教育研究の相即的發展を促すことがカリキュラム編組成の大きな課題であった。平成17年度は、この趣旨の徹底という基本方針に沿って、2つの科目を新設した。新バーゼル合意で改めて注目を集めている金融リスク問題及び「会社法」や「会計制度」の大改正に見られるような経済グローバル化が企業の経営環境にもたらす変化を取り上げた2科目である。 大学院教育に対する埼玉本校とサテライト（東京ステーションカレッジ）の要請の独自性に配慮し、埼玉本校に「地域公共システム研究」、サテライトに「金融・経営システム研究」のコースを置き、それぞれの特性をハッキリと打ち出す方向の見直しをすることで大筋の合意をみた。18年度に本格的検討に入る。</p>
	<p>【11-2】 教育学研究科では、教員版専門職大学院に関する政策動向を見極めながら、新しい大学院の可能性について検討を行う。</p>	<p>教育学研究科では、「教職大学院WG」において、教職大学院の政策動向分析を行ってきたが、中教審によって、教職大学院のみが大学院改革の方向ではない旨の方向性が示されたため、これを発展的に解散し、新たに「大学院改革検討WG」を設置（平成17年9月）した。</p>
	<p>【11-3、12-4】 理工学研究科では、教育を充実する方策を検討し、実施する。</p>	<p>理工学研究科博士前期課程においては、平成18年度からの改組(大学院への重点化、研究部と教育部の分離)に伴い、これまでの専攻における教育目標及びカリキュラムを基に、理工融合型に改編した新たな全専攻において、新規に教育目標及びカリキュラムを作成した。 平成18年度から、理工学研究科全体で電子シラバスを公開することとした。</p>
<p>【12】 各研究科が、特徴に応じて設定する修了後の進路を明確にし、優秀な人材の育成に努める。</p>	<p>【12-1】 文化科学研究科修士課程では、日本語教育を専門とする教授を平成16年度新たに採用したことを踏まえて日本語教育カリキュラムを再編し、実施する。</p>	<p>文化科学研究科修士課程において、平成17年度より、「日本語教育プログラム」を再編、実施した。17年度の修了者は7名である。</p>
	<p>【12-2】 教育学研究科では、教員版専門職大学院に関する政策動向を見極めながら、新しい大学院の可能性について検討を行う。</p>	<p>教育学研究科において、中教審によって示された方向性を踏まえ、「大学院改革検討WG」による検討を開始した。</p>
	<p>【12-3】 経済科学研究科では、より機動的でニーズに合った教育を行うために、現行コース制や開講科目などカリキュラムの見直しに着手する。</p>	<p>経済科学研究科における平成17年度のカリキュラムの見直しにより、国際的視野に立った企業活動の枠組みに関わる講義という共通の特色を備えた2科目（「金融リスク論」、「産業政策と企業経営」）を新設した。これは、既設の講義と相俟って、優れた国際的視野に立って問題の解決を図る能力を備えた人材養成という本研究科の目的を補強するものである。また、コース制を見直し、サテライトと埼玉本校で人材養成の地域別分業を図る新プログラムについて、大筋の合意がえられ、18年度に本格的検討に入る。</p>
	<p>【12-4、11-3】 理工学研究科博士前期課程工学系では、</p>	<p>理工学研究科博士前期課程においては、平成18年度からの改組(大学院への</p>

	<p>工学部の専門教育との一貫性を重視し、学部における専門基礎教育をベースに、各専門分野における最先端の知見を含む高度専門教育を実施する。このため、学部・博士前期課程を通し体系化されたカリキュラムを構築し、これに基づく教育を実施する。</p>	<p>重点化、研究部と教育部の分離)に伴い、これまでの専攻における教育目標及びカリキュラムを基に、理工融合型に改編した新たな全専攻において、新規に教育目標及びカリキュラムを作成した。</p>	
<p>【13】 前期(修士)課程にあっては、以下のような専門性に立脚した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。 ・多様な問題に柔軟に対応できる人材を育成する。 ・新分野を開拓できる能力を有する人材を育成する。 ・高度で公正な判断力を有する人材を育成する。 ・課題の設定と解決策を提案できる人材を育成する。 ・創造力と実践力を有する人材を育成する。 ・国際的視野に優れた人材を育成する。 ・社会経験を活かし、高度な問題解決能力を有する人材を育成する。"</p>	<p>【13】 (各研究科博士前期(修士)課程において、平成16年度に、中期計画に沿った教育目標を設定し、ホームページなどにより公表しており、教育目標設定の次年度にこれを変更すべき状況がみられなかったため、17年度は年度計画なし)</p>		
<p>【大学院課程】 (後期(博士)課程) 【14】 文化科学研究科、連合学校教育学研究科、経済科学研究科は、研究能力を備えた高度専門職業人の養成、あるいは留学生を対象として教育・研究従事者の養成を目指す。理工学研究科は、高度専門技術者、専門研究者の養成を目指す。</p>	<p>【14-1】 文化科学研究科博士後期課程では、地域社会における国際交流や多文化共生社会に関する指導者等の養成及び東アジア、特に中国・韓国の高等教育機関等における日本語の指導者・研究者の育成を促進するために、カリキュラムの改善案を作成する。</p> <p>【14-2】 経済科学研究科では、平成16年度に完成年度を迎え、学生定員が3名増加したことに鑑み、院生の研究指導を充実するために、担当教員の増員について検討する。</p> <p>【14-3】 連合学校教育学研究科では、院生指導の組織的条件を拡大する。</p> <p>【14-4】 理工学研究科では、理学部と工学部を含め、教員組織(研究組織)と教育組織のあり方を検討し、より充実した教育研究環境を可能とする組織改革案を継続して検討し、平成18年度からの新組織の発足を目指す。</p>	<p>平成17年度は、文化科学研究科博士後期課程設置の完成年度に当たる。そこで、18年度より大幅なカリキュラム・修了要件等の改善・改訂を実施すべく、学生からのアンケート結果をも踏まえて検討を行った。その結果、18年度から、修了要件単位数の改訂(20単位 15単位)、5名の新規担当教員の増員、新規開設科目の追加(13科目)、特別研究の充実(1~3年次の履修)等、大幅なカリキュラム等の改訂を実施することとした。</p> <p>経済科学研究科では、博士後期課程が平成17年3月に完成年度を迎えたことを踏まえ、その教育内容の充実を図るべく、担当教員の増員を検討した結果、18年度より博士号を有する7名の教授を担当教員に加えることを決定した。</p> <p>連合学校教育学研究科では、院生の学会出席について1人8万円を上限とする研究旅費補助制度を設けた。また、RA経費を1年次生からも配分できる措置を取った。</p> <p>理工学研究科については、平成18年度から、大学院への重点化により、教員組織と教育組織を分離した新たな組織として改組し、理学系と工学系を融合しつつ、これまでの専攻に対応する複数のコースからなる新たな専攻群からなる研究科とすることにより、大学院教育の充実を図ることとした。</p>	

	<p>【14-5】 理工学研究科後期課程では、博士前期課程との連続性に配慮しつつ、研究組織と対応した教育組織を構築して、学部での学問の枠を超えた教育を行う。このため、現在の教育目標及びカリキュラムの見直しを行う。</p>	<p>理工学研究科博士後期課程では、平成18年度からの研究科改組に伴い、博士前期課程との教育の連続性に配慮しつつ、研究組織（研究部）と対応した教育組織（教育部理工学専攻）を構築して、従来の学部での学問の枠を超えた教育を行うべく、教育目標及びカリキュラムの改訂を行った。新設するそれぞれのコースにおける専門教育を充実させつつ、専攻内の他コースの科目、あるいは専攻内共通科目の履修を修了要件とするといったカリキュラムとした。</p>	
<p>【15】 後期（博士）課程にあっては、以下のような専門性に特化した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。 ・独創的な研究を遂行する人材を育成する。 ・新分野を開拓できる人材を育成する。 ・課題を設定し、それを解決できる人材を育成する。 ・創造力・実践力のある人材を育成する。 ・国際的・社会的視野が広く、バランスのとれた人材を育成する。 ・社会経験を活かし、理論に裏付けられた独創的な調査・提言能力を有する人材を育成する。</p>	<p>【15】 （各研究科博士後期課程において、平成16年度に、中期計画に沿った教育目標を設定し、ホームページなどにより公表しており、教育目標設定の次年度にこれを変更すべき状況がみられなかったため、17年度は年度計画なし）</p>		

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (2) 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>(アドミッション・ポリシーに関する基本方針) 学部・研究科と連携しつつ、全学的なアドミッション・ポリシーを確立し、その推進を図る。 大学全体の基本理念、各学部・研究科の理念・目標を広く社会に周知し、それを十分に理解した志願者を募る。 多様なライフステージ、社会背景の社会人学生を積極的に広く受け入れる。 国際教育を実践するために、外国人留学生を積極的に広く受け入れる。 大学の理念・目標に合致するような選抜方法を工夫し、意欲があり優秀な学生を入学させる。 多様な受験機会を提供し、多様な基準による選抜の工夫を図るとともに、社会の要請に応えて、入学定員のあり方、選抜のあり方などを不断に検討し、見直し・改善を図る。</p> <p>(教育課程) 学士課程と大学院課程の役割を明確にし、さらに博士前期(修士)課程と博士後期(博士)課程の役割をはっきりさせ、それぞれの目的に応じた課程編成を行うとともに、必要に応じて、一貫性のある課程編成も工夫する。 学士課程は、すべて専門課程とし、全学的視点に立って編成する教養教育を専門課程と密接に関連させた形で実施する。 学士課程においては、専門性に根ざした基礎的教育を主眼として、各学部が責任を持って課程編成を行う。 転学部・編入学や早期入学・修了を認めることにより、教育課程に柔軟性を与える。 各学部・研究科が、理念や目標に沿った体系性のあるカリキュラムの編成を行う。</p> <p>(教育方法に関する基本方針) それぞれの専門分野における研究の進展を踏まえ、展開可能性を持った質の高い教育を行う。 学生の立場に立った教育という観点から、シラバスの充実を図り、学生による授業評価を実施して、教育方法の改善に資する。</p> <p>(成績評価に関する基本方針) 教育の質を客観的に保証する観点から、基準を定めた厳格な成績評価を行う。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p>(アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策) 【16】 入学者選抜の基本方針の策定や試験実施等の体制を強化するため、平成16年度に「全学教育・学生支援機構」の下に新たに「アドミッションセンター」を設置し、</p>	<p>【16】 平成20年度入試に向けて入試方法の改善策について検討を行う。</p>	<p>平成20年度入試に向けた入試改善について、アドミッションセンターが情報提供中、各学部において鋭意検討を行っていたが、その検討途上で、(社)国立大学協会から「平成20年度入試について18年度入試の枠組みを踏襲する」という報告があったため、20年度入試からの抜本的な入試改革は行わないという当面の結論を得た。</p>

アドミッションのあり方を見直す。その結果を踏まえて、できる限り早期に、学部・研究科それぞれの目標に沿った新たな入試方法を取り入れる。そのため、各学部・研究科ごとに、「アドミッション委員会」を設置して、入学時の成績と就学後の成績との相関関係等を調査研究する。同時に、「進路指導委員会」とも連携し、就職状況等との関係についても調査分析を行い、入試方法の改善に活用する。さらに、AO入試など新たな入試方法の導入についても検討する。また、学部の性格に応じて、社会人・留学生の特別推薦枠、多様な優先枠などの拡大について検討するほか、2年次編入、3年次編入の積極的な受入れを検討する。加えて、各学部・研究科においては、志願者向けのホームページ（「アドミッション・ページ」）を作成し、インターネットによって各学部・研究科の教育理念・目標及び具体的なアドミッション情報を公開する。

今後とも(社)国立大学協会の入試改革の検討状況を見据えながら、引き続き検討することとしている。

【17】
大学説明会・入試説明会の内容の改善を図るとともに、各学部において、高等学校の生徒向け公開講座、公開授業、出張講義、高等学校教員との連携など、入学志願者が埼玉大学をよく理解し、受験したいとの思いを強くするような効果的な事業を工夫して実施する。

【17-1】
大学説明会・入試説明会の内容の改善に継続して取り組む。

高等学校の進路指導担当教員を対象とした「大学説明会」（「連絡協議会」の性格を合わせ持つ）を新たに実施し、131名の参加を得た。
高校生又はその保護者を対象とした「大学説明会」については、高校生の利便性をより高めるため、7月中の土・日曜日の開催に限定するとともに、各学部の説明が重ならないよう、1日1学部のみでの開催とした。また、「大学見学会」では、全学教育・学生支援機構と各学部とが連携することにより、多彩なプログラムを提供した。
放送メディアの「NACK5（大手FMラジオ局）」、「FM浦和」及び「浦和ケーブルテレビ」を利用し、平成17年度から新たに入試広報に関するコマーシャルを放送した。
平成17年度新入生を対象としたアンケート調査結果を分析した結果、受験生が進路選択をする上で「大学案内」及び「大学ホームページ」が大きな影響を及ぼすことが分かったことを踏まえ、「大学案内」の発行時期を従来より2ヵ月早め、5月上旬に発行した。また、アドミッションセンターのホームページを受験生にとって便利でかつ使い易くなるようリニューアルした。

【17-2】
各学部において、現在行われている高等学校の生徒向け公開講座、公開授業、出張講義等について、より一層の充実を図る。

教育学部では、小学生の学部訪問（150名）、高校生及び高校PTA（約200名）の学部見学を受け入れるとともに、高校への模擬授業・出前授業（14校）を行い、高校に向いた学部改組・入試説明（県内10校、県外4校）を実施した。
教育学部では、オープンキャンパスの企画を広く地域社会に宣伝し、約600名が来訪した（平成17年7月25日）。また、大学説明会における教育学部説明会（7月23日、24日）には、延べ2,300名が参加した。さらに、学部改組に伴う新しい学部組織・募集定員の変更・入試方法について、10月2日に再度学部入試説明会を実施し、約400名の参加を得た。
教育学部の教員養成教育の実情をNHK（「おはよう日本」18年1月14日放映）、読売新聞（17年8月30日）（添付資料4）、FM浦和（18年1月20日）が報道した。

		<p>教育学部の諸活動を広く紹介するために、県教育センター・さいたま市教育研究所のホームページにリンクをはった(17年10月)。</p> <p>経済学部では、従来の個別型の出張模擬講義とは別に、予備校の開催する「大学ガイダンス」に教員を派遣し、講義を行った(17年11月)。また、高校側からの要請に応える形で、学部独自の企画として「高大連携：英語教育見学・懇談会」を実施(17年10月)し、埼玉県下の公立高等学校を中心に10校の参加を得た。当日は、英語教育センターの協力によるCALL体験授業、経済学部専門科目「欧米事情」の授業見学の後、高等学校教員と学部教員との間の懇談会を開催し、教育内容に関する連携可能性や入試への取組みなどについて意見交換を行った。理学部では、アドミッション情報の一層の提供及び広報活動についての検討を踏まえ、入学志願者増等を図るため、県内の高校に教員及び職員を派遣し、学部の教育施策やアドミッションの情報を直接説明した。</p>	
<p>(教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策)</p> <p>【18】</p> <p>学士課程において各学部は、責任を持って、専門性に根ざした基礎的教育を実施するための課程編成を行うとともに、学部間の連携を強化し、総合大学の特性を活かして、他学部の学生にも専門課程の講義の一部を開放することにより、総合的な視野の形成と新しい教養教育の実践を可能にする。また、各学部・研究科において「カリキュラム委員会」を強化し、多様な社会のニーズ等を十分に把握して、授業科目の構成等を不断に見直し、適切なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【18】</p> <p>各学部は、全学開放型教養教育、副専攻プログラムを実施するとともに、学部専門科目に関して引き続き見直しを行う。</p>	<p>教養学部では、全学開放副専攻プログラムを実施するとともに、カリキュラム委員会において、より効率的な専門教育の編成に向けた教育科目の再点検を行った。再点検の結果、各専修課程の新年度のカリキュラムにおいては、次年度以降を見通して開講科目を編成するなどの措置を取ることににより、教育科目の整理と合理化を行った。</p> <p>教育学部では、全学開放型教養教育として前期4クラス、後期4クラスを担当するとともに、スポーツ実技コーディネーター、英語教育を担当している。また、副専攻プログラムに相当するものとして、複数の学校種教員免許を取得できるプログラムを実施している。</p> <p>専門教育については、新カリキュラムによって、専門科目の必修単位を増やす(20単位 26単位、卒業要件124単位 130単位)とともに、学部生全員が選択必修となる「特別支援教育入門」、「学校フィールド・スタディ」など、現代の教育的課題に対応する専門科目を新設した。</p> <p>経済学部では、総合的な視野の形成と新しい教養教育の実践を可能にするため、全学開放型教養教育として基礎的な専門科目の一部(43科目)を開放しており、さらに平成18年度から新たに「公共経済学」、「国際経済論」を開放科目として追加することを決定した。また、英語による講義を中心とした、新テーマ教育プログラム「仕事で英語を使う」構想の実現に向けて検討を進めている。</p> <p>経済学部では、現在進行中の将来計画委員会の将来計画の策定において、教育理念に応じた教育課程の編成を目的とした1年次における基礎知識の定着のための「基本科目」の設置及びこの設置に対応する教育課程の再編成などを検討しており、将来計画委員会とカリキュラム委員会の密接な協力関係のもとに、必要な施策を適宜採用することを決定した。</p> <p>理学部では、多様な副専攻プログラムの実施等により、全学開放型教養教育を率先して実施した。また、教員の研究活動の成果を直接授業に反映させる方策として、教科書等の作成を実施しており、既に「ゲノムサイエンスと微生物分子遺伝学」の改訂を終え、「生物の事典」の企画がまとまり、分担執筆中である。</p> <p>工学部では、全学開放型教養教育システムに対応すべく、専門科目38科目を全学開放科目とするとともに、各学科が主体となって6副専攻プログラムを実施した。また、外部機関であるJABEEによる認定審査結果などを反映し、学部専門科目に関して継続的に見直しを行って、例えば、電気電子システム工学科では、工学部基礎科目と学科専門科目から成る専門教育科目について、学科専門科目数の比率を高めることにより専門教育の充実を図るなど、平成18年度入学生に対するカリキュラムに反映させた。</p> <p>理工学研究科博士前期課程については、これまでの専攻におけるカリキュラムの点検結果を踏まえ、平成18年4月からの理工学研究科の改組に伴い、従来の専攻にかえて、理学系と工学系を融合しつつ複数のコースから成る新たな専攻群を設け、それぞれのコースにおける専門教育を充実させつつ専攻内の他</p>	

		<p>コースの科目、あるいは専攻内共通科目の履修を修了要件とするといったカリキュラムとすることにより、大学院教育の充実を図ることとした。</p>
<p>【19】 教育学部は、教員養成担当学部として力量ある質の高い教員養成を進めるために、教員養成課程に特化し、教育組織・カリキュラムの再編を行う。</p>	<p>【19】 教育学部では、専門職大学院制度設計の政策動向を見極めながら、新しい体系的カリキュラムの開発を引き続き行い、学部共通プログラムの実施体制を検討する。</p>	<p>大学院改革は、教職大学院だけではなく多様な方向があること、また、大学院改革は学部の見直しとセットであるという中教審の方向を踏まえ、教育学部では、学部における教員養成の内容充実に焦点化した取組みを行った。具体的には、平成18年度の改組に対応する新カリキュラムの確定を行い、基礎から専門教育並びに総合的・専門的視野の形成を図る学部共通プログラムとそれに対応する教育組織を策定した。</p>
<p>【20】 各学部・研究科は、それぞれの特性と必要性に応じて、全学的協力の下に学部学生定員を振り替え大学院の充実を図ることを検討する。</p>	<p>【20】 理工学研究科や教育学部の改組等において、学部学生や大学院学生の定員の適正規模について検討する。</p>	<p>教育学部の平成18年度からの改組による教員養成課程への特化により、新課程（人間発達科学課程など）を廃止し、その学生定員の再配分と教員の再配置を行った。 教育学研究科の特殊教育特別専攻科を平成19年度に廃止することとし、障害児教育が特別支援教育に移行する政策にあわせて、その学生定員をもって、大学院に特別支援教育専攻を設置することとした。（添付資料2） 理工学研究科の平成18年度からの改組・大学院への重点化に伴って、大学院学生及び学部学生の定員について検討した結果、社会的要請に応えるため、学部学生定員を振り替えることなく、博士前期課程の入学定員を254名から281名に増員し、博士後期課程の入学定員を、41名から56名に増員した。</p>
<p>【21】 学士課程3年次の転学部・編入学を認めることによって、学生の進路変更を可能とするほか、学士課程の3年次卒業、修士課程1年次修了等を認める。</p>	<p>【21】 学士課程3年次の転学部・転学科・編入学、3年次卒業、修士課程1年次修了等の検討を継続する。</p>	<p>転学部制度を機能させ、教育課程に柔軟性を与えるとともに、学部間の連携を強化し、総合大学の特性を活かすため、「国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規程」を改正（平成18年1月）し、転学部の許可の時期、手続等をより明確にした。（添付資料5） 教養学部では、上記規程の改正を受け、「教養学部転学部に関する取扱い要項」を決定した。 文化科学研究科カリキュラム委員会で検討を重ねた結果、人間文化の多角的、重層的、学際的な解明をめざす文化科学研究科の特性に鑑み、修士課程を1年で修了させることは本研究科には制度的になじまないとの結論に達した。 教育学部では、上記規程の改正を受け、「教育学部転学部に関する取扱い要項」を決定した。 また、3年次卒業、修士1年次修了について検討したが、教育免許法制上、さらには「質の高い教員養成」への転換を図ることを目標とする学部改組プログラムの上から（3年生及び4年生における教育実習履修は、前年度申請、次年度履修となるため。また、大学院で教育実習を行う場合には、1年次申請、2年次実習となるため。）これらは制度上無理であるばかりでなく、学部改組目標にそぐわないものとして、これを採用しないこととした。 経済学部では、従来より学士課程2年次の転学科を認める制度を設けているが、この制度を改革した。各学科若干名に限って転学科を認める現行制度を改め、転入先学科の定員の1割を超えず、転出元学科の定員割れが生じない限り、原則として希望者全員の転学科を認める新制度を平成17年度より実施した。 また、学士課程3年次の転学部を認める制度は従来より存在したが、転学部先の欠員の存在がその条件となっていたため、十分機能していなかった。新しい教養教育及び副専攻の制度の導入という全学的改編に併せ、転学部制度を活性化すべしとの本学部カリキュラム委員会の17年2月の提案が全学に受け入れられ、上記規程の改正が行われた。これを受けて経済学部でも、実施細則を作成し、18年度からの実施を予定している。 理学部では、転学部申出者があり、教育学部に転学部が認められた。 工学部では、平成18年度より実施すべく、学士課程における「工学部転学部・転学科規程」を策定した。また学士課程3年次の編入学については、既に</p>

		<p>機械工学科及び応用化学科において実施していたが、17年度より新たに電気電子システム工学科においても実施を開始した。その際、編入試験問題作成作業の省力化として、機械工学科と電気電子システム工学科が共通問題を使用した。</p>	
<p>(授業形態・学習指導法等に関する具体的方策) 【22】 平成16年度に、各学部・研究科が、「カリキュラム委員会」の充実強化を図り、講義・演習等授業形態のあり方について再点検を実施し、適切な構成を行うとともに、学習指導法についての現状点検を行い、適切な方策を講じる。なお、授業は、講義と演習、実験等を有機的に組み合わせて行う。並列講義、グループ担任制など工夫をこらした少人数教育を実施する。</p>	<p>【22】 各学部・研究科に設置した「カリキュラム委員会」において、講義・演習等授業形態のあり方について再点検を実施し、改善策を検討する。</p>	<p>教養学部では、教員免許関連科目の確保・充実のため、非常勤担当科目を含めたカリキュラム科目の見直しについてカリキュラム委員会で審議するとともに、全専修課程について、同委員会から専修内での検討を依頼した。その結果、次年度以降を見通して開講科目を編成すること、2年以上開講されていない講義・演習は原則として閉講とすることなどの措置を講じることとした。</p> <p>文化科学研究科修士課程では、「専門基礎科目」を新設し、講義形式の授業を13科目増やした。</p> <p>平成17年度は、文化科学研究科博士後期課程設置の完成年度に当たる。そこで、18年度より大幅なカリキュラム・修了要件等の改善・改訂を実施すべく、学生からのアンケート結果をも踏まえて検討を行った。その結果、18年度から、修了要件単位数の改訂(20単位 15単位)、5名の新規担当教員の増員、新規開設科目の追加(13科目)、特別研究の充実(1～3年次の履修)等、大幅なカリキュラム等の改訂を実施することとした。</p> <p>教育学部では、社会的体験と結合した教員養成プログラムとして、「学校フィールド・スタディ」科目群をカリキュラム化するとともに(平成18年度から実施)その実施に先駆けて、さいたま市教育委員会と連携した事業として「アシスタント・ティーチャー事業」を開始し、54名の学生を派遣した。</p> <p>また、教育実習期間の再検討を行って、附属学校園及び県内実習協力校との協議を経て後期実習の期間の変更を行い、「二重聴講問題」の軽減策を講じるとともに、後期における教育実習についても教員全員が学校訪問・研究授業指導に関わることとした。</p> <p>経済学部では、現在進行中の将来計画委員会の将来計画の策定において、教育理念に応じた教育課程の編成を目的とした1年次における基礎知識の定着のための「基本科目」の設置及びこの設置に対応する教育課程の再編成などを検討しており、将来計画委員会とカリキュラム委員会の密接な協力関係のもとに、必要な施策を適宜採用することを決定した。</p> <p>理学部では、次により、カリキュラムの見直し等を実施した。</p> <p>FD委員会・カリキュラム委員会・進路指導委員会の「三者連絡合同会議」を設置し、授業評価・教育計画・学生支援を総合的に判断し、平成18年度のカリキュラムに反映させた。</p> <p>いくつかの授業について、FD委員とカリキュラム委員合同の授業参観を実施して相互評価を試行し、その結果を18年度のカリキュラムに反映させた。</p> <p>教育学部の教員による「授業方法の研修会」を実施し、30人以上の教員が出席した。</p> <p>「シラバス」の評価のため、「専門基礎科目」を対象に試験問題やレポート課題などをFD委員会で閲覧し、シラバスとの対応で無理のない適切な講義になっているかについて重点的に評価した結果を18年度のカリキュラム作成に反映させた。</p> <p>工学部では、JABEEによる認定審査結果などを反映し、学部専門科目に関して継続的に見直しを行って、例えば、電気電子システム工学科では、工学部基礎科目と学科専門科目から成る専門教育科目について、学科専門科目数の比率を高めることにより専門教育の充実を図るなど、平成18年度入学生に対するカリキュラムに反映させた。</p> <p>理工学研究科博士前期課程については、改組(大学院への重点化、研究部と教育部の分離)に伴い、これまでの専攻におけるカリキュラムの点検結果を反映して、理工融合型の新しい専攻ごとに新規にカリキュラムを策定した。</p>	

<p>【23】 平成16年度から、授業担当教員全員が、シラバスにおいて具体的な履修達成目標、授業方法、授業内容、成績評価法、参考図書等、授業を実施する上で効果的な情報をあらかじめ学生に明示することを徹底するとともに、シラバス推薦図書の更なる整備・充実を図る。また、シラバスは不断に見直しを図り、改善する。なお、「全学教育企画室」が、授業シラバスの全学モデルを策定し、電子シラバスとして学生に公開するための環境整備を図る。</p>	<p>【23-1】 全学開放科目を含めた教養教育科目に加え、学部専門科目についても、学生等の利便性の高い全学統一のフォーマットによる電子シラバスの構築を目指す。</p> <p>【23-2】 シラバス掲載図書の迅速な整備体制を構築し、実施する。</p>	<p>Web方式による電子シラバスの様式を統一するために、「フォーマットの内容等」を整備した。 Web方式による電子シラバスは、平成18年度当初より稼働準備を始め、18年度後期から試行を開始し、19年度より本稼働させる予定である。</p> <p>平成16年度に引き続き、学年末に各学部からシラバス情報を原稿の段階で収集し、シラバス掲載図書を早急に整備する体制を実施した（図書館ホームページでの周知を図り、708冊を整備した）。</p>	
<p>【24】 学部と連携して、すべての授業について学生による授業評価を実施し、その結果を各授業担当教員にフィードバックするシステムを検討し、平成17年度に、全学統一フォームの策定とともに、電算処理を可能とする整備をすすめる。さらに、教員が、この授業評価を参考にして、絶えず授業の形態、指導法の改善を図るシステムを確立する。</p>	<p>【24】 全学教育企画室が実施した平成16年度授業評価結果を、各学部・各教員に配布し、その活用状況を調査する。その調査結果に基づいて全学的なフィードバックシステムを検討する。</p>	<p>前期、後期の2回に分けて学生による授業評価調査を実施し、各学部等及び授業担当教員に評価結果をフィードバックした。 全学教育企画室から、平成16年度の授業評価調査結果のデータを基に各学部等に分析の実施を依頼し、その分析結果を取りまとめた「学生による授業評価報告書2004」を専任教員及び非常勤講師に配付した。 FD委員会連絡会議において、各学部教員の授業評価結果の活用状況に関する情報交換を行った。</p>	
<p>(適切な成績評価等の実施に関する具体的方策) 【25】 平成16年度から、すべての授業科目について成績評価基準を明示し、シラバスにおいて学生に公表する。また、学生の成績評価に当たって、GPA制度を導入するとともに、単位制の実質化を図り、特別な事情のない限り履修単位の上限設定を行う。なお、成績優秀な学生に対しては、履修単位の上限を緩和する措置を講じる。成績優秀な学生に対する有効な顕彰制度を検討・創設し、実施する。</p>	<p>【25】 成績優秀な学生に対する顕彰制度について、各学部の状況を調査した上で、全学的な導入の意義、可能性について検討する。</p>	<p>各学部における成績優秀な学生に対する顕彰制度は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養学部：2・3年生については学年ごとのGPA上位者各専修1名（計5名）を、4年生については各専修の卒業論文優秀者1名（計5名）をそれぞれ対象として顕彰する制度を平成18年度より実施。 ・教育学部：運営企画室で検討中。 ・経済学部：優秀な演習論文を顕彰する制度を17年度に新設。演習指導教員推薦論文の中から、「経済学会長賞」（1点）、「経和会長賞」（同窓会会長賞、3点前後）を選び、顕彰。 ・理学部：卒業生には「理学部長賞」、在学各年度学生に「成績優秀賞」を授与する顕彰制度を16年度より実施。 ・工学部：3学科で、学科長による顕彰制度を実施。 <p>各学部における顕彰の実施状況を調査した結果、各学部・学科・コースによって、教育内容、学生数及び成績評価方法等が異なるため、全学で本格的な顕彰実施を行うのは時期尚早との結論となった。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (3) 教育の実施体制等に関する目標

中 期 目 標	<p>(教職員の配置に関する基本方針) 大学の基本理念に即し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行い、それに応じた教職員の配置を行う。</p> <p>(教育環境の整備に関する基本方針) 教育環境の整備を優先的に実施する。特に、情報に関する先端技術積極的に導入し、新しい教育環境の構築を図る。</p> <p>(教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針) 各教員の教育面における貢献を重視し、適切な教育評価を行うシステムを構築する。 教育の質について、不断に点検・評価を行い、改善に努める。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(適切な教職員の配置に関する具体的方策) 【26】 「教育・研究等評価センター」は、各教員に「教員活動報告書」の提出を求め、その下に置かれる「教育評価部門」において、教育面での貢献を全学的に把握するシステムを確立する。	【26】 全教員に「教員活動報告書」の提出を求め、教員の教育面での貢献を全学的に把握するシステムを検討する。	教員の教育面での貢献を把握するために教員活動報告書中の教員活動に関する項目を検討し、担当授業科目数(1週当たりの授業時間数、登録者数、単位取得者数)、主指導教員となった学生数(学部、修士、博士)、その他の教育活動及び教育の目標、方法・内容等の改善への取組を教育活動に関する項目とした。 平成18年1月から3月にかけて、全教員に対し、Web入力により教員活動報告書の提出を求め、9割以上の提出が得られた。これにより、教員の教育面での貢献を把握することが可能となった。	
【27】 各学部・研究科は、同センター・部門及び全学教育・学生支援機構と連携し、それぞれの教育目標に照らして、担当教員の配置状況等を点検し、適切な教員配置計画を立てる。また、すべての学部・研究科において、教育組織の見直しを行い、大講座制の趣旨を生かした効果的な組織編成のあり方について検討し、整理する。なお、教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を導入し、社会人・外国人等の登用を図る。これらは、平成16年度からはじめ、毎年見直しを行うものとする。	【27-1】 全学共通定員を全学的な見地から全学教育・学生支援機構及び総合情報基盤機構に配置する。その一部を活用して英語教育開発センターに外国人を任期付教員として登用する。 【27-2】 非常勤講師の担当する講義の必要性を調査し、その結果を踏まえて非常勤講師数の調整を行うとともに、常勤教員の勤務状況の基礎資料を基に、全学の非常勤講師の配置計画について検討する。	平成16年度に、教員定員の再定義(旧教養部の解体に際して学部に分属した教員の定員を全学のものと再定義し、それらの教員が定年退職するときに、その定員を全学のものとする措置)を行い、全学のものとした教員定員を新たな需要に当てるとともに、運営費交付金の削減への対応にも用いることとした。 平成17年度は、全学共通定員を学長の一括管理とし、全学的な観点から必要となる部局に配分する措置として、17年度には、全学教育企画室2名(学生生活指導担当の専任教員)、英語教育開発センター7名(うち5名は任期付の外国人専任教員)、総合情報基盤機構3名の配置を行った。 全学教育・学生支援機構において、全科目の受講者数調査を行い、常勤教員の担当コマ数を勘案して、非常勤講師の必要な講義を選定した上で、非常勤講師数の調整を行った。 平成17年度の非常勤講師手当は、前年度比61.69%まで削減した。 平成18年度はさらに20人削減により420時間減とする削減計画を策定した。	
【28】 平成16年度から、教育面における情報機器の積極的な活用を図	【28】 院生によるTAの他に学部学生の支援スタッフへの登用及び要員の登録制等によるTA	修士課程1年次の院生をTAに採用できることが確認されたため、学部学生登用は見送った。	

<p>るため、情報支援スタッフの配置を検討する</p>	<p>の効率的な運用の仕組みについて具体的な方策を検討する。</p>		
<p>【29】 平成16年度から、TAの増員を検討し、教育支援スタッフとしての積極的活用を図る。</p>	<p>【29-1】 教養教育において、CALL教育や情報教育等のためにTAを配置するとともに、TAの質の向上を図る。</p> <p>【29-2】 工学部では、TAの活動内容の評価方法について決定し、より充実したTAのあり方について検討する。</p>	<p>教養教育「情報基礎」科目を開設した全授業に、教育支援スタッフとして、TA33名（博士8名、修士25名）の配置を行った。 基礎教育センターで実施した「文系のための数学」、「物理のための数学」（クラスA及びクラスB）、「物理」の補習授業に、教育支援スタッフとして、TA5名（博士1名、修士4名）の配置を行った。 CALL教育においては、TAを前期18名（博士3名、修士15名）、後期19名（博士3名、修士16名）配置した。 なお、配置者の採用に当たっては、優秀な人材確保のため、学内公募という形を採った。</p> <p>工学部では、TAのより積極的活用を目指して、TAの活動内容の評価及び今後のTAのあり方について検討した。具体的には、採用基準、採用までの手続方法及び活動内容の評価についての具体的方法を議論し、平成18年度からTAエントリーシートに各教員が具体的なTA業務内容を記載することとし、教員との連絡がうまく実施されているかどうか確認することとした。また毎回のTA活動内容に関して報告書の提出を義務づけ、今後のTAの効率的活用に対する資料として各学科で活用していくことを確認した。</p>	
<p>（教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策） 【30】 「全学教育・学生支援機構」に情報支援スタッフを配置することを検討し、その協力によって、教育面における情報機器の積極的な活用を図るとともに、学内LANを充実し、研究室、講義室等から自由に相互アクセスが可能な環境、総合情報処理センターの共有ソフトを講義室等から利用できる環境をできる限り早期に整備する。また、インターネットによる電子シラバスの提供を可能にするための情報ネットワーク整備を早期に実施するとともに、教員個人が、自らのホームページを作成し、学生の教育に資するための環境の整備に努める。</p>	<p>【30、39、68】 平成18年度に導入する、安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムの準備を行う。</p>	<p>教育研究推進のための高度情報共有環境の整備を構想し、ネットワーク基盤、情報処理システムの2つに分けて計画を進めた。 ネットワーク基盤 平成18年度特別教育研究経費（理工学分野における教育研究高度化設備）を概算要求し、学内予算措置と合わせて、18年度に全学光直収ネットワーク（キャンパス内の各建物・各室に光ケーブルを敷設）を整備する計画を立案した。特別教育研究経費が認められたので、当初の計画どおり、全学一括整備することとし、仕様確定等の発注準備作業に入った（工期を考慮すると18年度第1四半期の発注 第4四半期完成の日程となる）。 情報処理システム 当初は17年度第4四半期に更新を予定していたが、ネットワーク基盤の整備を18年度第4四半期末としたことから、更新時期をそれに合わせることにし、現行情報処理システムの使用を19年2月まで延長することとした。これに伴い、16年度に設置した仕様策定委員会にかえ、17年12月に、関係各部署に委員を委嘱した仕様策定委員会を改めて設置した。 仕様策定委員会では、安全で安定したネットワーク環境の整備（光直収ネットワーク上で認証VLAN、検疫システム等実現するためのネットワーク機器の導入）、教育・実習に係る情報環境の整備（情報メディア基盤センター、教養教育及び各学部のPC教室等へのネットブック教育システムの一括導入）を中心に新システムの構想を固め、仕様書原案の作成に入った。</p>	
<p>【31】 遠隔授業などマルチメディアを活用した教育効果の高い授業について検討し、これに基づき、効果的なマルチメディア対応型の講義室をできる限り早期に整備する</p>	<p>【31】 マルチメディアを活用する授業について必要となる講義室の整備を引き続き検討する。</p>	<p>教養教育1号館301室（大教室）にプロジェクター、DVD&VHSプレイヤーを設置するとともに、音響設備を充実した。 教養教育1号館の改築に伴い、教養教育2号館101室を情報教育室として改修整備した。 教養教育1号館全講義室のメディア教育機器を段階的に整備充実することを</p>	

<p>とともに、サテライト教室においても情報ネットワーク等の利用が可能になるシステムをできる限り早期に充実させる。</p>		<p>計画し、平成17年度は、6講義室にプロジェクター、DVD&VHSプレイヤーを設置した。</p>	
<p>【32】 備えるべき図書・雑誌、学生の自学自習環境等の整備のあり方、及びサテライト教室での利用環境のあり方について、全学的見地から検討し、具体策を策定する。また、図書館の電子化を推進するとともに、学部図書室（分室）の充実を図る。</p>	<p>【32、67】 総合情報基盤機構会議のもとに図書選定委員会（仮称）を置き、図書館の蔵書構成を検討し、学生用図書及び電子ジャーナルの整備計画を策定する。</p>	<p>総合情報基盤機構会議のもとに、各学部、全学教育・学生支援機構、図書館で構成する蔵書構成検討委員会を設置（平成17年9月）し、図書館の蔵書構成等について検討した。学生用図書については、17年度から新たに始まった教養教育に資する学生用図書を17年度に重点整備することとし、教養教育担当の教員からの推薦を集約して、和洋およそ1700冊を購入し、図書館閲覧室に配置した。電子ジャーナルについては、電子ジャーナル経費（全学共通経費）により購入する電子ジャーナル及びデータベースは、全学的な利用が見込まれる共通性の高いものであり、かつ、年間契約20万円以上のものとするとし、新たに、Oxford Journals 及び Springer Online Journal Archives を追加購入することとした。 全学教育・学生支援機構が放送大学履修科目の放送教材を借り受け、本学学生に再視聴の便宜を図ることになったことから、図書館の視聴覚ブースを再視聴場所として提供することとした。 平成17年度当初に634席だった図書館閲覧席を684席に増やし、図書館2階のエントランスのカーペット更新等を実施したほか、図書館の空調設備改修を行った。</p>	
<p>【33】 進学情報・資格試験等のデータベース化を図り、学生が常時アクセスできる環境をできる限り早期に構築する。</p>	<p>【33】 進学情報・資格試験等のデータベースシステム及び学生がアクセスできる環境について、大学ホームページの関係部分の充実などを検討する。</p>	<p>就職情報システムを導入することにより、他大学等大学院進学のための情報入手を可能とした。 本学の課程教育で取得可能な資格取得情報をホームページに掲載した。</p>	
<p>【34】 ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備を図る。</p>	<p>【34、166-2】 総合教育棟の大規模改修整備において、段差を無くす、自動ドア・身障者用トイレ・エレベーターの設置等、バリアフリー化を実施する。</p>	<p>総合教育棟の大規模改修整備において、段差を無くす、自動ドア・身障者用トイレ・エレベーターの設置等、バリアフリー化を実施した。 教育学部A棟玄関の改修に伴い、スロープ・自動ドアを設置し、バリアフリー化を実施した。 経済学部棟の改修に伴い、身障者トイレの設置を実施した。また、1階の学生自習室設置に際し、ドア自動開閉装置を備えた。 工学部におけるバリアフリー化の必要箇所について検討し、一部の玄関に自動ドアを取り付けた。 大学会館北側にスロープを設置し、正門及びバス停からの利便性を図った。</p>	
<p>（教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策） 【35】 平成16年度から、「教育・研究等評価センター」の「教育評価部門」において、教育活動に関する適切な評価を行う。同部門においては、各学部・研究科と連携しながら、教育の成果に関する評価法の研究開発を行う。また、同センター・部門は、毎年、教員の教育活動に関する業績、貢献を「教員活動報告書」として提出させ、教</p>	<p>【35】 教育・研究等評価センターは、各学部・研究科の評価委員会に対して教育内容、教育方法、教育の成果について報告を求め、自己評価の実態を把握しながら、教育の成果に関する評価方法の検討を行う。</p>	<p>教育・研究等評価センターでは、大学評価・学位授与機構が公表した機関別認証評価の11基準の中から学部・研究科の教育に関係する基準5から基準9の基本的観点ごとに、全学教育・学生支援機構、各学部・研究科に対して自己点検と今後の計画の提出を求めた（平成17年12月）。基準5は「教育の内容及び方法」、基準6は「教育の成果」であり、これらの中に含まれる基本的観点の状況の自己点検によって、全学教育・学生支援機構、各学部・研究科の教育内容、教育方法、教育の成果について把握することが可能となった。これらの実態を把握して、教育の成果に関する評価方法としては、基準6の「教育の成果」の基本的観点に含まれる複数の評価方法を用いることができることが分かった。しかし、卒業生（修了生）や就職先等の関係者から、在学時に身につけた学力</p>	

<p>育活動の評価の基礎資料とする とともに、教育活動の評価結果に基 づいて、質の改善についての提言 を行う。</p>		<p>やコミュニケーション能力について意見を聴取する取組みは未だ不十分である ことも分かった。</p>	
<p>(教材、学習指導法等に関する研 究開発及びFDに関する具体的方 策) 【36】 平成16年度から、「全学教育・ 学生支援機構」の「全学教育企画 室」は、各学部・研究科と連携し て教育方法の改善、教材・学習指 導法の研究開発を行うとともに、 教育能力の向上に関する全学教員 研修会を年1回開催し、特に新任 教員の参加を義務づける。これら の活動の評価については、「教育 ・研究等評価センター」が行う。</p>	<p>【36-1】 「英語教育開発センター」、「情報教育セ ンター」及び「基礎教育センター」におい て、各学部・研究科と連携して教育方法の 改善、教材・学習指導法の研究開発を引き 続き行う。 ----- 【36-2】 教員の教育能力の向上のため、各学部と 連携した全学教員研修会の開催について検 討する。</p>	<p>英語教育開発センターでは、CALLによる語学教育について、CALL授業見学 会の後に教育学部及び工学部教員と懇談会を開催する等により、教材の選定、 教育方法で改善すべき点、TAの活用法、望ましい学習環境等について協議した。 情報教育センターでは、「座学(講義)+実習」形態の実施に向け、各学部 と連携して検討を行った。 基礎教育センターでは、1年次向けの数学・物理担当教員と学生の学力の 欠けている点等について話し合い、次年度補習授業の開設に備えた。 ----- 平成18年度初頭に新任教員研修会を実施することとした。 「工学部のFDシンポジウム」を全学教育・学生支援機構が後援し、全学教職 員を対象に実施した。</p>	
<p>【37】 平成16年度から、各学部・研 究科に教育効果等の組織的改善の ための「FD委員会」を設置する。</p>	<p>【37】 各学部・研究科に設置したFD委員会にお いて、教授方法の改善の検討等を行う。</p>	<p>教養学部及び文化科学研究科では、次の事項を実施した。 担当授業科目ごとの教育目標が、学部・専修で設定した教育目的及び研究 科で設定した教育目的のどの項目に合致しているか、各教員にアンケート調査 を行い、この調査結果に基づき、カリキュラム体系が学部、専修ないしは研究 科の教育理念、教育目標・目的と合致しているかどうかの検討を行った。 分析の結果は、平成18年3月開催のFD委員会で報告され、教養学部の4つの教 育目標は、カリキュラム体系と整合的であり、全体としてバランスも取れてお り、専修ごとの教育目標の重点の置き方に概ね大きな相違はないことが指摘さ れた。 シラバスに記載すべき項目が記載されているかどうか、記載の有無に関す る調査をFD委員が分担して行い、この調査に基づき、学部・専修や研究科・専 攻ごとの傾向を分析した。18年3月開催のFD委員会で結果が報告されたが、ほ とんどの教員が大部分の項目を忠実に記載しているが、「授業の方法」という 項目の記載は欠落しているものもあり、記載内容に関する明確化が必要との結 論に達した。シラバスの位置づけ、記載項目の妥当性についても検討した。 アメリカと韓国の大学につき、いくつかのケーススタディに基づいて、授 業評価の実体について調査を行った。アメリカの大学では、Stanford大学とUC Berkeleyを対象に聞き取り調査を行い、韓国の大学では、4つの大学に関して その教育、研究の体制に関する現状を調査した。 教育学部では、次の事項を実施した。 平成18年度に採用予定の17名の教員を対象とした新任研修会の企画を立案 した。また、学部運営企画室で、教職員研修用として、『教職員のための必読 お助け事典』(教育用語や教育界独特の表現、学生用語などの解説集)等を作 成した。 学部FD学習会として、「養護教諭養成の法制度的歴史」(17年6月24日)、「灼 熱の太陽・アリゾナ大学滞在の状況ー博士号取得のシステム」(10月7日)をテ ーマとする講演会を実施した。 経済学部では、次の事項を実施した。 教員の経験・工夫を共有するシステムを作り、活かし続けることが重要で あることから、平成17年度より、各学期1回をめぐりにFD懇談会を実施し、失敗 体験や悩みも含めた情報交換を行う中で改善策を探る作業を実施することとし た。17年度は、バーバラ・グロス・デイビス著「授業の道具箱」を全専任教員</p>	

		<p>に配布し、このメソッド解説書の特定部分をキーノートとして指定して、「授業評価の読み方・構成の仕方」、「シラバスの作成」といったテーマでFD懇談会を開催し、この方面での能力開発に努めた。</p> <p>17年度より、年度初めに各教員から何らかの新たな取り組みを含んだ「今年度の目標」を公表するよう求め、ホームページで公開している。</p> <p>カリキュラム委員が毎年7月、3学科毎に開催するプレゼミ担当者会議でも、過半数の教員が関与し、悩みや問題対処を含めた意見交換、体験共有が行われている。</p> <p>授業評価に対する教師側の回答を「おへんじ200X」としてまとめ、ホームページで公開し、教師と学生との双方型対話の実現を図っている。</p> <p>理学部では、次の事項を実施した。</p> <p>FD委員会・カリキュラム委員会・進路指導委員会の「三者連絡合同会議」を設置して、授業評価・教育計画・学生支援を総合的に判断し、平成18年度のカリキュラムに反映させた。</p> <p>いくつかの授業について、FD委員とカリキュラム委員合同の授業参観を実施して相互評価を試行し、その結果を18年度のカリキュラムに反映させた。</p> <p>教育学部の教員による「授業方法の研修会」を実施し、30人以上の教員が出席した。</p> <p>シラバスの評価のため、「専門基礎科目」を対象に試験問題やレポート課題などをFD委員会で閲覧し、シラバスとの対応で無理のない適切な講義になっているかについて重点的に評価した結果を18年度のカリキュラム作成に反映させた。</p> <p>工学部では、次の事項を実施した。</p> <p>工学部FDシンポジウムを、「授業評価をどのように教育改善に結びつけるか」というパネルディスカッション形式で実施（平成17年12月）した。特に過去5年間の授業評価で高い評価を得ている学科及び教員に日頃の取り組みについて講演してもらい、その後、問題点、講義のスキルについての意見交換を行った。</p> <p>一部の学科で授業評価結果を学科内教員にホームページ上で公開するに至った。この課題については、工学部FD委員会として継続的に取り組んでいくことを確認した。</p> <p>教育環境については、継続的に工学部で講義室等への要望調査を行い、修繕すること等で環境整備を行った。</p> <p>FD関連図書購入・教員への貸出し、図書館の特設コーナーの利用等により、FD関連の意識の向上を図った。</p> <p>TAの積極的活用を目指して、採用基準、採用までの手続き、活動内容の評価方法について検討し、工学部としての実施要綱をまとめて18年度以降実施することとした。</p>	
<p>(全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策)</p> <p>【38】</p> <p>初等中等教育の優秀な教員養成のための学部附属施設を充実し、教育実践に関する実際的な研究教育を行い、教育の発展に寄与する。</p>	<p>【38】</p> <p>教育学部では、全学的支援を受けつつ、学部教員と附属教員との連携により、附属養護学校に開設した「発達支援相談室しいのみ」の充実を図る</p>	<p>教育学部では、「発達支援相談室しいのみ」の取り組みを軸とする現代的教育ニーズGPプログラム資金を獲得した(添付資料6)。「発達支援相談室しいのみ」では、電話相談、学校コンサルテーション、研修講師派遣を継続的に実施するとともに、さいたま市内の小中学校教員向けに軽度発達障害セミナーの開催等を実施した。</p>	
<p>【39】</p> <p>ITの飛躍的な発展に沿って、各種コンピュータとネットワーク整備を進めるとともに、これらを一元的に管理し、効率的な運用を図るための学内共同利用施設を充実する。</p>	<p>【39、30、68】</p> <p>平成18年度に導入する、安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムの準備を行う。</p>	<p>教育研究推進のための高度情報共有環境の整備を構想し、ネットワーク基盤、情報処理システムの2つに分けて計画を進めた。</p> <p>ネットワーク基盤</p> <p>平成18年度特別教育研究経費(理工学分野における教育研究高度化設備)を概算要求し、学内予算措置と合わせて、18年度に全学光直収ネットワーク(キャンパス内の各建物・各室に光ケーブルを敷設)を整備する計画を立案した。特別教育研究経費が認められたので、当初の計画どおり、全学一括整備するこ</p>	

		<p>ととし、仕様確定等の発注準備作業に入った（工期を考慮すると18年度第1四半期の発注 第4四半期完成の日程となる）。</p> <p>情報処理システム 当初は17年度第4四半期に更新を予定していたが、ネットワーク基盤の整備を18年度第4四半期末としたことから、更新時期をそれに合わせることにし、現行情報処理システムの使用を19年2月まで延長することとした。これに伴い、16年度に設置した仕様策定委員会にかえ、17年12月に、関係各部局に委員を委嘱した仕様策定委員会を改めて設置した。</p> <p>仕様策定委員会では、安全で安定したネットワーク環境の整備（光直収ネットワーク上で認証VLAN、検疫システム等実現するためのネットワーク機器の導入）教育・実習に係る情報環境の整備（情報メディア基盤センター、教養教育及び各学部のPC教室等へのネットブック教育システムの一括導入）を中心に新システムの構想を固め、仕様書原案の作成に入った。</p>	
<p>【40】 学生及び教職員の健康の保持増進を図るための保健センター及び体育施設を充実する。</p>	<p>【40】 学生支援センターにおいて、学生生活支援の改善と充実を図ることを目的に「学生生活アンケート」を実施し、その結果の分析を行う。</p>	<p>学生生活アンケートからは、学生生活支援の改善と充実に関して、経済的負担の大きさが目立っている。このためアルバイトは、短期を含めると大多数の者が行き、定常的な者も半数近く、時間的余裕が少ないこともあって、課外活動への加入率は約2割となっている。ただ、大学生生活に満足という学生は6割を占める。今後、経年的な分析等を行い、学生生活支援の改善・充実に活用する。</p> <p>体育施設の劣化補修、整地等について、民間資金を活用した整備計画を推進する方策を検討し、有限責任事業組合(LLP)を活用して、運動施設開放による地域貢献に併せた施設整備を進める構想を策定した。この構想について、戦略企画室にWGを設け（平成18年4月）検討を進めている。</p>	
<p>【41】 外国人留学生のための日本語教育を行うとともに、短期留学生に対して日本文化や日本事情等の学習の場を提供する留学生センターをさらに充実することを検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【41】 留学生センター運営委員会、留学生センター会議等において、全学体制下での留学生センターの在り方を再検討する。</p>	<p>「埼玉大学再構築計画」（添付資料1）に掲げた方針のもとに、全学的な国際交流の強化と拡充を図るため、留学生センター等の学内国際関係組織の一元化に向けた検討を行い、平成18年7月を目途に「国際交流センター」を設置することとした。</p> <p>国際交流センターは、海外の大学等との学術交流の企画・推進、留学生教育の企画立案及び教育研究面での国際貢献を行うため、総合研究機構の国際交流室と留学生センターを新たな2部門（事業担当及び名称変更を含む。）とする形での独立したセンターとして、それに対応する事務部門としては、研究国際協力課の国際担当部門と全学教育課の留学生担当部門を統合して、国際交流支援室として立ち上げることにしている。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標
 (学生の学習支援に関する基本方針)
 質の高い教育に力点を置き、授業時間以外での指導、学習支援を制度として実施する。
 (学生への生活支援等に関する基本方針)
 生活相談・就職支援等の充実を図る。
 各学部・研究科が教育理念、目標に即して、具体的できめ細かな学生支援を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策) 【42】 平成16年度から、すべての教員が、学期中、毎週1回のオフィスアワーを設ける。	【42】 オフィスアワーを継続して実施する。	各学部において、各教員のオフィスアワーについて、シラバスで明記し、実施している。	
【43】 各学部・研究科に設置された「進路指導委員会」が、修学・履修状況を的確に把握し、必要に応じて学生や保証人等に周知を図る。	【43】 各学部・研究科に設置された「進路指導委員会」において、修学・履修状況を的確に把握し、必要に応じて学生や保証人等に周知を図る。	教養学部では、平成17年度から、学部1年生を対象にアカデミック・アドバイザー制度を導入した。1名の教員が6~7名の新生を担当し、主に履修指導に当たるほか、必要に応じて生活指導全般を行った。これによって1年生は科目選択や大学生活においてきめ細かい指導が受けられるようになった。なお、前期成績不良者に対して、担当のアカデミック・アドバイザーから指導を行った。 また、学生の成績を保証人に送付するとともに、修得単位数の少ない学生に対しては、所属する専修・専攻代表を通じて指導を行った。後期成績を保証人に送付する際には、「教養学部ニュースレター」を併せて送付し、学部教育の状況を知らせている。 教育学部では、2学期連続してGPAの成績が不良な者等に対して、学部長名の警告書を発するとともに、指導教員による学生の学習姿勢の改善を促す措置を取り、これらの措置による改善状況を確認した。また、学習姿勢の改善がみられない学生の取扱いについて協議し、申し合わせを作成した。 経済学部では、平成16年度から、1年次前期プレゼミで不可の判定を受け、後期プレゼミの再履修クラスにも欠席した学生を成績不良者と定義し、カリキュラム委員が本人に面談・指導を行うこととしている。17年度からは、これに加え、修得単位数が1年次後期終了時20単位、2年次前期終了時30単位以下の学生について、プレゼミ担当教員、演習担当教員等が、個別に面談を行う制度を新たに導入した。なお、成績に関する学生の疑義については、成績通知後10日間の受理期間を設け、当該担当教員が1週間以内に学生に回答する体制を設けている。 理学部では、進路指導委員会が、就学状況の把握に努め、学生の個別面談を恒常的に行っている。学業成績、就学状況は、保証人等に学期ごとに知らせている。保証人等への通知とともに、「理学部だより」を送付し、学部教育の状況を知らせている。	

		<p>工学部では、全在籍学生の保証人に対し、前年度・入学後通算の成績・修学状況を開示した。これに対する保証人からの修学状況の問い合わせについては、所属学科の学科長、進路指導委員等が面談を実施する等により、状況説明及び修学指導を行った。また、各学科の各学年担任が、毎学期開始直前のガイダンス時に、前学期修得単位数が10未満の成績不振者に対する個別面談を通して修学指導を行っている。</p>	
<p>(生活相談・就職支援等に関する具体的方策) 【44】 平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「学生支援センター」の「学生生活支援部門」、「就職支援部門」において、学生の生活相談、就職支援を行う。「学生生活支援部門」に「学生相談室」を置いて、学生相談の窓口を担うとともに、「就職支援部門」に「就職相談室」を置いて、就職相談の窓口を担う。「学生生活支援部門」は、学生からの苦情等に対する処理システムを策定し、「就職支援部門」は、各学部・研究科に置かれる「進路指導委員会」等と連携して、学内同窓会組織等を通じた卒業生の社会活動状況の把握に努めるとともに、関連企業との連携により、就職情報を収集するなど、学生の就職支援体制を強化する。</p>	<p>【44-1】 学生支援センターの「就職支援部門」に設置された「就職相談室」が、就職相談業務を行うとともに、各種就職セミナー、模擬面接等を行う。</p> <p>-----</p> <p>【44-2】 「就職支援部門」は、各学部・研究科に置かれる「進路指導委員会」等と連携して、学内同窓会組織等を通じた卒業生の社会活動状況の把握に努めるとともに、関連企業との連携により、就職情報を収集するなど、学生の就職支援体制を強化する。</p> <p>-----</p> <p>【44-3】 学生支援センターの「学生生活支援部門」に「学生相談室」を設置し、保健センターと連携し、学生相談に対応するとともに、学生生活支援の改善と充実を図るため、学生の状況・意識・希望等のデータ収集をする「学生生活アンケート」を実施する。</p>	<p>学生支援センターに、平成16年度から特任教授(2名。企業の業務管理経験者)を配置し、就職相談、エントリーシートの書き方、模擬面接等のきめ細かな指導を行っている(17年度の相談室利用者数:延べ339人)。また、同特任教授により、職業に対する考え方=キャリアアップ教育として、テーマ教育プログラム「社会と出会う3-会社と出会う-」の授業を行っている。 全学的な就職ガイダンス・セミナー(22回)、少人数による実践セミナー(10回)、学内企業説明会(5回)のほか、就職担当教員の意識向上のための「教職員(就職)セミナー」の開催、就職内定した学生ボランティア(経済学部4年生)による就職相談等を実施した。</p> <p>-----</p> <p>同窓会連合会との連携により、OBの参加(35人)を得て、パネルディスカッション「働く意味を考える」を開催した(平成17年10月)。 就職情報システムを新たに導入し、企業等から直接求人情報を入力してもらうための整備を行った。</p> <p>-----</p> <p>学生アンケートを実施した結果、何か悩みがある学生は70%であったことから、学生が容易にかつ速やかに相談できるサポートシステムとして、なんでも相談室「さいだいスポット21」を設置することとした。学生生活指導担当の専任教員(2名)が直接の担当に当たり、案件によって保健センター、各学部の各種委員会、学年担任及び指導教員等の協力を得る体制の相談システムを構築するとともに、相談施設の整備を行い、平成18年度から有効に活動すべく準備を行った。</p>	
<p>【45】 「学生相談室」は、「保健センター」と連携し、学生のメンタルヘルスのケアに努める。</p>	<p>【45】 「学生相談室」は、「保健センター」と連携して、学生の精神保健のケアを行う。</p>	<p>保健センターと連携して、健康相談に迅速に対応するため、学生相談室を保健センターに1室増設した。 健康教育の一環として、保健センター教員による授業科目「精神保健学」を開講し、学生のメンタルヘルスの向上を図った。また、自分に自信を持たせ、学生生活の充実感を高めるために、学生生活指導担当教員による授業科目「自己理解入門」を開講した。</p>	
<p>【46】 スポーツを通じた学生の健康増進を図る。</p>	<p>【46】 プロスポーツや地域スポーツと連携した教育プログラムを実施する。</p>	<p>社会人となるためのウォーミングアップコースと位置づけて設けたテーマ教育プログラム「社会と出会う」の授業科目の一つとして「スポーツマネジメント概論」を開講し、地元プロサッカーチーム「浦和レッズ」、「大宮アルディージャ」の関係者にも授業を担当してもらっている。本授業は、社会人も受講が可能となっており、スポーツや健康について学生の意識を高めるのに役立っている。また、これらサッカーチームの関係者と本学サッカーサークルが協力して、地域の小中学生のレベル向上のための活動も行っている。</p>	

		運動系サークルのリーダーが一同に会して、より多くの学生にサークルに加入してもらうため、サークル内容、練習方法、運営方法、勧誘方法等について意見交換をする協議会を開催している。	
(経済的支援に関する具体的方策) 【47】 同窓会、学生後援会による経済的支援の方策について検討する。	【47】 同窓会、学生後援会による経済的支援の方策について、引き続き検討する。	学生後援会から、課外活動に対する援助、学生の海外派遣、留学生を含めた緊急事故、就職活動、学生表彰等への資金援助を受けており、今後も継続したい。 同窓会は、各学部毎に設置されており、様々な支援を受けているが、大学全体としての同窓会連合会が平成15年12月に設置され、17年度には、同連合会がパネルディスカッション「働く意味を考える」を開催し、学生の就職活動の支援を行った。	
(社会人・留学生等に対する配慮) 【48】 社会人の修学の便を図るため、東京ステーションカレッジ、大宮ソニックシティカレッジ、さいたま新都心カレッジなどのサテライト教室の積極的な活用を図る。また、夜間・土曜開講のほか、日曜の開講についても検討する。	【48-1】 各種サテライト教室の利用者を対象としたニーズ調査を基に、活用法を検討する。	東京ステーションカレッジでは、社会人大学院生の修学の利便を図るため、土曜開講制をフルに活用してきたが、スペースの制約を免れなかった。こうした状況も含め、全体として東京ステーションカレッジが手狭になっていることから、平成18年度に新ビルに移転することとし、スペースと教室を増やして土曜開講の余地等を広げることとした。 東京ステーションカレッジでは、平成16年度から利用可能となった電子ジャーナルのサービス等に加え、宅配便による雑誌等の貸借サービスの実施、バーコード制の採用により貸出数が格段に増え、資料活用上の利便性が増した。	
	【48-2】 社会人学生の修学の利便を図るため、ネットワークを通して図書が閲覧できる電子図書(e-book)を導入する。	平成17年4月から、ネットワークを通して図書が閲覧できる電子図書(e-book) 200タイトル(社会科学系が中心)の提供を開始した。	
【49】 社会人・留学生の教育について、一般学生との複線・融合型教育を実施する。	【49-1】 留学生プログラムへの日本人学生参加を引き続き推進するとともに、実態を調査し改善に努める。	校内学生のためのSTEPSガイダンスの実施や単位認定などを通して、留学生プログラムへの日本人学生参加を推進した。その結果、平成17年度前期の校内学生STEPS登録者は35名(前年同期比+17%)、後期登録者は37名(前年同期比+37%)などの改善がみられた。 博士前期課程における英語による授業科目を通じて、留学生、日本人学生の融合型教育を引き続き実施した。	
	【49-2】 理工学研究科では、英語による授業科目を通じて、留学生、日本人学生の融合型教育を引き続き実施する。	理工学研究科では、留学生が最も多く、従来から英語による講義を数多く行っている建設工学専攻(改組後の環境システム工学系専攻環境社会基盤国際コース)が英語による授業科目をより一層充実したことに加えて、環境制御工学専攻(改組後の環境システム工学系専攻環境制御システムコース)においても、平成18年度より英語のみによる講義を開講することとした。	
【50】 平成16年度に、留学生への支援体制の充実と強化を図るため、「全学教育・学生支援機構」の下に「留学生センター」を置く。「留学生センター」は、各学部・研究科と連携して、留学生の修学の便を図る。とくに、充実した日本語の補習教育を提供するほか、主として短期留学生を対象にした	【50-1】 留学生の教育効果を高めるために、日本人学生の授業参加を促し、埼玉大学短期留学生プログラムSTEPSの充実を図る。さらに、十分な日本語能力を持った留学生については、各学部・研究科の授業を聴講させる。これらを含めたSTEPSの教育内容充実のため、各学部・研究科等と連携し充実を図る。	STEPS科目に日本人学生の参加が増加したことにより、留学生の教育効果が高まった。十分な日本語能力をもった留学生については、引き続き、経済学部、工学部、理工学研究科の授業科目や教養教育科目を聴講させた。 教育学部教員の指導のもとにSTEPS学生が専門分野の論文を執筆するという新しい形態の教育を実施した。また、STEPSにおいて工学部教員による授業科目を開講するとともに、理工学研究科博士前期課程授業においてSTEPS留学生の聴講を受け入れた。	
	【50-2】		

<p>英語による特別プログラムSTEPSを実施する。</p>	<p>留学生への日本語教育に関し、よりニーズに対応したものとなるよう充実を図り推進する。</p>	<p>留学生への日本語教育に関し、従来から開設していた授業科目に加え、「自由科目」を開設し、中上級のアカデミック日本語を学びたいというニーズに対応した。 日本語の補習教育を引き続き実施した。全学日本語補講は、5レベルのクラスを開設し、加えて漢字や視聴覚のクラスも設けて、技能別の能力を高めたいというニーズに応えた。</p>	
<p>【51】 大学院教育においては、英語による特別プログラムの充実を図る。</p>	<p>【51】 理工学研究科において、英語による特別プログラムの拡充や留学生特別講義の充実を検討する。</p>	<p>理工学研究科では、英語による留学生特別プログラムの充実を検討するとともに、改組後の環境システム工学系専攻において英語による授業科目数を増やすこととした。</p>	
<p>【52】 子育てをしつつ学ぶ学生に対する支援のあり方について検討を行う。</p>	<p>【52】 学生支援センターにおいて、学生生活の改善と充実を図ることを目的に「学生生活アンケート」を実施し、その結果の分析等を踏まえて子育て支援について検討する。</p>	<p>大学院長期履修学生制度（個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修することを可能とする。）について、全学教育企画室で検討を進め、平成17年10月に全学的な規程を制定し、各研究科で18年4月から同制度を導入することにより、子育てしながら学習できるシステムの整備を図ることとした。（18年4月からの該当学生は2人）</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 2 研究に関する目標
 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	(目指すべき研究の水準) 世界水準の研究の推進を目指し、大学として重点領域を定め、研究拠点の育成を図る。 (成果の社会への還元等に関する基本方針) 産学官交流を通じて研究面における社会との連携を積極的に推進し、社会の現実的課題の解決に積極的に貢献する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(目指すべき研究の方向性) 【53】 教育組織と研究組織の分離による研究能力のパワーアップ、全学体制による研究拠点の形成などにより、世界水準の研究を目指すことが可能となる条件整備を行う。	【53-1】 21世紀総合研究機構について、研究戦略のみならず、国際交流、地域連携・産学官交流等にも幅広く対応できるよう、平成16年度に再編し「総合研究機構」とした。これを受けて、世界水準の研究を目指す条件整備を行う。	総合研究機構の下に4室(研究推進、地域連携、産学連携、国際交流)を設け、研究戦略のみならず、国際交流、地域連携・産学官交流等についても幅広く全学的な企画・推進を行っている。特に研究推進室においては、世界水準の研究を目指して、学内の基礎研究やプロジェクト研究について、経費配分とスペース提供により奨励し、先を見据えて世界的な研究の種を育てている。また、重点研究テーマ2件、準重点研究テーマ2件を定め、これを中心とした周辺研究の視野を拡大するなどの条件整備を行った。	
	【53-2】 理工学研究科では、教育組織と研究組織を分離することを検討する。	理工学研究科博士後期課程においては、平成18年度からの改組(大学院への重点化、研究部と教育部の分離)に伴い、これまでの専攻における教育目標に関する点検結果を基に、理工融合型の1専攻6教育コースに改組するとともに、教育コースに対応する5研究部門を設置することとした。特に、大学が選定した重点研究に基づく全学体制の研究拠点の形成をも意図した連携先端研究部門を発足させることとしている。	
(大学として重点的に取り組む領域) 【54】 平成16年度に、学内組織により措置した「21世紀総合研究機構」を再編改組し、その下に新たに「研究戦略企画室」と「研究推進部門」を設置して、学内における競争的環境を構築する。	【54】 「総合研究機構」に「機構会議」を置き、総合研究機構におけるすべての業務を司る。機構会議に設けた研究推進室、産学連携室、地域連携室及び国際交流室の機能をさらに充実させ、学内外の競争的環境を構築する。	機構会議及び4室において、学内外の競争的環境を構築するための活動を行った。具体的には、重点研究テーマに研究費を配分し、かつ、スペースを貸与する体制を整え、研究経費(市民との共同研究、国際シンポジウム等支援)やプロジェクト研究のためのスペース確保などをさらに充実した。	
【55】 「研究戦略企画室」においては、平成17年度初頭までに、先端物質、環境、バイオ、材料、IT関連の科学と技術を始めとする、重点研究推進テーマの選定、研究プロジェ	【55-1、143】 研究推進室で重点研究推進テーマ及び研究プロジェクトの編成等を確定し、研究を推進する。	研究推進室において、2件の重点研究テーマと2件の準重点研究テーマを選定し、研究プロジェクトについては、4つのプロジェクト編成(先端的研究、産学官連携研究及び地域連携研究、国際共同研究、若手研究及び基礎研究)を設けて研究を支援した。	

<p>クトの編成等大学としての戦略的な研究企画を立案し、「研究推進部門」を中心として研究を推進するとともに、外部の研究機関との連携も含めて研究企画を行う。</p>	<p>【55-2】 産業技術研究所等外部機関との連携をさらに進める。</p>	<p>産業技術総合研究所（平成18年3月連携協定の締結）、埼玉県立がんセンター（17年9月覚書の締結）との連携を進めた。</p>	
	<p>【55-3】 教育学部では、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」公募に申請を行う。</p>	<p>教育学部では、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」に申請を行った。また、研究支援委員会を中心に、新カリキュラムに対応する「人間形成総合科目」の開発を展開した。</p>	
<p>（成果の社会への還元に関する具体的方策） 【56】 地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」等の組織的共同研究、教員個々の企業・自治体等との共同研究、埼玉県の美術館、博物館、芸術劇場の組織、運営に関する研究等を促進するとともに、埼玉大学産学交流会及び地域共同研究センターを通じて地域貢献につながる共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【56-1】 大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の一層の推進を図るため、「地域共同研究センター」のさらなる充実を図るとともに、「地域共同研究センター」と「知的財産部」との一体的運営について検討を行う。また、「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」の活動の一層の推進、技術相談などの対応方の充実について検討を継続する。</p>	<p>産学連携室会議において、地域共同研究センターと知的財産部の一体的運営についての検討を行い、その一環として、共同の打合せを毎週開催することとした。 産学交流協議会の活動の一層の推進を図るために、産学交流協議会運営委員会で検討を行うとともに、活動の具体的指針を作成するためにワーキンググループを設けた。</p>	
	<p>【56-2】 平成15年度から開始している産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト（地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」）を継続、発展させ、研究成果を得る。</p>	<p>地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」は順調に継続され、中間評価では、水準を超えているとして、高位に格付けされた。企業等との共同研究などが、一層活発に行われ、地域共同研究センターを拠点としたプロジェクトが理学部教員により複数件実施されている。平成17年度の理学部教員による民間等との共同研究16件、受託研究4件であった。また、ベンチャー企業を2社立ち上げ、さらに1社を立ち上げ準備中である。 「埼玉バイオプロジェクト」に加えて、平成17年度より埼玉県等と協力し、都市エリア産学官連携促進事業「関東平野埼玉エリア」における共同研究事業として、「地球環境問題の解決と環境共生都市の構築に向けた都市廃棄バイオマスの効率的再利用技術の開発と安全性評価」を開始した。</p>	
	<p>【56-3】 人文社会系3研究科のスタッフが中心となり、平成16年度の研究会活動を通して得られた成果を踏まえて、さいたま芸術劇場を対象とし、社会的評価を含む独自の劇場評価の試行案を作成し、その試行に着手する。</p>	<p>さいたま芸術劇場との共同研究については、平成16年度までの研究成果を踏まえ、共同研究者各自がそれぞれの重点分担領域における調査と評価試行に取り組んだ。また、比較対象のための参考事例研究として、全国の6公立芸術文化施設の関係者（自治体職員を含む。）に対する聞き取り調査を行い、公立芸術文化施設に対する事業評価のあり方についての検討を深めた。17年度の研究の結果、これまでに行われてきている各種芸術文化施設評価では取り上げられてこなかった、自治体の文化政策に対する評価、スタッフの労働環境に関する評価、芸術プログラムの中身に関する評価などが、公立芸術文化施設に対する十全でよりバランスの取れた社会的評価には不可欠であるとの共通認識を得、公立芸術文化施設に対する独自の評価の枠組みを提示することができた。また、大学が学部横断的な共同研究グループを組織して地域の公立芸術文化施設と共同研究を行っている例も他にはなく、この点でも先進的な事例となることができた。 経済科学研究科では、研究科スタッフを中心とする埼玉県総合政策部改革政策局との共同研究をさらに発展させ、平成17年度は、県の新5カ年計画策定のための基礎研究、「教育プログラムを通じた大学生が抱く『埼玉イメージ』の調査」を、埼玉県からの受託研究として実施した。同調査研究の成果は、報告書としてまとめられ、研究発表会はマスコミでも報道された。</p>	

<p>(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策)</p> <p>【57】</p> <p>平成16年度から、新たに設置される「教育・研究等評価センター」の下に、「研究評価部門」を置く。同部門は「研究戦略企画室」で企画され「研究推進部門」で実施した研究プログラムの水準並びに成果を検証・公表し、企画・実施部門にフィードバックする。さらに毎年、各学部・研究科の組織としての評価及び全教員について研究に関する業績と貢献に関する報告(「教員活動報告書」)を求める。同部門は、「教員活動報告書」等に基づいて研究評価を行い、その結果を公表する。なお、研究の水準・成果の検証に資するために、例えば、競争的資金の獲得、学会誌への掲載、引用頻度、学術賞の受賞、学会組織の役員歴など、各学部の研究目標に即応した客観的な評価基準を策定し、公表する。</p>	<p>【57】</p> <p>各学部・研究科の評価委員会に対して、組織としての研究の成果について報告を求め、自己評価の実態を把握しながら、研究の成果に関する評価方法の検討を行う。</p>	<p>平成17年度は各学部・研究科の組織としての研究成果のデータの収集に至っていないが、教員個人から提出された「教員活動報告書」の研究の箇所の組織ごとのデータの集約によって組織の研究成果基礎データとすることが可能であり、その方法について教育・研究等評価センターにおいて検討した。工学部では毎年紀要を出版しており、工学部としての研究成果のデータの集約がなされている。また、学外との共同研究や学部内プロジェクト研究に対しては成果の報告を紀要に掲載することを義務づけており、組織としての評価が一部なされている。</p>	
---	---	--	--

大学の教育研究等の質の向上
 2 研究に関する目標
 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中期 目 標	<p>(研究者の配置に関する基本方針) 大学として取り組むべき重点課題を適切に選択し、研究者、研究室、研究費等資源の重点的配置・配分を行う。 若手研究者による萌芽研究、基礎研究などを重点的に奨励し、積極的な支援を行うためのシステムを構築する。</p> <p>(研究環境の整備に関する基本方針) 研究環境の重点的整備を行う。</p> <p>(研究の質の向上システム等に関する基本方針) 社会との連携にかかわる研究を重点的に推進し、学外との共同研究を積極的に推進する。 大学における知的財産を積極的に顕在化させ、有効活用を図る。</p>
--------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p>(適切な研究者等の配置に関する具体的方策) 【58】 平成16年度に、「研究戦略企画室」は、研究水準を高めるために、学際的な研究プロジェクトを本学教員から募集する。この研究プロジェクトには、国内外からの研究者(任期制)の参加も可能とする。</p>	<p>【58】 研究推進室は、公募プロジェクトの中から、引き続き優れた学際的な研究プロジェクトを積極的に採択し、支援する。</p>	<p>研究推進室は、公募プロジェクトの中から、引き続き優れた学際的な研究プロジェクトを積極的に採択し、支援した。具体的には、先端研究15件、産学官連携研究及び地域連携研究11件、国際共同研究5件、若手研究及び地域連携研究64件、計95件を採択し、研究支援(経費・スペース提供)している。</p>	
<p>【59】 大学間交流協定を締結している大学との間で、大学院の講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図ることを検討する。これによって単なる研究の交流だけでなく、在外生活の経験を積ませ、教員の意識の国際化も助長する。</p>	<p>【59】 大学間あるいは学部間交流協定を締結している大学との間で、関係する研究科が大学院の講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図れるよう、総合研究機構支援プロジェクト等への申請を奨励し、審査のうえ支援する。</p>	<p>公募プロジェクトに国際共同研究のカテゴリーを設けて公募し、5件を採択した。なお、うち3件が協定校と教員との共同研究である。</p>	
<p>【60】 教員の研究環境の向上を図るために、RAの配置について検討する。</p>	<p>【60】 平成16年度採択公募プロジェクトにおけるRAの活動状況を把握する。</p>	<p>平成16年度採択公募プロジェクトにおけるRAの活動状況を把握した。</p>	
<p>【61】 平成18年度までに、重点研究に主体的に参画する教員に対して、研究以外の業務を軽減させる</p>	<p>【61】 重点研究テーマを定め、主体的に参加する教員に対して、研究以外の業務を軽減させる方法について、関連学部で継続して検</p>	<p>平成18年4月の理工学研究科の改組に伴い、研究を主に行う研究重点教員の配置を行うこととした。</p>	

<p>方策について検討する。</p>	<p>討する。</p>		
<p>【62】 平成16年度に、若手研究者を「研究推進部門」のプロジェクトに参加させ、研究以外の業務を軽減して、自立した研究に集中できる制度を検討し、平成17年度から実施する。</p>	<p>【62】 若手研究者を、研究推進室のプロジェクトに参加させる。さらに、研究以外の業務を軽減して自立した研究に集中できる制度を提案し、業務を軽減させる方法について、関連学部で検討する。</p>	<p>プロジェクト研究に若手研究というカテゴリーを設定し、配分額を増やしている。また、教育義務を教授より助教授、助教授より助手を軽減する規則を制定している学科もあり、こうした状況も踏まえ、業務軽減方法の検討を行っていくこととした。</p>	
<p>(研究資金の配分システムに関する具体的方策) 【63】 平成16年度に、大学の基本戦略に基づき、大学として重点的に取り組む研究への資金援助が可能となる配分システムを構築する。</p>	<p>【63】 平成16年度に定めた、大学として重点的に取り組む研究への資金援助の配分システムに従い、資金援助を行う。</p>	<p>平成16年度に定めた大学として重点的に取り組む研究への資金援助の配分システムを用いて、資金援助を行った。具体的には、重点研究テーマ2件、準重点研究テーマ2件を選定し、先端的研究としての枠組みの中に取り入れて、総額約2千2百万円の経費援助を行った。</p>	
<p>【64】 平成16年度に、「研究戦略企画室」は研究プロジェクト等に経費の重点配分を行うシステムを検討する。</p>	<p>【64】 平成16年度学内公募プロジェクトにおける基礎研究への研究費の配分方法を再検討する。</p>	<p>平成16年度に決定した配分システムに、重点研究テーマに関わり必要な修正を行ったものに基づき、学内公募プロジェクトに経費支援を行った。 平成18年度から、教員研究費のうち平等配分を行ってきたものを廃し、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めており、研究成果を挙げている教員個人又はグループに対して、総合研究機構が公募する方式により審査のうえ配分することとした。</p>	
<p>【65】 外部資金を獲得しにくい基礎研究で、研究業績を挙げている教員に対する資金援助を検討する。</p>	<p>【65】 平成16年度学内公募プロジェクトにおける基礎研究への研究費の配分方法を再検討する。</p>	<p>平成16年度学内公募プロジェクトにおける基礎研究への研究費の配分方法を再検討し、研究者の自由な発想に基づく研究を推進するため、基礎研究(若手研究も含む。)の採択率及び配分率を高めた。</p>	
<p>(研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策) 【66】 平成16年度から、競争的資金を獲得した教員のための全学共同利用の実験スペースを確保するとともに、プロジェクト研究のためのスペースを確保する。</p>	<p>【66】 競争的資金を獲得した教員のために、既存の総合研究機構棟や総合研究棟の研究スペースに加えて、総合教育棟の大規模改修整備に伴うスペースを活用し、貸与可能な実験及び研究スペースの確保と充実に努める。</p>	<p>競争的資金を獲得した教員のために、既存の総合研究機構棟や総合研究棟の研究スペースに加えて、総合教育棟の大規模改修において、5階フロア全てを、流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースとすることにより、研究スペース(714㎡)を拡大整備し、実験機器も整備した(平成18年度から使用開始)。</p>	
<p>【67】 平成16年度から、順次、高額図書、必要な電子ジャーナル等の整備に務める。なお、備えるべき学術雑誌、電子ジャーナル、高額図書の整備のあり方について検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【67、32】 総合情報基盤機構会議のもとに図書選定委員会(仮称)を置き、図書館の蔵書構成を検討し、学生用図書及び電子ジャーナルの整備計画を策定する。</p>	<p>総合情報基盤機構会議のもとに、各学部、全学教育・学生支援機構、図書館で構成する蔵書構成検討委員会を設置(平成17年9月)し、図書館の蔵書構成等について検討した。学生用図書については、17年度から新たに始まった教養教育に資する学生用図書を17年度に重点整備することとし、教養教育担当の教員からの推薦を集約して、和洋およそ1700冊を購入し、図書館閲覧室に配置した。電子ジャーナルについては、電子ジャーナル経費(全学共通経費)により購入する電子ジャーナル及びデータベースは、全学的な利用が見込まれる共通性の高いものであり、かつ、年間契約20万円以上のものとするとし、新たに、Oxford Journals 及び Springer Online Journal Archives を追加購入することとした。</p>	

<p>【68】 平成16年に、学内LANのセキュリティ向上と適正な通信速度の確保のために設備の変更を検討する。</p>	<p>【68、30、39】 平成18年度に導入する、安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムの準備を行う。</p>	<p>教育研究推進のための高度情報共有環境の整備を構想し、ネットワーク基盤、情報処理システムの2つに分けて計画を進めた。 ネットワーク基盤 平成18年度特別教育研究経費（理工学分野における教育研究高度化設備）を概算要求し、学内予算措置と合わせて、18年度に全学光直収ネットワーク（キャンパス内の各建物・各室に光ケーブルを敷設）を整備する計画を立案した。特別教育研究経費が認められたので、当初の計画どおり、全学一括整備することとし、仕様確定等の発注準備作業に入った（工期を考慮すると18年度第1四半期の発注 第4四半期完成の日程となる）。 情報処理システム 当初は17年度第4四半期に更新を予定していたが、ネットワーク基盤の整備を18年度第4四半期末としたことから、更新時期をそれに合わせることにし、現行情報処理システムの使用を19年2月まで延長することとした。これに伴い、16年度に設置した仕様策定委員会にかえ、17年12月に、関係各部局に委員を委嘱した仕様策定委員会を改めて設置した。 仕様策定委員会では、安全で安定したネットワーク環境の整備（光直収ネットワーク上で認証VLAN、検疫システム等実現するためのネットワーク機器の導入）教育・実習に係る情報環境の整備（情報メディア基盤センター、教養教育及び各学部のPC教室等へのネットブック教育システムの一括導入）を中心に新システムの構想を固め、仕様書原案の作成に入った。</p>	
<p>（他大学等との連携、プロジェクト研究等） 【69】 平成16年度に、競争的環境をつくる体制の構築を目指して設置された「研究戦略企画室」が、他大学等との共同研究や学内の研究科を超えたプロジェクト研究などの戦略的な研究企画を立てるとともに、重点研究推進テーマの設定、プロジェクトの編成方法等を検討する。</p>	<p>【69】 「研究推進室」で、他大学との共同研究や学内の研究科を超えたプロジェクト研究などの研究企画をたてるとともに、重点研究推進テーマの設定、プロジェクト研究の編成を行う。</p>	<p>他大学等との共同研究（産業技術総合研究所、大妻女子大学、埼玉バイオ、本庄国際リサーチパーク（早稲田大学））を実施した。なお、重点研究テーマ4件（準重点研究テーマを含む。）と学内公募プロジェクトとして4種目（計95件）を支援している。 茨城大学、宇都宮大学、群馬大学と埼玉大学との4大学の間で、大学院間の教育研究の連携に関して協定を締結（平成18年3月）し、授業の履修、研究指導、学位論文の審査等について相互協力を行うこととした。</p>	
<p>【70】 理化学研究所、埼玉県環境科学国際センターとの連携を継続するとともに、平成16年度以降、産業技術総合研究所等広く国内外の研究機関との連携を目指す。</p>	<p>【70】 産業技術総合研究所と連携協定を結ぶ。</p>	<p>平成18年3月に産業技術総合研究所との連携協定を締結した。</p>	
<p>（知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策） 【71】 平成16年度に、「研究戦略企画室」の下に置かれる「知的財産部」において、知的財産の創出推進計画、活用指針、特許の取得に関するマニュアル等を策定し、学内への普及を図って、その創出、活用に務める。</p>	<p>【71】 「機構会議」で策定した、知的財産の創出推進計画、活用指針、特許の取得に関するマニュアル等をもとに、知的財産に対する学内の認識を高めていく。また、「知的財産部」と「地域共同研究センター」が連動して、各学部への啓発活動を継続して行うとともに、知的財産の創出に努める。</p>	<p>知的財産に関する学内の認識を高めるため、年度の前期及び後期に説明会を開催し、うち1回は地域共同研究センターと知的財産部との共催で実施した。活動の成果として、平成16年度の発明届51件に対し、17年度は59件に達した。</p>	

<p>【72】 産業界との共同研究を増加させ、有用性のある研究を実施し、特許の出願を推進する。</p>	<p>【72】 「機構会議」で産業界との共同研究を増加させ、有用性のある研究を実施するための施策の検討を継続するとともに、埼玉りそな銀行などとの協力関係を構築していく。また、特許出願を推進するための施策を検討するとともに、学内における啓発活動を継続していく。</p>	<p>産学連携室会議において、共同研究の増加策を検討した。また、産学交流協議会と共同して、「お試し共同研究」制度を立ち上げるなどにより、共同研究は平成16年度の64件から、17年度は83件に増加した。 埼玉りそな銀行との協力関係を構築するために、関係者を客員教員として迎えるとともに、同銀行支店網を通じて研究シーズの紹介を行い、その成果として2件の共同研究が実施された。 特許出願を推進するための検討を行い、知的財産評価委員会での十分な審査時間を確保する等のために、委員会を月1回から2回に増やした。また、学内で特許申請に関する説明会を行った。</p>	
<p>(研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策) 【73】 平成16年度に、「教育・研究等評価センター」の下に置かれる「研究評価部門」は、研究評価の計画、評価対象、評価基準等を策定するとともに、各学部・研究科と連携して、研究業績を評価するための方法を検討する。また、平成17年度から、同部門は、毎年度、研究プロジェクトごとに成果報告書の提出を求め、更に教員個人の研究業績を記載した「教員活動報告書」の提出を求める。これらに基づき本格的な学内研究評価を実施する。</p>	<p>【73】 教育・研究等評価センターは、各学部・研究科の評価委員会と連携して、研究業績を評価する方法を検討する。また、研究プロジェクトごとに成果報告書の提出を求め、さらに教員個人の研究業績を記載した「教員活動報告書」の提出を求める。</p>	<p>各学部・研究科等の教員個人の評価の方法を開発するための教育・研究等評価センターの作業の過程で、各センター員は所属する当該学部・研究科の自己評価委員会と連携して、研究業績を評価する方法について協議・検討を重ねた。議論の一つの焦点は、評価の対象とする期間を何年とするかであり、これについては、学問分野の特性を踏まえ、全学レベルでは3年間を基本としつつ5年も可能であるとの結論に達した。また、各部局ごとに、独自の評価項目を設定可能とすること、などが了解された。「教員活動報告書」については、在籍専任教員の90%以上からの提出があった。そこでは、評価が研究の量的な側面へ傾斜することへの懸念などが表明され、質的な側面を正確に評価するためのシステム構築の重要性が指摘された。また、学問分野ごとの特性を踏まえた記載項目の改訂・細分化の必要性等の意見が出された。これらを踏まえて、教育・研究等評価センターにおいては、当面する検討作業を、すぐに着手できる課題、次年度前半頃までに果たされるべき課題等に区分したうえで、引き続き検討を続けることとした。</p>	
<p>【74】 平成18年度までに、優れた研究実績を有する教員・組織に対する全学的な支援方策を検討する。</p>	<p>【74】 総合研究機構の公募型プロジェクトへの予算配分方法に、教育・研究等評価センターによる評価結果を取り入れることについて検討する。</p>	<p>総合研究機構で教育・研究等評価センターによる評価を取り入れることを検討した結果、平成18年度以降、科学研究費補助金の評価方法を準用して行うこととした。</p>	
<p>(全国共同研究、学内共同研究等の具体的方策) 【75】 大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の推進を図るため、地域共同研究センターを充実し、埼玉大学産学交流協議会の活動、サテライト教室における技術相談などを推進する。</p>	<p>【75、84】 「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」を軸とした産学官交流の推進を継続するとともに、「地域共同研究センター」を「リエゾンオフィス」として機能させるための設置条件等についての検討を継続する。</p>	<p>産学連携室会議において、産学官連携の推進についての検討を行った。また、産学官連携の推進のために、産学交流協議会総会を開催(平成17年7月1日)し、埼玉県副知事に特別講演をお願いした。さらに、産学交流協議会運営委員会及びWGを開催するとともに、ミニフォーラム等を実施した。 産学連携室会議において、地域共同研究センターをリエゾンオフィスとして機能させるための設置条件等について検討を行った。</p>	
<p>【76】 科学技術の急速な高度化・複雑化に適切に対応し、先端的研究に必要な高性能各種機器の一元化を推進するため、アイソトープ、動物実験の分野の支援体制を統合し、より効果的な学内相互連携体</p>	<p>【76】 「科学分析支援センター」の充実について継続して検討する。</p>	<p>科学分析支援センターに廃液処理施設を統合(平成18年4月)し、分析、測定機器の一元的かつ効率的な管理、運営を図ることとした。</p>	

<p>制を推進するため、総合科学分析支援センターの充実を図る。</p>			
<p>【77】 都市域の地震被害の軽減と耐震性の向上の研究、土壌や地下水汚染の除去に関する研究、危険廃棄物の深層処理についての研究など特色ある研究を地圏科学研究センターを充実させて実施する。</p>	<p>【77】 「地圏科学研究センター」において、都市域の地震被害の軽減と耐震性の向上の研究、土壌や地下水汚染の除去に関する研究、危険廃棄物の深層処理についての研究など特色ある研究を継続して実施する。</p>	<p>地圏防災分野の都市域の地震被害の軽減と耐震性向上に関する地震外力評価の高精度化の研究では、地震動のばらつき、地形、樹木、建物群などの入力地震動への影響を明らかにした。また、構造物の耐震性評価の高精度化の研究では、建物の柱、梁、壁部材を正確にモデル化して実際の地震動を与えてその挙動を可視化するプログラムを開発し、実用化に向けての第一歩を踏み出した。これらの研究は4名の協力教員（建設工学科）と非常勤研究員の協力を得て実施している。</p> <p>地圏環境分野の高度危険廃棄物処分技術の開発及び地圏環境システムの開発に関する地圏環境のモニタリング及び管理技術の研究については、先ず確率論的手法を用いて地圏環境の管理システムを開発した。また、高度危険廃棄物の処分用トンネル周辺の力学・水連成解析の基礎パラメーター評価方法を開発した。さらに、危険廃棄物の隔離性能の向上のため、極めて透水性が低い材料の開発とその隔離性能評価技術を高度化するなどの成果を得た。</p> <p>東南アジア地域の大学との地圏環境に関する共同研究の推進と高等工学教育支援活動を行っている。タイのタマサート大学、ネパールのトリブバン大学との廃棄物処分場等からの地盤汚染の共同研究では、現地調査と地下水分析などから、汚染拡大機構解明と継続的なモニタリングシステムを提案した。また、世界遺産修復・保全の研究では、ユネスコと協力して、遺跡修復のための調査・解析手法の体系化と構造物の長期安定性評価の研究を行った。国際高等工学教育支援では、建設工学科と協力して、JICAの東ティモール大学工学部支援を継続実施し、さらに、東南アジアの大学等において特別講義を行って支援した。これらを効率的に実施するために遠隔講義・会議の実施に向けての試行や準備を行った。</p> <p>社会活動として、「地圏科学フォーラム - 地下水環境・資源マネジメント - 」及び埼玉県との協力による「第5回市民科学オープンフォーラム - 地震からわが家を守る - 」を開催した。さらに、地圏科学に関連する社会啓蒙活動に積極的に参加し、また市民講座などへの出張講演なども行った。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 3 その他の目標
 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>(教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針) 積極的に社会と連携することにより、教育研究の成果を社会に還元することを目標にする。とくに、社会人のブラッシュアップ教育・生涯学習のニーズの高まりに応える社会サービスを実施する。 地域との連携によって学生が育つ多様なプログラムを実施する。 産学官の連携を積極的に推進し、研究成果の社会還元を通じて地域社会の活性化を図る。</p> <p>(国際交流・協力等に関する基本方針) 海外協定校を中心とした学生交流・研究連携を推進する。 外国人留学生を積極的に受け入れ、異文化交流を实践する。 大学院において外国人留学生や外国人研究者を積極的に受け入れ、研究上の国際交流を推進する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p>(地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策) 【78】 文化科学研究科、教育学研究科、及び経済科学研究科等における社会人を対象とした専門職業人教育の充実に努める。また、各学部・研究科において社会人受け入れ枠の拡大について検討し、具体案を作成する。</p>	<p>【78】 文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科等における社会人を対象とした専門職業人教育のさらなる充実に努める。</p>	<p>文化科学研究科修士課程では、社会人の履修環境の改善案として、夜間、土曜日開講の必要性を当該学生ごとに入学手続時まで確認し、確実に履修できる方法を平成17年度から実施した。土曜日は前期1科目、後期1科目、夜間は前期6科目、後期7科目を開講した。社会人の長期履修学生制度については、学生に示すための「長期履修制度について」を定め、18年度から実施する。</p> <p>平成15年11月21日の国立12大学経済学部・経営学部長及び事務長会議において、埼玉大学経済学部の提案に基づき、「社会人大学院生が、勤務地の変更などにより所属する大学院に通学することが困難になった場合」に相互に転入学を認め合う「国立12大学経済学研究科・経営学研究科間での転入学についての申し合わせ」を確認し、各大学研究科で規則の整備を進めてきた。17年度にはこうした転入学実施の障碍となっていた入学検定料及び入学料の扱いについて、これをお互いに不徴収とする「入学検定料及び入学料に関する協定書」の12大学学長による締結を進め、18年3月に完了した。埼玉大学は、この協定書に基づき「国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規程」を改正し、経済科学研究科は、新しい「国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学出願要項」に基づく出願受付を開始した。</p> <p>理工学研究科では、博士前期課程における社会人の受入れを図るべく、平成18年度より全学で施行される長期履修学生制度に対応した。また、高等学校(数学科・理科・技術科)等の理工系教員には、リカレント教育やスキルアップ教育を受け、修士の学位を取得して専修免許を取得したいとの要望が多いことを受けて、大学院理工学研究科博士前期課程に、既に就業している高校教員向けの社会人受け入れ特別枠(生命科学系専攻、物理機能系専攻、化学系専攻に各1名)を設けることを理工学研究科の改組に組み入れた。</p>

<p>【79】 現在行っている「一日体験入学」(中学校生徒対象)の高等学校生徒への拡大、地域の中学・高等学校での「出前講義・実験」、学生による子供たちの学習支援である「はつらつスクール」事業など、地域密着型の各種事業の充実とともに、学生の体験活動等の観点から、更なる新規事業を積極的に試みる。</p>	<p>【79】 現在行っている、中学校生徒対象「一日体験入学」、地域の中学・高等学校での「出前講義・実験」、学生による子供たちの学習支援である「はつらつスクール」事業など、地域密着型の各種事業を充実するとともに、学生の体験活動等の観点から、更なる新規事業を試みる。</p>	<p>教養学部では、高校生向け公開講座の充実のため、各専修の教員に協力を要請し、計12本の科目を確保した。また、カリキュラム委員会において意見交換を行い、授業内容の入門者向けの配慮、遠方の高校への働きかけのための出張講義(平成17年度4回実施、ほかに大学構内で模擬授業を1回実施)の積極的な活用などを検討した。 教育学部では、小学生の学部訪問(150名)、高校生及び高校PTA(約200名)の学部見学を受け入れるとともに、高校への模擬授業・出前授業(14校)を行った。 教育学部では、幼稚園教員資格認定試験実施委員会の委嘱を受けて、試験を実施した。また、現職教員及び在学生を対象(受講者総数500名)とする学校図書館司書教諭資格講習会(5科目、平成17年8月9日~31日)及び現職教員64名を対象とした単位認定講習会(5科目、8月23日~25日)を実施した。 経済学部では、夜間に開講されている授業科目を中心として、高等学校生徒向けの開放科目を設定しており、平成17年度においては、「経営学総論」、「経済経営数学A」等4科目を開放科目とした。 理学部では、各学協会等と連携して、高等学校生徒向け「一般公開」を開催(平成17年7月16日、学部説明会と同日)した。また、地域の小学校・中学校・高等学校での「出前講義・実験」等の地域密着型事業を行うとともに、学部・学科見学を随時受け入れた。 工学部では、教育研究の成果を社会に還元すべく、近隣の中学生を対象に一日体験入学を実施するとともに、浦和駅そばのソルソ催事場において工学部フェアを実施し、教育研究成果を地域住民や企業に公開した。また、例えば機械工学科においては、近隣の中学校を対象とした出前講義や、主に小学生を対象とした児童館における実体験型出前授業を実施した。さらに、高等学校からの大学見学に各学科で対応した。</p>	
<p>【80】 教育委員会と連携して、現職教員研修義務化に伴う研修プログラムを開発し、実施する。</p>	<p>【80】 教育学部では、県・市教育委員会との連携協議会を通じて、現職教員の研究プログラム支援や学校の学生フィールドスタディ拡大などについて実施を図る。</p>	<p>教育学部では、県教育委員会との連携協議会に教員研修専門部会を設置(平成17年9月)して、20年研修プログラムについて協議し、大学全体で20講座の開講を設計した。また、市教育委員会との間で、10年研修、25年研修のための企画を協議し、10年研修として14講座を開講(受講者32名)するとともに、20年研修として11講座を開講することとした。 教育学部では、県・市教育委員会との連携事業としてのインターンシップ教育の拡大を図るため、「学校フィールド・スタディ推進準備委員会」を設置(平成17年4月)し、県・市教育委員会との協議を重ねて具体的プログラムを開発した。 理学部では、平成18年度から埼玉県教員の初任者、10年度及び20年度者研修に協力するための準備会合を県教育委員会と行った。</p>	
<p>【81】 平成16年度に、図書館において、図書地域住民への直接貸出等のサービスを充実するとともに、県内の公共図書館、研究機関との間で、情報交換、研修等を行い、平成19年度までに、これら学外機関との連携システムを構築することを旨とする。</p>	<p>【81】 埼玉県立図書館との協定に基づき、相互貸借、文献複写サービス等の相互協力を実施する。</p>	<p>埼玉県立図書館との協定に基づき、平成17年4月から相互貸借、文献複写サービス等の相互協力を実施した。</p>	
<p>【82】 平成16年度から、サテライト教室における教育相談や技術相談を充実させるとともに、社会人再</p>	<p>【82】 サテライト教室における教育相談や技術相談を継続させるとともに、それらの有効性について検討を行う。また、社会人再教</p>	<p>産学連携室会議におけるサテライト教室の有効性についての検討を踏まえて、産学連携フォーラム(平成17年9月7日、10月14日)において、講師による講演の後、技術相談を実施した。</p>	

<p>教育や資格取得支援教育等さまざまな地域貢献策について検討し、実施に移す。</p>	<p>育や資格取得支援教育等さまざまな地域貢献策について検討する。</p>	<p>理学部では、学部内及びサテライト教室における中学・高校教員のリカレント教育を引き続き実施した。なお、サテライト教室におけるこの活動が、平成18年度「サイエンス・パートナーシップ・プログラム（教員研修）SPP」に採択された。</p> <p>経済学部では、埼玉県福祉部との協力の下、県内在住の高齢者や団塊の世代向けに、平成18年度において、夜間に開講されている「社会保障論」、「都市行政論」、「マーケティング論」、「日本経済史」を開放することを決定した。</p> <p>経済科学研究科では、文部科学省が協力して行っている厚生労働省のホワイトカラー離職者を対象とした委託訓練（「経営管理者上級コース」）に当初から参加している。訓練生の便を図るために、さいたま新都心にサテライト教室を設けている。再就職のための訓練コースであるが、就職率は6割を超えている。3ヶ月のコースの中で2回のアンケート調査を行っており、その結果によれば、一貫して受講者の評価は高い。また、修了生は同窓会を作り、定期的に情報交換を行っている。</p>	
<p>【83】 平成16年度から、人文社会系学部が一体となって、「共生社会研究センター」のあり方を検討するとともに、さいたま芸術劇場との連携等によるさいたま市民の求める共生社会づくり等のプログラムの研究開発を行う。</p>	<p>【83-1】 人文社会系3学部（教養・教育・経済学部）が共同運営する「共生社会研究センター」では、各種公開講座やアジアの共生をテーマとするシンポジウムを開催する。</p> <p>【83-2】 さいたま芸術劇場と協力して、市民参加の共生社会づくりのためのプログラム案を作成する。</p> <p>【83-3】 教育学部を中心に、地域の行事に積極的に参加する。</p>	<p>経済学部が教養学部、教育学部と共同運営する「共生社会研究センター」では、「鶴見良行文庫」開設記念として「アジアと日本と、市民社会のゆくえ」をテーマとしてシンポジウムを開催し、参加者は252名であった。また、市民講座「NPOでまちづくり」(全5回)を、さいたま市、さいたまNPOセンターとの三者共催で開き、参加者延べ143名であった。</p> <p>さいたま芸術劇場において、どのような形の市民参加の共生社会プログラムが可能なのかを、埼玉の社会状況や劇場のこれまでのバックグラウンドや特色を踏まえつつ、外部専門家のアドバイスを受けながら検討した。その結果、劇場による教育普及事業の一環として位置づけられる演劇ワークショッププログラム案の作成が適当であるとの結論に達し、特に子育て支援プログラム案、次世代の芸術監督育成プログラム案の作成を行った。</p> <p>教育学部では、さいたま市民まつり「咲いたまつり」に協力し、桜区代表として龍フロートの出展、ダンス部の出場を行い、ダンス部がさいたま市長よりアート賞を授与された。また、教育学部教員・職員が参加した。</p> <p>附属中学校では、「南区ふるさとふれあい祭」のパネル・ディスカッションに、生徒会長がパネラーとして参加し、総合的な学習時間の成果を発表した。</p> <p>附属養護学校では、子どもたちの「竹飾りづくり」をもって「日進七夕まつり」に参加した。また、日常的な学習、行事案内などを通じて、地域社会との交流を引き続き進めている。</p>	
<p>（産学官連携の推進に関する具体的方策） 【84】 埼玉大学産学交流協議会を軸とした産学官交流の推進を図るため、平成17年度までに、企業との窓口となる「リエゾンオフィス」の設置を検討する。</p>	<p>【84、75】 「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」を軸とした産学官交流の推進を継続するとともに、「地域共同研究センター」を「リエゾンオフィス」として機能させるための設置条件等についての検討を継続する。</p>	<p>産学連携室会議において、産学官連携の推進についての検討を行った。また、産学官連携の推進のために、産学交流協議会総会を開催（平成17年7月1日）し、埼玉県副知事に特別講演をお願いした。さらに、産学交流協議会運営委員会及びWGを開催するとともに、ミニフォーラム等を実施した。</p> <p>産学連携室会議において、地域共同研究センターをリエゾンオフィスとして機能させるための設置条件等について検討を行った。</p>	
<p>【85】 平成16年度に、「知的財産部」においてTL0の設立を準備し、民間企業等への技術移転を進める。</p>	<p>【85】 「研究戦略企画室」で、TL0を設立するための条件等についての検討を継続する。</p>	<p>産学連携室会議において、TL0を設置するための条件について検討を行った。また、群馬大学で開催された知的財産本部事業に関する会合（平成17年12月27日）において、TL0の設置条件等について検討を行った。</p>	

<p>【86】 平成15年度から開始している産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト（地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」）を継続、発展させ、研究成果を得る。</p>	<p>【86】 平成15年度から開始している産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト（地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」）を継続、発展させ、研究成果を得る。</p>	<p>地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」は順調に継続され、中間評価では、水準を超えているとして、高位に格付けされた。企業等との共同研究など、一層活発に行われ、地域共同研究センターを拠点としたプロジェクトが理学部教員により複数件実施されている。平成17年度の理学部教員による民間等との共同研究16件、受託研究4件であった。また、ベンチャー企業を2社立ち上げ、さらに1社を立ち上げ準備中である。</p>	
<p>【87】 産業界等との共同研究体制を整備し、ベンチャー型企業の支援体制を整える。</p>	<p>【87】 「地域共同研究センター」が中心となり、産業界等との共同研究を増進させ、ベンチャー型企業の支援体制を充実させるために、埼玉りそな銀行などとの連携を進める。また、地域共同研究センターをリエゾンオフィスとして機能させるための条件等についての検討を継続する。</p>	<p>埼玉りそな銀行との協力関係を構築するために、関係者を「地域共同研究センター」の客員教員として迎えるとともに、同銀行支店網を通じて研究シーズの紹介を行い、その成果として2件の共同研究が実施された。また、学内発ベンチャー企業に関する説明会を開催した。 産学連携室会議において、地域共同研究センターをリエゾンオフィスとして機能させるための設置条件等について継続的に検討を行った。</p>	
<p>【88】 平成16年度から、研究プロジェクトや重点研究推進テーマとともに、教員個人の研究状況等について、ホームページ等を充実し、積極的な情報発信を行う。</p>	<p>【88、158-2】 紀要等の学内学術情報の電子化を推進し、学術情報を効率的に発信するシステムについて検討する。</p>	<p>国立情報学研究所が実施している学術雑誌公開支援事業に本学紀要2誌を対象として登録し、電子化作業を進める一方、ファール・コレクションのうちファール草稿（自筆原稿）を中心に画像データ化・文字テキスト化及びそれらの公開方法等を検討し、電子公開システムの基本的なあり方の見通しをつけた。</p>	
<p>【89】 地域の公的機関の委員会・審議会等への委員に、教員を積極的に参画させる。</p>	<p>【89】 地域の公的機関の委員会・審議会等の委員に、教員を積極的に参画させる。</p>	<p>各学部において、国、地域の公的機関の委員会・審議会等などへの教員の参画状況を把握し、教授会等においてこれを奨励している。</p>	
<p>【90】 平成16年度から、公的機関や産業界へのインターンシップ教育をその単位化を含め積極的に推進するとともに、インターンシップの期間についても検討する。</p>	<p>【90】 インターンシップの充実について、引き続き検討する。</p>	<p>各学部においてインターンシップ教育を積極的に推進することとしており、教育学部における「アシスタント・ティーチャー事業」の開始、県教育局指導部の実施する「スチューデント・サポーター」（学校などでの「さわやか相談員」補助活動）活動への学生の派遣、経済学部における「特殊講義・ビジネス実習」等により実施した。また、経済学部では、インターンシップ報告会を開催するとともに、『2005年度埼玉大学経済学部インターンシップ報告書』を公刊（平成18年3月）し、これに体験談・感想を掲載した。なお、教養学部では、進路指導委員会で検討した結果、アメリカ合衆国における企業インターンシップの単位化は見送ることになった。主な理由は、「特別課外実習（インターンシップ）」で定められた時間数（60～70時間で2単位）と単位化が検討されていたアメリカ合衆国での企業インターンシップにおけるそれ（約1月半）が大きく食い違うためである。 理工学研究科博士後期課程工学系各専攻では、インターンシップの単位化を図っている。インターンシップ実施数は、平成16年度が19名、17年度が29名と着実に増加しており、希望者のほぼ全員に対して受け入れ先が確保されている。</p>	
<p>【91】 公的機関や産業界から、定期的に講師を招へいし講義してもらうことを推進する。</p>	<p>【91】 産業界や公的機関などから講師を招へいし、講義、学術講演会の開催等を行う。</p>	<p>文化科学研究科修士課程では、「地域振興論」と題する授業科目に埼玉県職員を招聘し、埼玉県の地域振興に関する現状・課題・取組みなどの講義を実施した。 教育学部では、教育実習関連授業において、校長経験者・指導主事、教育</p>	

		<p>センター主事等を積極的に登用し、専攻科では附属学校教師による授業を実施した。</p> <p>経済学部では、埼玉大学経済学部・経済学会講演会「埼玉県の現状と未来」（講師：上田清司氏（埼玉県知事）、平成17年4月27日）、埼玉大学経済学部シンポジウム「環境とエネルギーと経済」（講師：小池百合子氏（環境大臣）、一柳良雄氏（一柳アソシエイツ代表取締役）、7月14日）を実施した。ともに定員200名の教室満員の盛況であった。</p> <p>理学部では、卒業生である社会人の講師を招いた進路講演会等を実施し、より包括的に自己の分野の将来性等に関する情報を得られるよう工夫した。また、名誉教授及び公的機関の研究者による「理学部公開セミナー」を実施した。</p> <p>工学部では、各学科における専門科目数科目、例えば機械工学科にて開設している「自動車工学」においては県内に事業所を有する自動車メーカーからというように、産業界や公的機関から講師を任用することにより、地域との連携により学生が育つプログラムを実施した。</p>	
<p>（地域の公私立大学等との連携・支援の具体的方策）</p> <p>【92】 県内の地域振興、産業振興及び県内大学の機能強化を目的として組織する「埼玉県大学連携研究会」において積極的な提言を行い、県内大学の中核的な役割を果たしていく。</p>	<p>【92】 平成16年度に行った「埼玉県大学連携研究会」に関する調査に基づき、県内の地域振興、産業振興及び県内大学の機能を強化するための活動について検討する。</p>	<p>「埼玉県大学連携研究会」は、県主催であり、平成17年度は開催されなかった。今後、研究会が開催される場合には、積極的に参加していく。</p>	
<p>（留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策）</p> <p>【93】 平成16年度に、短期留学プログラムを活用し、大学間協定校からの留学生の受け入れを積極的に行うなど留学生の受け入れ体制を整備する。</p>	<p>【93】 短期留学プログラムを活用し、引き続き、大学間協定校からの留学生の受け入れと送り出し（派遣）を積極的に行う。</p>	<p>短期留学プログラムを活用した大学間協定校からの留学生の受け入れは、平成17年度には31名に上り、前年度の24名を上回った。送り出し（派遣）は16名で、前年度の11名より伸びがみられるものの、受け入れとの不均衡がみられることから、派遣をさらに活発化するため、日本人学生のための派遣留学相談窓口「留学ヘルプデスク」を設け、また、従来の留学説明会を拡充して「留学フェア」を開催する等を行った。</p>	
<p>【94】 大学間協定校を中心として、情報関連分野や環境調和型開発科学等の国際共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【94】 総合研究機構「研究推進室」では、総合研究機構支援プロジェクトへの申請を奨励することにより、大学間協定校を中心として、情報関連分野や環境調和型開発科学の国際共同研究プロジェクトを引き続き推進する。</p>	<p>総合研究機構支援プロジェクトへ国際共同研究として19件の申請があり、5件を採択し推進している。また、ポーランドの日本ポーランド情報工科大学（情報関連分野）、タイのタマサート大学（環境調和型開発科学）との合同シンポジウムを開いた。</p>	
<p>【95】 プロジェクト研究を中心として、国際会議、国際シンポジウム等を2年に1回程度実施する。</p>	<p>【95】 総合研究機構「研究推進室」では、国際会議、国際シンポジウム等の実施を具体化する。</p>	<p>教養学部及び文化科学研究科の教員が中心となった全学的な融合プロジェクト「ヒューマンインタラクションの解明に基づく身体的な先端技術の社会的・工学的研究」が、埼玉大学総合研究機構の準重点プロジェクトとなっており、同プロジェクトにおいて、協定校（ロンドン大学キングスカレッジ校）等の海外の研究者と共同の連続国際ワークショップ・セミナー「ヒューマンインタラクションと創造的環境」を開催した。</p> <p>さいたま市浦和ロイヤルパインズ・ホテルにおいて、埼玉大学経済学部、チュラロンコーン大学経済学部（タイ王国）、シンガポール国立大学経済学部（シンガポール）3大学の経済学部合同により、「アジアにおけるパートナー</p>	

		<p>シップ」というテーマで国際ワークショップを開催（平成17年12月3日）した。埼玉大学6名、チュラロンコーン大学6名を含むタイ研究者8名、シンガポール国立大学6名が報告を行い、研究者・学部・大学院学生・一般社会人など約100名が参加し、タイ王国副大臣がキーノート・スピーチを行った。このシンポジウムを土台として、埼玉大学経済学部のリーダーシップの下で、英文による査読付き国際学術雑誌を定期的に刊行することとし、チュラロンコーン大学、シンガポール国立大学のスタッフも Editorial Board に加わることで合意が形成され、その人選が行われた。</p> <p>大宮ソニックシティにおいて、平成18年8月に大規模な化学分野の国際会議（参加人数450人）を開催することとしており、その準備を進めている。</p>	
<p>【96】 平成16年度から、外国の研究者によるシンポジウムやセミナーの開催に努める。</p>	<p>【96-1】 総合研究機構では、外国の研究者によるシンポジウムやセミナーの開催を奨励し、協定校からの招聘研究者にあっては、学内での学術講演会の開催を義務づける。</p> <p>-----</p> <p>【96-2】 総合研究機構では、埼玉大学国際交流基金を活用して、各学部、研究科における研究者の受け入れと派遣を支援する。</p>	<p>外国の研究者によるシンポジウムやセミナーの開催を奨励した。また、開催経費の支援を行った。</p> <p>協定校からの招聘研究者には、必ず学術講演会を開催してもらうこととし、実施している。</p> <p>埼玉大学国際交流基金を活用して各学部、研究科における研究者の受け入れと派遣を支援し、協定校からの研究者(3名)の招聘、若手教員の学会出席のための海外派遣(5名)等を行った。その他、国際交流事業として教職員(5名)を海外派遣した。</p>	
<p>(教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策)</p> <p>【97】 大学院国際プログラムを充実して外国人留学生を積極的に受け入れ、教育研究上の国際貢献を実践する。</p>	<p>【97】 理工学研究科では、大学院国際プログラム(英語による特別プログラム)を充実して外国人留学生を積極的に受け入れ、教育研究上の国際貢献を引き続き実践する。</p>	<p>理工学研究科では、大学院国際プログラム(英語による特別プログラム)を充実し、外国人留学生をコンスタントに受け入れるとともに、多数の修了生を輩出することによって教育研究上の国際貢献を実践した。博士前期課程の外国人留学生は6名増加した。</p>	
<p>【98】 研究成果の国際的な情報発信を積極的に行うと同時に、学際的プロジェクト研究に関連して、国際共同研究の推進や学術ネットワークの構築、国際シンポジウムの企画・開催を行って、研究面での国際貢献をより一層推進する。</p>	<p>【98】 学術交流や国際共同研究の発展に資するため、学術交流協定校からの招聘研究者等につき、帰国後の動向に関する調査を開始する。</p>	<p>学術交流協定校からの招聘研究者等について、帰国後の動向調査を行った。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 3 その他の目標
 (2) 附属学校園に関する目標

中期目標
 (教育活動の基本方針)
 教育学部との有機的な連携を強化する。
 (学校運営の改善の方向性)
 時代の要請に沿った新しい附属学校園のあり方を検討する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
(大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策) 【99】 附属学校園の教員と教育学部の教員が相互にそれぞれの授業を担当するとともに、共同研究を組織するなど、教育学部との連携を深め、これからの教育のあり方について情報発信を行う	【99】 附属学校園と教育学部の連携を深めるため、附属教員による学部授業の担当を維持する。	附属養護学校教員が、特殊教育特別専攻科の授業(「情緒障害児教育演習」2単位)を担当した。そのことによって、現場教師の実践を直接反映する授業が実現することとなった。また、附属幼稚園教員が、学部「教職入門」「基礎実習」授業を担当し、幼稚園の教育内容、指導方法についての具体的な指導を行った。 附属中学校の各教科教員と学部講座教員との研究会を実施した。また、学部教員が、附属中学校での授業を4科目で実施した。なお、学部教育実習生の事前指導には、附属全教員が当たっている。
【100】 養護学校を中心とし、教育学部との連携において、特別支援教育センターとして地域教育界の要望に対応できる体制を整備する。	【100】 附属養護学校の「特別支援相談室」への大学院生支援・研修体制を充実する。また、「特別支援相談室」充実のための全学的支援体制を検討する。	教育学部では、「特別支援相談室しいのみ」の取組みを軸とする現代的教育ニーズG Pプログラム資金を獲得したことによって、附属養護学校の「特別支援相談室」の機能を充実し、各種の企画及び研修を実施した。また、附属幼稚園教員1名が、「特別支援相談室」のスタッフとして参画した。
(学校運営の改善に関する具体的方策) 【101】 校長・副校長、園長・副園長のリーダーシップ機能がより強化される体制を整備する。	【101】 (法人化に伴う状況変化に対応する中で、従来以上に校長・副校長、園長・副園長のリーダーシップが発揮されているが、平成18年度計画で、そのリーダーシップ機能の見直しを図ることとしている。)	
【102】 子どもたちの安全を確保するために、安全体制を見直し、セキュリティ対策を向上させる。	【102】 附属学校園では、引き続き、安全管理(防犯・防災を含む。)についての条件整備を行うとともに、訓練を実施する。	附属小学校では、防災対応の避難訓練を実施するとともに、不審者対応の避難訓練を実施した。不審者対策として、警察による教職員向け研修会を開催するとともに、緊急時の確実な連絡及び不審者情報の共有を図るために、携帯メールを用いた連絡システムの導入について検討し、平成18年度より全学年で導入する準備を開始した。 附属中学校では、所轄警察署の指導のもとに、不審者対応訓練を実施する

		<p>とともに、警備員と教職員との密な連絡体制を維持し、効果的で安全な対策を実施している。 附属養護学校では、火災避難訓練、交通安全教室、不審者対応研修会、地震災害に対応する避難訓練・引取り訓練を実施した。 附属幼稚園では、毎学期一回避難訓練・引渡し訓練を実施した。</p>	
<p>(附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策) 【103】 附属学校園のもつ三つの性格(教育の研究と実践・実証、学生の教育実習並びに研究の指導、地方教育への協力と指導)を実現し、特色ある学校園づくりを進めるために、入学検査の制度などについて検討する。</p>	<p>【103】 附属小学校及び中学校では、新しい入学者選抜方法を実施する。</p>	<p>附属小学校では、抽選の倍率を見直した方式による入試(入学検査)を実施したことによって、第一次検査・第二次検査とも、附属小学校の使命を果たすにふさわしい児童(保護者)を選抜することができた。 抽選制度を廃止した附属中学校では、入学選抜応募者が男子で130%、女子が123%増加し、抽選を実施していた平成16年に比べ、学力診断テストの結果において、入学者の総合学力が大幅にアップした。 附属中学校では、3年生の「総合的な学習の時間」を活用した国際交流講座において、海外に住む同世代の生徒と、メール交換やネット上の掲示板でのディスカッションなどを行った。また、附属幼稚園では、浦和レッズ・キッズサッカーに参加し、地域スポーツへの興味・関心を高め、さらに、国際理解教育の一環として外国人との交流会を実施した。</p>	
<p>(公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策) 【104】 教育学部と附属学校園との連携において、教職員年次研修や日常の研修、管理職研修などを、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会と附属学校園の実態に即した方法で実施する。</p>	<p>【104-1】 附属養護学校では、県内各教育事務所あるいは市町村教育委員会や学校主催の研修会などに講師・指導者を派遣し、地域の教員の指導力向上に協力する。</p> <p>【104-2】 附属学校園では、研究協議会を開催し、県内の教員に向けた授業公開、研究提案・発表を行う。</p>	<p>附属小学校では、南部教育事務所への指導者派遣、各市町村教育委員会の研究委嘱校への講師・指導者派遣、各市町村主催事業への講師・指導者派遣を行い、地域の教員の指導力向上に貢献した。附属中学校では、県・政令指定都市・中核市・市町村からの教員研修への協力依頼に積極的に応じた。附属幼稚園では、県主催の教育課程研究協議会、新規採用教員研修スタディーサポート、生活科研修会に講師・指導者を派遣し、地域の指導力向上に協力した。</p> <p>附属小学校では、第73回研究協議会を開催し、県内の教員に向けた授業公開、研究提案、発表を行った。附属養護学校では、研究協議会に替えて、高等部授業研究会、小学部授業研究会及び中等部授業研究会を実施した。附属幼稚園では、幼稚園教育研究協議会を開催し、県内の教員・保育士を対象とした保育公開・研究発表などを実施した。</p>	

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

・教育方法等の改善

1. 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取り組みの状況
 本学では、法人化前に、教養教育を改善する方策を真剣に議論し、そこで得た結論に基づき、平成16年4月の法人化と同時に、全学教育・学生支援機構(略称：教育機構)を発足させた。この教育機構は、学部教育のうち全学に係わる部分の全てを掌握する組織であり、教員と事務職員が一体となって業務を担当するところに特長があり(機構長は理事の兼務、副機構長2名のうち、1名は教員の兼務、他は事務職員[学生部長]の兼務)、他大学に例を見ない、本学独特の組織である。

教育機構の中核は全学教育企画室であり、ここで新しい教養教育プログラムの実行計画を練り、本学が文理にまたがる5学部を有する総合大学であることの利点を活かして、全学開放型の教養教育プログラムを策定した。また、教養教育の中での英語教育についても議論を重ね、英語教育に関する企画立案と実行を担う組織として、教育機構の中に英語教育開発センターを置き、新しい英語スキル教育プログラムを作成した。

2. 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取り組みの状況

上記のような経緯を経て、平成17年4月から、これらを含めた新しい教養教育プログラムを実施した。その大きな柱について以下に述べる。

(1) 全学開放型教養教育プログラムと副専攻・テーマ教育プログラム

新しい教養教育を「広さ」、「深さ」、「相互依存性」の3原則のもとに実施している。
 (ア)「広さ」は、教養、教育、経済、理、工の5学部が同一のキャンパスにあるという利点を活かしたもので、各学部での専門教育科目を教養教育科目として開放している(全学開放型)。これにより、学生は自分の所属する学部以外の学部の講義(開放科目数：172本)を教養教育科目として履修することができ、必然的に教養教育における「広さ」が保証されることになる。

(イ)「深さ」を担うものは「副専攻プログラム」で、他学部が提供するある副専攻プログラムの科目群から20単位を取得した場合、副専攻を修了したことが認定される(この他に、理学部では、専門教育内での副専攻プログラムも用意されている)。副専攻の履修は、キャリアアップにもつながり、就職に際して有利に働くと考えられることから、学生に積極的に挑戦するよう勧めることが必要である。

(ウ)「相互依存性」は、学部横断的なテーマ教育プログラムにより、あるテーマに関連する科目群を複数の学部等の授業科目から選択することに対応する。あるテーマについて20単位を取得した場合に、そのテーマ教育プログラムを修了したことが認定される。平成17年度のテーマ教育プログラムとしては、学生のキャリア・デザインを支援するために、「社会と出会う」を設けている。ここでは、学外から招いた社会人による講義も数多く行われており、約750名の学生が参加し、うち必修である「社会と出会う10(NPOと出会う)」では55名がインターンシップを経験し、成果を上げた。

(2) 新しい英語スキル教育プログラム

本学の共通目標の第1項目は、「幅広い教養と国際感覚を持ち社会に貢献する市民・職業人を養成する」ことである。この目標を実現するため、法人化を契機として、平成17年度から英語を教養教育の必修科目とすることを決定した。これを受けて、英語教育開発センターで教養教育としての英語教育の改善策を検討し、平成17年度から、コンピューター支援言語学習CALLシステムをベースにした新しい英語スキル教育プログラムをスタートさせた。

このプログラムでは、企業の多くが海外出張の要件としている、国際コミュニケーション英語能力テストTOEICにおいて600点を獲得することを目標としている。教材には、英語教育開発センターが独自に作成したCLLEWS(クルーズ)を用い、無線LANを設置した教室で600人が同時に授業を受け、かつ自主学習を行うことができるようになっている。また、平成17年4月より、これを実施するために外国人専任教員として、経済学部から助教授1名を異動させ、新規に講師4名を採用した。

上記のCALL以外に、主として外国人教員による4種類の対面授業(Preparation for TOEIC, Academic Lecture, Academic Speaking, Academic Writing)が用意されてい

る。さらに、英語に関するあらゆる質問に答える「英語なんでも相談室」を週日の午後に毎日開き、様々な方向から学部学生の英語スキルを向上させる仕組みを整えた。

平成17年度には、入学式直後に、学部1年生を対象にTOEIC試験を実施し、99%の受験率を得た。試験結果から、3ランク47クラスのクラス編成を行い、習熟度に応じた英語CALL(コンピューター言語学習)教育を実施した。平成18年2月には、第2回のTOEIC試験を実施し、第1回に比して平均約40点の上昇が確認された。これまで入学後英語力は低下するといわれ、CALL教育で先行する山口大学では点数が数点しか上昇しなかったと報じられているが、本学は大幅に点数が上昇したので、大いに成果が上がったと考えている。これはCALLだけでなく、対面授業や相談室を有効に活用した上記のような本学独自のプログラムの成果であると考えている。また、県内の高校教員等教育関係者や高校生に説明会や体験授業を実施し、強い関心と好評を得た。

(3) その他の教育プログラム

平成17年度に、本学は放送大学と単位互換に関する協定を締結し、一定の条件下で、本学学生が取得した放送大学の授業単位を本学の単位と認定することとした。

3. 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取り組みの状況

(1) 新しい理工学研究科・理学部・工学部

法人化以後、理工学研究科・理学部・工学部においては、教育研究組織としての目標を、専門分野及び関連分野について幅広い知識を有する高度専門職業人、及び世界的水準の先端的研究において活躍できる研究者を養成することに置くことを再確認し、この目標を達成するために、教育研究の基軸を大学院に移す計画を練り、その実現に努めてきた。この計画は、平成17年10月に文部科学省大学設置審議会の承認を得ることができ、平成18年度から新しい理工学研究科・理学部・工学部が発足することとなった。

具体的には、教育研究組織を、学生・院生のための教育プログラムに対応する組織としての教育組織(理工学研究科教育部、理学部、工学部)と教員が所属し研究を行う研究組織(理工学研究科研究部)とに分離した。これにより、教員の教育負担の適正化を行い、社会的及び時代のニーズに即応した教育プログラムを機動的に構築するとともに、研究に重点を置いた教員の配置を可能とし、研究のアクティビティを高める。

また、理工融合型の大学院教育組織を整備・再構築することにより、近接分野との連携と融合による教育の実現と、新しい領域に柔軟に対応できる高度職業人並びに研究者を養成する。(共通資料12:5ページ)

(2) 教育学部の教員養成への特化

国立大学の教員養成学部にとっての急務は、わが国の教育が現在直面している複雑な様相に柔軟に対応することである。具体的に言えば、幼児から高校生までの教育に主体的に携わることのできる「力量ある教員」の養成と、人口集中地域での急激な教員需要への対応が求められている。このことを踏まえて、法人化以後、教育学部では、人間発達科学課程と生涯学習課程から教員養成課程に学生定員を移し、教員養成に特化した教育学部への学部内再編を図ってきた。このことにより、埼玉県・さいたま市などの地元をはじめ、首都圏全体の教員需要に応えとともに、「養護教諭養成課程」を新設し、学校現場における生徒の心身両面での健康を支援する体制を充実させた。また、現代的な課題に対応する専修への学部内再編を行うとともに、専門性の重視、

学内と学外の往還的体験学習の設計、「人間形成原理」によるカリキュラムの創設、を3本の柱とする新しい学部教育プログラムを開発し、「力量ある教員」の養成を目指す。(共通資料12:6ページ)

・学生支援の充実

1. 学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取り組みの状況

各学部において、各教員のオフィスアワーについてシラバスに明記し、学習指導を実施するとともに、学生それぞれに担当教員を決め、修学指導や生活指導を行っている。また、それぞれの学部の状況に応じて成績不良者を定義し、成績不良者に対して、

担当教員を決め、個別面談などを通じてよりきめの細かい修学指導を行っている。さらに、教養学部、理学部、工学部では、保証人に対して成績を中心にした修学状況を報告している。

保健センターでは、学生が気持ち良く相談に来ることができるよう、相談室の改修を行ったことに加えて、電子カルテシステムを導入し、就職活動で必要となる健康診断書の発行の迅速化、メンタルヘルス、健康相談の予約の効率化を進めた。

学生相談については、学生が何でも相談できる「さいだいスポット21」を立ち上げた。ここには学生向け情報の発信とその共有の場としての機能も持たせ、学生生活に欠かせない存在とすることを目的としている。学生指導教員2名を中心とした運営をしている。

2. キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取り組みの状況

平成18年3月に埼玉大学の学部、大学院研究科を卒業または修了する学部学生、院生の就職率は、平成17年3月の卒業・修了者の就職率を上回った。本学の就職支援の特徴は、2人の特任教授による詳細で手厚い相談・指導、キャリア教育の実施、年間30回に及ぶセミナーやガイダンスの実施、就職内定学生による後輩の指導などを含む、充実した内容を持つ指導体制にある。

平成17年度においては、新たに学生指導教員による就職相談・指導を開始したほか、同窓会によるパネル・ディスカッション、学生支援センター就職部門と学部進路指導委員会との間での意見交換などを実施した。ある学部にもたらされる求人情報が他学部(学科)でも利用可能であるケースがあることが分かり、ある学部に来た情報に他学部からアクセスできるシステムの導入を進めている。今後は、特任教授による就職相談を学部でも実施すること、就職相談室の存在と役割の周知を図ること、就職した卒業生との連絡や意見交換をきめ細かく行うことなどを進め、その結果を就職支援に反映させる予定である。

3. 課外活動の支援など学生の厚生補導のための組織的取り組みの状況

現在、埼玉大学には合計130余りの課外活動団体がある。この中で毎年、体育系では各種大会に出場して優秀な成績を挙げている団体(また部員)もあり、また文化系でもコンクールなどに優秀な成績を挙げているものも少なくない。学長が表彰をした課外活動の学生及び団体は、平成16年度16件、平成17年度54件にのぼっている。また、ボランティア活動に参加している学生もいる。

本学では、教育面での充実と課外活動を含めたキャンパスライフの向上のための提言と施策を行う学生指導担当教授職を新設し、平成17年4月より全学教育企画室に2名配置した。学生指導教員を中心として、課外活動の活性化に向けて種々の実行案を検討している。

・研究活動の推進

1. 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取り組みの状況

平成16年度に定めた大学として重点的に取り組む研究への資金援助の配分システムを用いて、資金援助を行った。具体的には、重点研究テーマ2件、準重点研究テーマ2件を選定し、先端的研究としての枠組みの中に取り入れて、総額約2千2百万円の経費援助を行った。

平成16年度本学総合研究機構プロジェクトにおける基礎研究への研究費の配分方法を再検討し、平成17年度には、研究者の自由な発想に基づく研究を推進するため、基礎研究(若手研究も含む)の採択率及び配分率を高めた。

競争的資金を獲得した教員のために、既存の総合研究機構棟や総合研究棟の研究スペースに加えて、平成17年度に大規模改修を行った総合教育棟において、流動的・弾力的利用のできる全学研究スペース(714平米)を確保し、実験機器も整備して、平成18年度から使用開始することとしている。

平成18年度から、教員研究費の平等配分を廃し、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めており、研究成果を挙げている教員個人またはグループに対して、総合研究機構が募集する研究プロジェクトへの申請を審査したうえで研究費を配分することとした。

2. 若手教員に対する支援のための組織的取り組みの状況

総合研究機構プロジェクト研究に「若手研究」というカテゴリーを設定し、配分額を増やしている。また、助教授、助手の教育義務を軽減する規則を決めている学科もあ

る。こうした状況も踏まえ、若手教員の業務軽減方法の検討を行っていく。

3. 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

研究戦略のみならず、国際交流、地域連携・産学官交流等にも幅広く対応できるよう、全学組織として「総合研究機構」を設置し、その下に4室(研究推進、地域連携、産学連携、国際交流)を設け、幅広く全学的な企画・推進を行っている。

4. 研究支援体制の充実のための組織的取り組みの状況

総合研究機構の研究推進室においては、世界水準の研究を目指して、学内の基礎研究やプロジェクト研究について、経費配分とスペース提供により奨励し、先を見据えて世界的な研究の種を育てる努力を行っている。また、重点研究テーマ2件、準重点研究テーマ2件を定め、これを中心とした周辺の研究を活性化する努力も行った。

IV. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

1. 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献等、社会への貢献のための組織的取り組みの状況

人文・社会系3研究科の教員とさいたま芸術劇場とで行っている劇場評価に関する共同研究については、平成16年度までの研究成果を踏まえ、共同研究者各自がそれぞれの重点分担領域における調査と評価試行に取り組んだ。また、比較対象のための参考事例研究として、全国の6公立芸術文化施設の関係者(自治体職員を含む)に対する聞き取り調査を行い、公立芸術文化施設に対する事業評価のあり方についての検討を深めた。大学が学部横断的な共同研究グループを組織して、地域の公立芸術文化施設と共同研究を行っている例も他にはなく、この点で先進的な事例となると考えている。

経済科学研究科では、研究科スタッフを中心とする埼玉県総合政策部改革政策局との共同研究をさらに発展させ、平成17年度には、県の新5カ年計画策定のための基礎研究、「教育プログラムを通じた大学生が抱く『埼玉イメージ』の調査」を、埼玉県からの受託研究として実施した。同調査研究の成果は報告書としてまとめられ、研究発表会はマスコミでも報道された。

地圏科学研究センターは、社会活動として、「地圏科学フォーラム - 地下水環境・資源マネージメント -」及び埼玉県との協力による「第5回市民科学オープンフォーラム - 地震からわが家を守る -」を開催した。さらに、地圏科学に関連する社会啓蒙活動に積極的に参加し、また市民講座などへの出張講演なども行った。

教育学部では、県教育委員会との連携協議会に教員研修専門部会を設置(平成17年9月)して、20年研修プログラムについて協議し、大学全体で20講座の開講を設計した。また、市教育委員会との間で、10年研修、25年研修のための企画を協議し、10年研修として14講座を開講(受講者32名)するとともに、20年研修として11講座を開講することとした。

教育学部では、県・市教育委員会との連携事業としてのインターンシップ教育の拡大を図るため、「学校フィールド・スタディ推進準備委員会」を設置(平成17年4月)し、県・市教育委員会との協議を重ねて、実施プログラムを作成した。

理学部では、平成18年度から埼玉県教員の初任者、10年度及び20年度者研修に協力するための準備会合を県教育委員会と行った。

経済学部では、埼玉県福祉部との協力の下、県内在住の高齢者や団塊の世代向けに、平成18年度において、夜間に開講されている「社会保障論」、「都市行政論」、「マーケティング論」、「日本経済史」を開放することを決定した。

経済科学研究科では、文部科学省が協力して行っている厚生労働省のホワイトカラー離職者を対象とした委託訓練(「経営管理者上級コース」)に当初から参加しており、一貫して受講者の評価は高い。

2. 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進の状況

大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の一層の推進を図るため、「総合研究機構」に「地域共同研究センター」と「知的財産部」を設置し、産学連携室会議にて、地域共同研究センターと知的財産部の共同の打合せを毎週開催することとし一体的運営を行っている。また、「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」を設置し活動の推進、技術相談などの対応方の充実について、産学交流協議会運営委員会で検討を行うとともに、活動の具体的指針を作成するためにワーキンググループを設けた。

平成15年度から産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト(地

域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」)に参加し、順調に成果を上げ、中間評価では、水準を超えているとして、高位に格付けされた。

企業等との共同研究などは活発に行われており、ベンチャー企業を2社立ち上げ、さらに1社を立ち上げ準備中である。

「埼玉バイオプロジェクト」に加えて、平成17年度より埼玉県等と協力して、都市エリア産学官連携促進事業「関東平野埼玉エリア」における共同研究事業として、「地球環境問題の解決と環境共生都市の構築に向けた都市廃棄バイオマスの効率的再利用技術の開発と安全性評価」を開始した。

知的財産に関する学内の認識を高めるため、年度の前期及び後期に説明会を開催し、うち1回は地域共同研究センターと知的財産部との共催で実施した。活動の成果として、平成16年度の発明届51件に対し、17年度は59件に達した。

産学交流協議会と共同して、「お試し共同研究」制度を立ち上げるなどにより、共同研究は平成16年度の64件から、17年度は83件に増加した。

埼玉りそな銀行との協力関係を構築するために、関係者を客員教員として迎えるとともに、同銀行支店網を通じて研究シーズの紹介を行い、その成果として2件の共同研究が実施された。

特許出願を推進するための検討を行い、知的財産評価委員会での十分な審査時間を確保するために、委員会開催を月1回から2回に増やした。また、学内で特許申請に関する説明会を行った。

3．国際交流、国際貢献の推進のための組織的取り組みの状況

総合研究機構の研究推進室は、大学間あるいは学部間交流協定を締結している大学との間で、関係する研究科が大学院の講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図るため、総合研究機構プロジェクト研究等への申請を奨励しているが、このプロジェクトに国際共同研究のカテゴリーを設けて募集し、5件を採択した。なお、うち3件が協定校の教員との共同研究である。

研究推進室では国際会議、国際シンポジウム等の実施を具体化することとしているが、教養学部及び文化科学研究科の教員が中心となった全学的な融合プロジェクト「ヒューマンインタラクションの解明に基づく身体的な先端テクノロジーの社会的・工学的研究」が、総合研究機構の準重点プロジェクトとなっており、協定校(ロンドン大学キングスカレッジ校)等の海外の研究者と共同の連続国際ワークショップ・セミナー「ヒューマンインタラクションと創造的環境」を開催した。

また、埼玉大学経済学部、チュラロンコーン大学経済学部(タイ王国)、シンガポール国立大学経済学部(シンガポール)の3大学経済学部合同により、「アジアにおけるパートナーシップ」というテーマで国際ワークショップを開催(平成17年12月)した。約100名が参加した。

埼玉大学国際交流基金を活用して各学部、研究科における研究者の受け入れと派遣を支援し、協定校からの研究者(3名)の招聘、若手教員の学会出席のための海外派遣(5名)等を行った。その他、国際交流事業として教職員(5名)を海外派遣した。協定校からの招聘研究者には、必ず学術講演会を開催してもらうこととし、実施している。

4．附属学校の機能の充実についての状況

教育学部では、「特別支援相談室しいのみ」の取り組みを軸として、現代的教育ニーズGPプログラム資金を獲得したことによって、附属養護学校の「特別支援相談室」の機能を充実し、各種の企画及び研修を実施した。また、附属幼稚園教員1名が、「特別支援相談室」のスタッフとして参画した。

5．以上の事項に関する他大学等との連携・協力についての状況

茨城大学、宇都宮大学、群馬大学と埼玉大学との4大学の間で、大学院間の教育・研究の連携に関して協定を締結(平成18年3月)し、授業の履修、研究指導、学位論文の審査等について相互協力を行うこととした。また、平成18年3月に産業技術総合研究所との連携協定を締結した。

業務運営の改善及び効率化
1 運営体制の改善に関する目標

中期 目 標	<p>(効果的な組織運営に関する基本方針) 学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行う。 学部長等を中心とした効率的な学部等の運営を行う。 必要に応じて事務職員の専門化を図り、教員と事務職員が一体となった大学運営体制を構築する。</p> <p>(戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針) 大学の基本方針の下、学内資源の配分方法を弾力化し重点課題に集中的な資源投下を行う。</p>
--------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
<p>(全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策) 【105】 平成16年度に、学長補佐体制を見直し、学長スタッフの機能強化を図る。</p>	<p>【105】 学長補佐体制を強化するため、顧問制度を活用するとともに、さらなる学長補佐体制の強化について検討する。</p>		<p>顧問制度は、学長の諮問に応じて意見を述べ、助言を受ける制度として平成16年度に発足させた。政策研究大学院大学吉村学長に加えて、17年度は、(財)日本科学技術振興財団有馬会長を新たに顧問に委嘱し、より多くの有識者から意見を聴することとした。両顧問には、学長が自ら出向き面談の形で大学運営上の諸課題について意見交換を行う等により、随時助言をいただいた。</p> <p>平成18年4月から、学長補佐体制の一層の強化を図るため、学長の諮問に基づき大学の管理運営に関する戦略に係る企画等を行う戦略企画室を設置することとした。(添付資料7)</p> <p>学長懇話会を発足させ、毎月若手教員の意見を聴して、大学運営の参考にしている。</p>	
<p>(運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策) 【106】 平成16年度に、「部局長会議」を設置し、各部局間との意思疎通を図り、スムーズな大学運営を行う。</p>	<p>【106】 「部局長会議」によりスムーズな大学運営を行う。</p>		<p>部局長会議のあり方を見直し、大学運営の重要な協議機関としての位置づけを明確にし、大学の機動的な運営を担う組織とした。また、メンバーに事務局各部長及び学生部長を加えることにより、事務的サイドからの意見もより具体的に取り込むことができ、より円滑な大学運営が図られることになった。(共通資料6:3ページ)</p>	
<p>【107】 学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行うため、平成16年度に、「21世紀総合研究機構」、「全学教育・学生支援機構」、「教育・研究等評価センター」を設置する。</p>	<p>【107】 3機構1センターにより効率的な大学運営を行う。</p>		<p>全学教育・学生支援機構においては、全学開放型の教養教育プログラムの企画と全学的な調整を行い、新しい教養教育をスタートさせ、CALLシステムによる英語教育を実施し、学生なんでも相談室「さいだいスポット21」を開設する等により、全学的な教育に係る企画・実施及び学生支援を実施している。(共通資料12:12ページ)</p> <p>総合研究機構においては、重点研究テーマやプロジェクト研究への支援を行う等により、本学の研究を推進し、研究水準の向上を図っている。</p> <p>総合情報基盤機構においては、全学光直収ネットワークシステムの整備計画を立案し、平成18年度中に同システムを構築すべく仕様の確定等を進める等により、全学的な情報基盤の整備を図っている。</p>	

		教育・研究等評価センターにおいては、平成16年度年度計画の評価実施や教員活動評価の検討、評価方法の策定などにより、本学における教育・研究活動及び業務運営の質的充実のための評価の企画・実施を行っている。		
【108】 平成16年度に、学内の各種委員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。	【108】 各種委員会の活動状況を踏まえて、引き続き委員会の見直しを検討する。	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」の施行（平成17年4月1日）に伴い、「環境委員会」を設置し、大学の方針及び実施計画を策定するなど、新たな状況に対応するために委員会による検討が適当と考えられる場合には、その必要性を十分勘案した上で委員会を設置した。（共通資料13：11～27ページ） 大学会館の再開発については、評議員による検討会で議論し、あるいはキャンパスマスタープランを学内外の専門家で検討するなど、定常的な業務でない場合はワーキング方式を活用した効率的な意見集約に努めた。 広報委員会については、大学広報の活性化を図るため、委員会の役割と委員選考のあり方を見直した。		
（学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策） 【109】 平成16年度に、各学部における学部長補佐体制を整備し、学部運営の効率化を図る。	【109】 各学部設置した副学部長制度のもと、学部運営の効率化を図る。	各学部において、副学部長が、学部の方針の企画立案、学部内の意見集約等について学部長を補佐するとともに、学部内の主要委員会の委員長を務める、地方公共団体との連携業務を担当するなどにより、学部運営の効率化に貢献した。 教育学部では、学部運営企画室（学部長補佐体制）の室員を1名増員する措置を取り（平成17年4月）学部執行部体制の充実を図るとともに、広報委員会を基本委員会に格上げし、オープンキャンパス企画の実施、学部入試説明会の2回開催の企画、マスコミ対応などの学部宣伝活動を広範に展開した。		
【110】 平成16年度に、教授会の審議事項を見直し、代議員会を設置する等の効率的な運営を図る。	【110】 平成16年度における改革を踏まえ、教授会の効率的な運営を図る。	平成16年度に代議員会を設置した学部等において、その主旨に沿った運用を行う等により、学部等の運営の効率化を図っている。また、16年度に設置した代議員会に加え、教育学研究科委員会についても代議員制を導入（18年2月）しており、教養学部代議員会及び文化科学研究科修士課程代議員会においては、代議員会で審議するに適した事項を追加して、学部・研究科運営の効率化を図っている。 経済学部では、平成17年度も16年度同様、教授会は原則月1回とし、その開催も研究科委員会と併せて18時までに終了している。こうした効率的運営が可能となっているのは、教授会議事要録や長文の提案文書の事前配布、各種委員会報告を原則文書提出とし、口頭報告を必要最小限にすることとしてきたためである。		
【111】 平成16年度に、学部内の各種委員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。	【111】 学部内の各種委員会の活動状況を踏まえ、より効果的な意思決定システムの構築のための検討を継続する。	各学部において、より効果的な意思決定システムの構築のため、例えば、教養学部では、諸委員会の委員選出法や人的構成を見直し、学部長推薦・指名を増やし、基幹となる委員の数を絞る、工学部では、教育企画室、研究企画室、広報室の機能を充実させ、各室が担当すべき工学部運営に係わる事項を事前に検討する等により、それぞれの学部の特性に応じて効果的な意思決定システムを機能させる等の措置を講じた。		
（教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策） 【112】	【112】			

<p>平成16年度に、研究体制、留学生の受け入れ、国際交流や教務運営、学生支援等に関する業務について組織の見直しを行い、「21世紀総合研究機構」、及び「全学教育・学生支援機構」を柱とする教員と職員との一体的な運営組織に改組する。</p>	<p>「全学教育・学生支援機構」においては、平成16年度の状態をもとに、教員と職員との一体的な運営に向けてさらに改善を図り、効率的な業務の処理に努める。</p>	<p>全学教育・学生支援機構では、平成16年度より、教員と職員により構成する全学教育企画室にオブザーバーを加え、全学教育・学生支援機構内の様々な問題について検討を行う会議を月2回程度開催し、一体的運営に努めている。これにより、教養教育の実態調査・分析等の業務がより速やかに遂行されている。</p> <p>また、全学教育企画室が年2回開催している「全学教育合同会議」及び「FD委員会連絡会議」では、委員会委員（教員）のみならず、各学部学務係の職員も同じテーブルに着き、実務上の問題点を含めて議論を進めている。</p> <p>さらに、17年9月より、機構長を議長とし、機構を構成している各センター長及び事務職員（課長以上）等による連絡会議を月1回程度開催し、意思の疎通を図っている。</p>	
<p>（全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策） 【113】 平成16年度に、学内資源配分のあり方を検討し、大学としての目標等に即した戦略的・重点的配分が可能となるようなシステムを構築する。</p>	<p>【113】 3機構1センターの事業実施に必要な経費への重点配分、学長裁量経費の一層の拡充及び地域貢献のための経費の確保等、平成16年度の学内資源配分システムを基本としつつ、さらに戦略的・重点的な配分を行う。</p>	<p>平成17年度の新たな予算配分方法として、各部局に配分する教育研究基盤経費を教育経費、研究経費、管理経費毎に区分するとともに、研究経費については積算の70%の配分とする一方、教育経費については100%の配分とし、基盤的経費について教育重視の特色を打ち出した戦略的な配分を行った。</p> <p>学長裁量経費について、地域貢献のための経費や入学志願者の増を図るために必要な経費を新たに計上するなど、一層の充実（2億6200万円（前年度比1億5200万円増））を図った。（共通資料4）</p> <p>3機構1センターの事業実施に必要な経費への重点配分を次のとおり行った。</p> <p>TOEIC実施関係経費及び入試広報充実のために必要な経費として3億700万円を措置した。</p> <p>研究プロジェクトへの支援経費や知的財産部経費、科学分析支援センター及び地域共同研究センターの運営費として1億1200万円を措置した。</p> <p>情報メディア基盤センターの運営費及び図書館の資料整備費等として2億9200万円を措置した。</p> <p>「埼玉大学再構築計画」の中で示されている、これまでとは抜本的に異なる戦略的・重点的な平成18年度の予算の配分方針を、学長が部局長会議・教育研究評議会に提案し、慎重な議論を経て、基本的な考え方は学内で大方の理解を得るに至り、経営協議会で了承された。（共通資料2：6ページ）</p>	
<p>（学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策） 【114】 平成16年度から、必要に応じて、訟務事務、監査事務、労働保険事務等にかかる専門スタッフの配置を検討する。</p>	<p>【114】 特許の申請などのための弁理士の必要性等、専門スタッフの配置について検討を行う。</p>	<p>特許の申請関係など弁理士の事務は、専門性が高いため、その都度その専門領域に応じ、業務委託をもって専門スタッフの配置に代え、当該業務を実施することとした。</p> <p>知的財産及び技術移転コーディネーターの採用により専門スタッフを配置した。</p> <p>労働保険事務は、社会保険労務士へのコンサルティング業務委託をもって、専門スタッフの配置に代えることとし、当該業務を実施した。</p>	
<p>（内部監査機能の充実に関する具体的方策） 【115】 「教育・研究等評価センター」の下に、「業務運営評価部門」を設置し、企画、業務運営の分析</p>	<p>【115】 大学の業務運営方法について、企画・立案とその成果の分析機能を強化する方法を検討する。</p>	<p>教育・研究等評価センター長が部局長会議のメンバーとなることにより、企画・立案過程についての情報を収集した。また、平成16年度の年度計画評価を通して業務運営に関わる企画・立案等の成果を分析することに</p>	

機能の強化を図るとともに、その評価意見を学内外に公表し、問題点の改善を図る。	よって、教育・研究等評価センターの現在の分析能力を確認し、分析機能をさらに強化する方法を検討した。
ウェイト小計	

業務運営の改善及び効率化
2 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	(教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針) 時代や社会の要請に応じて、教育研究組織を不断に見直す。 研究能力のパワーアップを図るために、教育組織と研究組織の分離を進め、柔軟な構造に設計する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
(教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策) 【116】 各年度の段階において、「教育・研究等評価センター」の評価結果を踏まえて、各学部・研究科の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を検討し、具体案を策定する。	【116】 各学部・研究科から提出される評価報告書に基づいて、教育・研究の成果に関する評価法の研究開発を行う。		教育の成果に関する評価法の研究開発のために、各学部、研究科等に、大学評価・学位授与機構の作成した「機関別認証評価」に基づく「自己評価書」の提出を求めた。提出された報告書に基づき、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備、教育の質の向上及び改善のためのシステムについて各部局の現状と今後の課題について詳細な検討を行った。この過程で、教員による授業内容、学生指導等の改善を、教員個人の努力にゆだねるだけでなく、部局のカリキュラム委員会、FD委員会、自己評価委員会等が連携して、組織として改善を促す体制作りとそれが有効に機能しうるメカニズムを確立することが重要な課題であり、教育・研究等評価センターとして、各部局がこうしたシステムの確立と運用が可能になるようにさらに検討することとした。 研究の成果に関する評価法の開発については、平成16年度に試行で行われた教員活動報告書及び17年度に提出された教員活動報告書に記載された内容を精査・比較し、各教員の教育研究活動等を評価するための方法について検討した。主たる検討課題の一つは、評価の質的な側面を正確に評価するためのシステムの構築であり、この点について引き続き検討を行った。	
【117】 各年度において、学内の各種教育研究施設の点検を行い、再編・重点整備計画等を検討し、具体案を策定する。	【117】 学内の各種教育研究施設について、評価法を検討する。		学内に導入されたnetFMシステムを活用することによって、常時施設利用状況を把握できることを確認した。平成17年度には、施設評価とかかわるキャンパスマスタープラン検討ワーキンググループ、環境委員会等が発足したため、それらを統合し、かつnetFMシステムを活用した評価システムの構築について検討した。また、機関別認証評価に基づく「自己点検・評価書」の中に含まれる「施設・設備」の基準により、施設・設備の状況について報告を受け、学内の教育研究施設の状況について把握し、その適正配置について検討を行った。	
(教育研究組織の見直しの方向性) 【118】 理工系研究科における先端的研究を促進するために、学問分	【118】 理工学研究科では、先端的研究を促進するために、学問分野に重点を置いて教		理工学研究科博士後期課程においては、平成18年度の改組(大学院への重点化、研究部と教育部の分離)に伴い、これまでの専攻における教育目	

<p>野に重点を置いて教育・研究に当たる組織と、それ以外に、既存の学問分野に捉われずに教育・研究に当たる組織とを設けることを検討する。</p>	<p>育・研究に当たる組織と、それ以外に、既存学問分野にとらわれずに教育・研究に当たる組織を設けることを柱とする組織改革の具体案を策定する。</p>	<p>標に関する点検結果を基に、理工融合型の1専攻6教育コースに改組するとともに、教育コース対応する5研究部門を設置することとした。特に全学体制の研究拠点の形成をも意図した連携先端研究部門を発足させることとしている。</p>	
<p>【119】 社会のニーズ等に応じて、大学院の収容定員の拡大を図るとともに、学部学生の収容定員の見直しについて具体案を策定する。</p>	<p>【119】 社会のニーズ等に応じて、大学院の収容定員や学部の収容定員の見直しについて、継続して検討を行う。</p>	<p>教育学部の平成18年度からの改組による教員養成課程への特化により、新課程（人間発達科学課程など）を廃止し、その学生定員の再配分と教員の再配置を行った。 教育学研究科の特殊教育特別専攻科を平成19年度に廃止することとし、障害児教育が特別支援教育に移行する政策にあわせて、その学生定員をもって、大学院に特別支援教育専攻を設置することとした。（添付資料2） 理工学研究科の平成18年度からの改組・大学院への重点化に伴って、大学院学生及び学部学生の定員について検討した結果、社会的要請に応えるため、学部学生定員を振り替えることなく、博士前期課程の入学定員を254名から281名に増員し、博士後期課程の入学定員を、41名から56名に増員した。</p>	
<p>【120】 教養学部、教育学部、及び経済学部が連携し、「共生社会研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【120】 教養学部、教育学部及び経済学部が連携し、「共生社会研究センター」のあり方を見直す。</p>	<p>経済学部が教養学部、教育学部と共同運営する「共生社会研究センター」のあり方については、総合研究機構「中期的基盤研究部門」として平成23年9月30日まで存続を認められていることを基盤として、従来からの市民活動・NPO関連資料の収集・整理を一層強め、研究拠点形成の方向を目指すことに加え、新たに 関連分野の学生教育を担う教育センターの機能を果たしていくことを確認した。この見直しに基づき、本センターが17年度のテーマ教育プログラム「社会と出会う」（延べ履修者数約750名）を担当し、現場・体験主義、地域との連携、多彩な講師陣、ビジュアル教材の導入、受講生の「発見」報告の義務化の5点を重視し、それらを活用した講義で、教養教育に新風を吹き込む役割を果たした。</p>	
<p>【121】 理学部と工学部の連携を促進し、「先端物質科学研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【121】 理学部と工学部の連携を促進し、「先端物質科学研究センター」のあり方を見直す。</p>	<p>「先端物質科学研究センター」の研究分野として、これまでの「超高压・極低温・高磁場物性研究分野」及び「短寿命分子種・超高速現象研究分野」の2分野に加え、「フロンティアフォトンクス研究分野」を新しく追加することとした。本センターの活動は、平成22年度まで、総合研究機構の中で行うこととしている。</p>	
<p>【122】 人文社会系分野・理工系分野の研究科において、専門職大学院の設置の可能性について検討を行う。</p>	<p>【122】 理工学研究科博士前期課程では、経済学部の協力を得て、MOTコースを設置することについて引き続き検討する。</p>	<p>理工学研究科では、経済学部との連携によるMOTコースの設置に向けて検討を続けたが、理工学研究科の平成18年度からの改組に際し、当面は他機関との連携による先端的研究に基づく教育コースの充実を図ることとし、MOTについては引き続き関連共通科目の開設にとどめることとした。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営の改善及び効率化
3 人事の適正化に関する目標

中期目標	<p>(戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針) 公正かつ適切な評価システムを導入し、業績や貢献度が正当に反映される人事システムを構築する。</p> <p>(非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針) 人事選考に当たっては、優れた人材、適切な人材の確保に努めるとともに、大学の基本方針に基づいて、研修制度を整備し、人材養成に努める。 年齢構成、男女比率等に適切な配慮を行う。</p>
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエイト
<p>(人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策) 【123】 平成16年度から、教員活動報告書の提出等、教員個人の教育研究活動を評価する手法や教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるような給与制度等について検討する。</p>	<p>【123、155】 教員活動報告書等によって、教員個人の教育研究活動を評価する方法について検討する。</p>		<p>教育・研究等評価センターにおいて、平成16年度に試行で行った教員活動報告書及び17年度の教員活動報告書に記載された内容を精査・比較し、各教員の教育研究活動を評価するための方法について検討した。同時に、教員の個人評価を行うための方法の開発のために、他大学に対して出張調査を行い、教員個人の教育研究活動の評価方法について研究を重ねた。これらを踏まえ、教育・研究等評価センターが策定した教員の個人評価のシステム(方針、実施要項)(添付資料11:6~14ページ)によって、18年度の評価を行うこととした。</p>	
<p>(柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策) 【124】 教員採用に当たっては、平成16年度に、教育研究目標、年齢構成等を考慮した全学的な基本方針を策定するとともに、これに基づいて学部・研究科ごとの基本方針を策定する。</p>	<p>【124】 平成16年度に新たに定めた本学の教員選考基準に基づき、学部・研究科ごとに選考の基準・手続きを定め、選考を行う。</p>		<p>平成16年度に定めた全学共通の教員選考基準に従って、各学部・研究科がそれぞれの教育目標等を踏まえて選考の基準・手続きを定めるとともに、教職員の採用に際しての基本的な考え方(将来構想との関連性が明確な採用を行う、学部長等は、教員採用のための考え方を予め学長に説明して承認を得る等)を「埼玉大学再構築計画」に掲げ、これらに基づいて教員の新規採用を行った。 なお、理工学研究科では、18年度の改組に向けて、全学の教員選考基準に対応した選考基準に加え、博士後期課程担当資格について検討し、担当教員について再審査を行った。</p>	
<p>(任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策) 【125】 教員採用方法は、一般公募制を原則とする。</p>	<p>【125】 教員採用方法は、一般公募制を原則とする。</p>		<p>教員採用は、一般公募制を原則として実施しており、「埼玉大学再構築計画」においても、これを明記している。(添付資料1:17ページ)</p>	
<p>【126】 各学部・研究科において、人</p>	<p>【126】 任期付き任用の拡大や、社会人、外国</p>		<p>教育学部では、平成18年度から、教育実践総合センターに、任期付客員</p>	

<p>材の多様性を確保するため必要な場合には、任期付き任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。</p>	<p>人等の登用に向けて、さらに検討を行う。</p>	<p>教授2名、任期制正規教授1名を採用することとした。また、社会人の登用として、埼玉県教育長を正規教授として採用することとした。 英語教育開発センターにおいて、CALL教育の充実を図るため、平成17年度に5名の任期付外国人教員を採用した。また、教養学部において4名、経済学部において1名の任期付外国人教員を採用した。 理工学研究科では、社会人出身の教員が21名、外国人教員が7名おり、うち外国人教員2名は平成17年度に採用した。</p>	
<p>【127】 平成16年度以降、教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。</p>	<p>【127】 平成16年度に新たに定めた本学の教員選考基準に基づき、学部・研究科ごとに選考の基準・手続きを定め選考を行う。</p>	<p>平成16年度に定めた全学共通の教員選考基準に従って、各学部・研究科が選考の基準・手続きを定めるとともに、教職員の採用に際しての基本的な考え方（将来構想との関連性が明確な採用を行う、学部長等は、教員採用のための考え方を予め学長に説明して承認を得る等）を「埼玉大学再構築計画」に掲げ、これらに基づいて教員の新規採用を行った。 教育能力を勘案した選考については、各学部の教育目標等を踏まえ、応募書類に教育に関するものを含ませる（教養学部）、社会的経験・教育上の経験を重視する（教育学部）等により行うこととしている。</p>	
<p>（外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策） 【128】 女性教員の比率を、中期目標期間中に増加させる。</p>	<p>【128】 女性教員の比率を増加させる方法等についての検討を継続する。</p>	<p>部局長会議において、教員採用状況を各部局長に報告を求めるとともに、女性教員の採用について討論を行った。 教育学部における平成17年度末の女性教員の比率は20.4%（22名）であり、18年度採用者を含めると23.7%（28名）を達成した。また、経済学部では、助手1名を含め、16.4%（9名）が女性教員である。</p>	
<p>【129】 外国人教員数の増加を図るとともに、短期招へいの制度化を図る。</p>	<p>【129】 外国人教員を増加させるとともに、受入体制の見直し、改善策を検討する。</p>	<p>平成16年度に定めた全学共通の教員選考基準を踏まえ、各学部等で外国人教員の増加等に関する改善策を検討し、特に、理工学研究科の改組においては、博士前期課程における社会基盤国際コースの設置、博士後期課程における外国人留学生の定員化などに伴い、外国人教員の採用を積極的に検討し、新たに2名の外国人教員を採用した。また、CALL教育の充実を図るため、英語教育開発センターに5名の任期付外国人教員を採用するとともに、教養学部及び経済学部においても計5名の任期付外国人教員を採用した。</p>	
<p>（事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策） 【130】 大学運営に必要となる労務、安全衛生管理、訟務、及び財務会計や国際交流、産学官連携の事務等に従事する者に、専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。また、民間等からこれらの職務に精通した者の採用に努める。</p>	<p>【130】 実施研修計画等に基づいた研修を実施し、専門職能集団機能の充実を図る。</p>	<p>階層別・目的別・自己啓発研修の3項目に分け研修の体系化について検討を行い、一層の充実を図った。 「埼玉大学研修体系」に基づき、研修計画を作成し、実施した。 （添付資料8）</p>	
<p>【131】 職員について他大学等との人事交流を実施する。</p>	<p>【131】 職員について、他大学等との人事交流を継続して実施する。</p>	<p>厚生労働省及び他大学等から幹部職員を受け入れた。 本学課長代理以下の職員について、必要に応じて他大学等との人事交流を実施した。</p>	

<p>(中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策) 【132】 教職員の任用にあたって、年齢構成のバランスを失しないよう留意する。</p>	<p>【132】 平成16年度の年齢構成の実態を踏まえ、教職員の年齢構成のバランスを失わないよう留意する。</p>	<p>「埼玉大学再構築計画」で示されている第1期中期計画期間における財政計画で決められた人件費枠の中で、教職員の採用計画を作成することとなるが、その際、年齢構成のバランスを失わないような計画を作成することとしている。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営の改善及び効率化
4 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	<p>(事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針) 事務等の効率化を図るため、組織再編と事務一元化を推進する。 事務の電子化を推進する。 教員と職員による一体的運営を推進するとともに、職員の専門性を高める。 可能な限り業務の外部委託による合理化を図る。</p>
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
<p>(事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策) 【133】 平成16年度に、事務組織全体を見直し、目標に即して、学長・理事の支援スタッフ、企画立案業務、学生進路対応業務、外部資金獲得業務等の充実など戦略的な組織編成を構築する。</p>	<p>【133】 平成16年度に行った事務組織の変更の効果を検証し、合理化・効率化のためのさらなる組織変更の必要性について検討する。</p>		<p>学部事務の事務局一元化、全学的技術支援を目的とした技術職員の総合研究機構への一体化について検討し、平成18年4月から実施することとした。 教務事務の電算化を推進するため、3年計画によりシステム開発に着手した。</p>	
<p>【134】 平成16年度に、給与事務、外部資金の受け入れ事務、学部事務等、事務局・学部事務の所管業務を横断的に見直して重複業務の整理を行い、総務事務の事務局への一元化、教務事務等の「全学教育・学生支援機構」への一元化等の検討を含め、事務組織の再編・統合を行う。また、業務の効率化を図るため、事務局各課・学部事務ごとに「事務処理マニュアル」を策定し、配布する。</p>	<p>【134-1】 教務事務等の「全学教育・学生支援機構」への一元化を具体化させるための作業を開始する。</p>		<p>事務一元化に関する検討ワーキング(メンバー：総務・財務担当理事(委員長) 事務局各部長、学生部長及び各学部事務長)を設置し、検討を行った。その結果、学部事務を学生部に一元化すると結論を得、事務一元化を平成18年4月から実施することとした。</p>	
	<p>【134-2】 事務処理マニュアル策定作業を推進する。</p>		<p>総務部内に事務改善プロジェクトチームを設置し検討を行った。その結果、事務分掌をベースとしたマニュアル作成のサンプルを平成18年度に各部局に提示することとした。</p>	
<p>【135】 平成16年度に、全学的なシラバス等の電子化のための「教学電子化推進プロジェクト」を設置し、検討・試行を進め、中期目標期間中に科目登録等の迅速化を進めるとともに、履修登録・成績管理等のペーパーレス化を図る。</p>	<p>【135】 全学教育企画室が中心となり、総合情報基盤機構等と連携した全学的なシラバス等の電子化を推進し、学生等への冊子配布を廃止する等、ペーパーレス化を図る。</p>		<p>平成18年度より、冊子によるシラバスの配付は廃止し、現行の方式に替えて、Web方式による電子シラバスを導入する。</p>	

<p>【136】 平成17年度に、点検・評価に関する学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できる限り早期に適切なシステムを構築する。</p>	<p>【136、153】 点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、当該システムの構築について検討する。</p>	<p>「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」において、総合情報基盤機構、総合研究機構及び教育・研究等評価センターが連携し、学内における各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護等に関して検討した。プロジェクトでは、平成17年度は主にデータ共有に関する技術的可能性について議論し、プロトタイプシステム作成が提案された。(添付資料9)</p>	
<p>【137】 平成16年度から、学内広報、文書回覧、会議資料、学生への連絡、施設利用状況等の全学各種業務に関する電子化のための「事務電子化推進プロジェクト」を設置して、電子化実施可能業務の検討・選定を進め、平成17年度からペーパーレス化の試行・実施を推進する。</p>	<p>【137】 平成16年度に作成した「事務電子化推進計画」を実施する。</p>	<p>総務部内に事務改善プロジェクトチームを設置して実施策の検討を行った。その結果、事務の簡素化・効率化を図るため、情報共有基盤を整備することとし、全学の事務部(事務用)にグループウェアを導入することを決定した。</p>	
<p>【138】 平成16年度から、積極的な権限委譲を行い責任を明確にすることにより、事務処理の効率化・迅速化を図る。</p>	<p>【138】 物品等の調達について、教員が直接行える発注契約及び納品検収について、金額の範囲を明確にし、調達事務の効率化を図る。</p>	<p>他大学における権限委譲の金額の範囲及び実施方法について、次の点に留意して実状調査を実施し、具体的な問題点等の洗い出しを行い、本学に適用できるか検討した。 ・月末決算及び年度末決算の迅速な処理について ・物品の納品検査及び検収(確認)方法のあり方について ・予算管理の方法について ・契約における取引価格の妥当性の確保について 物品調達業務フロー図及び同マニュアルを作成し、教員が直接発注を行う仕組みと事務処理の効率化・迅速化・適正化との関係について検討した。なお、物品請求システムについて、教員の利用が集中した場合にはネットワークとセキュリティの問題から運用に支障が生じる可能性があることが認められることから、その対応策を含めた検討が必要となっている。</p>	
<p>【139】 訟務、外部資金受け入れ業務、会計監査等に関する業務に従事する高度専門的職員については、必要に応じて、平成16年度から任期付きによる選考採用の方法も取り入れる。 (複数大学による共同業務処理に関する具体的方策)</p>	<p>【139】 業務の強化(地域との連携協力等)のため、銀行との人事交流を継続するとともに、高度専門的職員の採用について検討する。</p>	<p>金融機関からの職員の受入れ(事務局部長級の参事役)を継続して実施するとともに、情報処理システムに関する専門的職員及び電子顕微鏡の専門技師の受け入れを実施した。</p>	
<p>【140】 事務処理の効率化、合理化等の観点から、近隣に位置する国立大学法人等との連携・協力を図る。</p>	<p>【140】 国大協の支部単位での連携・協力を進め、今後の連携・協力のあり方について引き続き検討を行う。</p>	<p>国大協関東・甲信越地区支部の「共通採用試験」に参加し、職員の採用を行った。これにより、採用事務の効率を継続することができた。また、国大協同支部で共同主催した研修に職員を参加させた。</p>	
<p>(業務のアウトソーシング等に関する具体的方策) 【141】 すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業務について外部委託を図る。</p>	<p>【141-1】 平成16年度に行った外部委託可能業務と委託の実施効果の検討を踏まえ、効果が期待できる業務に関して試行する。</p>	<p>学生寮の清掃業務及び国際交流会館の清掃業務、夜間及び休日における館内常駐の警備業務等を外部委託した。 電気事業法に基づく受変電設備の保守業務について、平成18年度より外部委託することとした。 旅費支給業務について、平成16年10月から、業務の一部(片道100km以上の出張)の外注を試行したが、出張者の利用率が著しく低調であった</p>	

	<p>【141-2】 図書館の目録業務・カウンター業務についてアウトソーシングを実施するとともに、外部委託可能業務と委託の実施効果の検討を継続する。</p>	<p>め、17年度において一層の周知を図るとともに、職員に対してアンケート調査を行った上で、一部委託の継続と全面委託実施に向けた問題点等の検討を行った。その結果、全面委託を行う場合、近距離出張であっても海外出張であっても等しく委託料は必要であること、委託業者との契約手続き、指導監督、委託料支払、旅費の決算業務等のための要員は必要であることなど費用対効果の面で疑問があること、一部試行の17年度の利用率は10%程度と低調であったこと等から、旅費支給業務の委託は実施しないこととした。</p> <p>物品調達業務について、調達物品の決定、発注先の選定、発注、納品物品の検収、請求に基づく支払に区分し、これらの各手続きごとに分析、検討した結果、例えば、発注先の選定については、入札の場合の仕様書作成、公告作成、予定価格の作成、入札書の受理、落札者の決定といった手続き、あるいは随意契約の場合の見積書提出要請、見積書の受理、成約者の決定といった見積合わせの手続きは発注者の責任において公正、透明、適正に行う必要があること等から、外部委託になじまないとの結論に達した。</p>	
	<p>平成17年4月から、図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務についてアウトソーシング（業務委託）を実施した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕
ウェイト付けなし。

業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1. 部局長会議の新たな位置付け

法人化以前には、部局長会議は部局間の連絡及び意思疎通のための組織と位置付けられていた。平成16年4月の法人化後も、埼玉大学では、部局長会議の役割を法人化以前と同等のものと規定してきた。平成17年11月に、学長は、部局長会議を(埼玉大学法人が設置・経営する)埼玉大学の運営の中核組織として位置付けることを提案し、部局長会議規則の改正を教育研究評議会に諮った。その結果、同年12月開催の教育研究評議会において、部局長会議規則の改正案が承認された。これによって、部局長会議は名実ともに埼玉大学の機動的な運営を担う最も重要な組織と位置付けた。また、事務局の各部長と学生部長も正式の委員として加え、この会議のより実質化を図った。(共通資料6:3~7ページ)

2. 学長懇話会の設置

平成17年8月以来、40歳代、50歳代前半の教員を対象として、月1回のペースで学長懇話会を開き、埼玉大学が直面している問題を提示し、それに対する役員会の方針を説明し、意見交換を行い、教員の意見で取り上げるべきものは、できる限り実行することに努めている。

3. 戦略企画室の設置

困難な状況下にある埼玉大学の生残りをかけて学長を補佐し、新規企画を立案し、実行までの道筋をつけるための組織として、新たに「戦略企画室」を設置することとし、平成18年度年度当初発足するための規程整備を平成17年度中に終えた。(添付資料7)

4. 事務一元化の推進

本学の事務組織は事務局及び学生部が中心となって、各学部の事務部と連携して大学運営の事務処理を行っている。しかし、学生サービスの向上や教学組織への事務サポートの向上などを推進するため、中期目標にも掲げている事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直しを図り、事務一元化を進める必要がある。なお、教育研究業務の実施は各学部・研究科が中心となるので、事務局一元化を行うに当たっては、教育・研究の現場との連携をより緊密化する必要がある。職員の本来の所属を事務局とし、そのなかで一定の割合の職員が学部事務等に出向いて執務することとした。また、学生部が事務局の外に置かれていることは不自然な形であることから、事務一元化と同時に、学生部を学務部と改称して事務局のなかに置くこととした。これと関連して、技術部の所属を工学部から事務局に移すこととした。この改革は、平成17年度中に規程の整備を終え、平成18年度当初から実施する。(共通資料6:1~2ページ)

5. 教職員数の削減に関する方針

教職員数の削減に関する方針は「埼玉大学再構築計画」の中で下記(1)~(4)のように示している。(添付資料1:16~17ページ)

- (1)人件費を抑制・削減することは埼玉大学の財政上不可欠な要請であることから、また、平成18年度政府予算編成時に示されたパブリック・セクターの人件費削減方針に準拠して、教職員数の削減を行う。
- (2)しかし、教員については、教育研究組織を維持するうえでの標準数が決められているので、この数は基本的に守らなければならない。附属学校園の教員についても、この点は同様である。
- (3)教員数の削減は、旧教養部教員定員で全学化されたもの(学長手持ち)を充てる。
- (4)事務職員と技術職員については、業務遂行に支障が起きないように配慮しつつ、人件費削減計画に従って総数を削減する。

6. 教職員の新規採用に関する基本的な考え方

教職員の新規採用に関する以下の(1)~(6)までの基本的な考え方の下に、実施

策を平成17年度第23回部局長会議に提案し、了承を得た。(添付資料10)

- (1)有能な教職員を採用することが、本学の将来を決定付けるものであるという認識を全学に徹底させる。将来構想との関連性が明確な採用を行い、如何なる場合にも、性急な採用決定はしない。
 - (2)教員の空きポストを埋める際には、公募で採用することを原則とする。教員人事を始める際には、学部長、研究科長、または機構長は、採用のための考え方を予め学長に説明して、承認を得なければならない。
 - (3)全学に係わる業務を担当する教員の採用については、学長が提案する。
 - (4)常勤事務職員は業務の核となる存在であり、企画能力と事務処理能力の両面で優れた者を採用することが必要である。外注することが可能な業務は外注し、派遣職員に任せることが可能な業務は派遣職員に行わせる。
 - (5)技術職員の新規採用については、全学的な目的をもつ業務への採用を中心に、採用の必要性を十分審査したうえで、採用目的に合った能力を有する者を採用する。
 - (6)事務職員と技術職員については、新卒者の採用にはこだわらず、能力主義による採用を行う。
- なお、教員の昇任に際しては、学部等での予備的な検討の結果を学部長等は予め学長に説明し、当該人事の手続きを正式に始めることについて、学長の了承を得るものとする。空きポストに昇任させる場合は、公募をしない理由を含めて、特に詳細な説明を行うものとするを了承した。
- また、事務職員、技術職員の昇任についても、教員の昇任に準じた手続きを経なければならないことを決定した。

7. 職員の再雇用に関する方針

労働基準法の改定により、平成18年度末以降に60歳で定年退職する職員が希望すれば、何らかの形で再雇用することが義務付けられている。これに関連する本学の規程を平成17年度中に定め、過半数代表者との合意の下に労使協定を締結した。

8. 教職員の勤務実績評価

埼玉大学の中期計画では、教員の教育研究活動等の評価及び教職員の業績の給与への反映について、少なくとも下記の3箇所で触れている。

- (1)《研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策》では、平成17年度から...教員個人の研究業績を記載した「教員活動報告書」の提出を求める。これらに基づき本格的な学内研究評価を実施する。としている。
 - (2)《教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置》では、平成16年度から、教員活動報告書の提出等、教員個人の教育研究活動等を評価する手法や教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるような給与制度等について検討する。としている。
 - (3)《評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策》では、平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築するとともに、その結果を踏まえて、平成18年度から、優れた教員に対する支援方策を検討し、平成19年度には支援体制を整備し、具体的支援を実施する。としている。
- 一方、公務員給与構造の改正に関する平成17年度の人事院勧告では、勤務実績を給与に反映させることを求めており、公務員給与構造に準拠した給与体系を採用している本学においても、勤務実績を給与に反映させなければならない。
- 本学評価センターは、中期計画に基づいて、教員の活動を評価する方法について検討してきており、既に教員に対して平成16年度の活動報告書の提出を求めたが、これは評価結果の給与への反映を前提としたものではなかった。このような評価センターの動きと人事院勧告とは本来別個のものである。

しかし、学長は、教員の勤務実績評価の基礎データとして、評価センターが教員に提出を求めた活動報告書を利用したいと考えている。それは、この活動報告書とは別に、給与への反映を前提とした勤務実績評価のデータを集めることは二度手間

以外の何物でもないからである。そこで、活動報告書に基づいた勤務実績評価を行う方法を本学として早急に決めることが必要になっている。

既に、平成18年3月末にさいたま労働基準監督署に提出した就業規則には、勤務実績の評価の給与への反映を織り込んでおり、学長は活動報告書を活用した具体的な勤務実績評価の方策を部局長会議・教育研究評議会に提案し、現在協議中である。学長の示した方針でまとめつつあり、資料中にもあるように平成18年7月に決定する予定である。(添付資料11)

9. 教員への裁量労働制の導入

法人化に伴って、国立大学の教員に対して裁量労働制を選択することが認められており、既に87大学中70大学以上が裁量労働制に移行している。裁量労働制は、現行の変形労働制よりも教員の勤務実態に適応したものであり、現在の変形労働制よりメリットも多いと考えられ、この間過半数代表と協議を重ねてきたが、平成17年度末に裁量労働制を導入することで合意した。

10. 新しい給与体系の確立

平成17年8月に出された国家公務員給与に関する人事院勧告においては、17年度年間給与の引下げ(ボーナスについては引上げ)が打ち出された。本学としては、本学の財政状況や社会一般の情勢からも、この勧告に準拠した給与体系の改定を行うこととした。

この人事院勧告には、平成18年4月以降に適用される給与構造の抜本的な改革が織り込まれている。本学の給与体系については、この平成18年度以降の国家公務員給与構造に準拠しながら、8. で述べたように、教職員の勤務実績の評価システムを早急に制度化するべく、上記のようなプロセスで作業を進めている。

また、平成18年度の地域手当については、国家公務員給与構造とその暫定措置に準拠し、7%とすることを平成18年3月31日にさいたま労働基準監督署に提出した就業規則に明記した。

財務内容の改善
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	外部研究資金等の増加に積極的に取り組む。 収入事業のあり方について積極的に検討する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
（科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策） 【142】 科学研究費補助金等の申請件数を増加させる。	【142】 科学研究費補助金等の申請数のみならず採択数を増加させるため、具体策の検討を継続する。		科学研究費補助金等の申請数・採択数を増加させるための方策の一環として、科学研究費補助金に関する説明会（平成17年10月）を実施した。（共通資料9：1ページ）また、産学連携室に「大型外部資金獲得のためのワーキンググループ」を設け、科学研究費補助金等の申請数・採択数の増加策について検討を行った。	
【143】 「研究戦略企画室」において、科学研究費補助金等の競争的外部資金、及び受託研究、奨学寄附金などの外部研究資金を増加させるため、重点プロジェクト研究等を推進するなどの具体的な方策を検討し、実施する。	【143、55-1】 研究推進室において、プロジェクト公募を実施し、引き続き重点プロジェクト研究等を推進する。		研究推進室において、2件の重点研究テーマと2件の準重点研究テーマを選定し、研究プロジェクトについては、4つのプロジェクト編成（先端的研究、産学官連携研究及び地域連携研究、国際共同研究、若手研究及び基礎研究）を設けて研究を支援した。	
（収入を伴う事業の実施に関する具体的方策） 【144】 平成16年度から、施設使用料の増額を検討する。	【144、152】 施設使用料の増額の検討を継続する。		教室、体育施設等の施設使用料について、近隣の料金を参考として光熱水料を含めた使用料を検討した。なお、実施については、体育施設の整備計画との調整を図りつつ行う予定である。 通常の施設使用と利用形態が異なる、撮影等を目的とする場合の使用料の取扱いについて検討し、新たに「撮影・取材等の場合における施設使用料の取扱いについて」を定めた。（添付資料12） 自動車・バイクの利用に係る入構ゲート・構内道路・駐車場等の維持管理に要する所要額を算定し、利用者負担として交通施設料を徴収することとし、関係規程を改正のうえ、平成18年度の入構許可者から徴収することとした。（共通資料9：11・15～21ページ） 宿泊施設（ときわ荘）の利用に伴う実費所要額を算定し、施設使用料と一括して利用料として徴収することとし、関係規程を改正のうえ、平成18年度から実施することとした。（添付資料13）	

<p>【145】 施設の維持改善等を図るため、自動車・バイクの駐車場使用料を徴収することを検討する。</p>	<p>【145】 平成16年度における検討をもとに、使用料の徴収方法について具体的に検討する。</p>	<p>自動車・バイクによる入構者からの交通施設料の徴収について、徴収対象者の範囲、金額、徴収方法を決定し、関係規程を改正のうえ、平成18年度の入構許可者から徴収することとした。 (共通資料9：11・15～21ページ) 入構許可に係る手続きのため、18年1月に申請を受け付け、2月に入構許可証の交付とともに交通施設料の徴収を実施した。また、交通施設料の徴収に必要な規程改正に併せて、構内標識等の整備を1月に実施した。</p>	
<p>【146】 追試験等の実施・各種証明書の発行に必要な手数料を徴収することを検討する。</p>	<p>【146】 追試験等の実施・各種証明書の発行に必要な手数料を徴収することを継続して検討する。</p>	<p>卒業者等に係る証明書の発行手数料徴収について検討・調整し、平成18年度より実施することとした。(共通資料9：13～14ページ)</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

財務内容の改善
2 経費の抑制に関する目標

中 期 目 標	管理的経費の抑制を図る。 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
(管理的経費の抑制に関する具体的方策) 【147】 事務等の効率化・合理化等により、一般管理経費(人件費を除く。)の占める比率の縮減に努める。	【147】 平成16年度の結果を踏まえ、事務等の効率化・合理化等を目指し、経費節減に努める。		学内予算配分において、各部局に対し管理的経費の縮減を求めるとし、5%の予算カットを実施した。 空調機運転制御による電力管理(ESCO事業)を実施し、電力使用量の削減を行った。(共通資料10) 建物の改修工事においても、スイッチ類の一元化を図り集中的節電を実施した。	
【148】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	【148】 (平成17年度末に改正し、追加したため、17年度計画なし)			
【149】 実施可能でかつ、費用面での効果が図れる業務について、外部委託を進め、人件費等の削減を図る。	【149】 給与業務、徴収業務等について現状を分析し、アウトソーシング等により人件費等の削減を図る可能性について検討する。		平成17年4月に「人事・給与システム改善プロジェクト」を設置して、現人事システムと給与システムに代わる人事・給与統合システムの導入について検討を行い、年度末に新システムの導入を行った。また、18年4月に財務部経理課給与係の給与業務を総務部人事課に統合することとした。 徴収業務の現状を分析、検討した結果、収入項目、請求形態が多種多様であり、同一形態のものを大量に請求するものが少ないこと、また、同一形態で大量である学生納付金については、未納分の債権管理、督促、学生・保護者への説明等の業務が煩瑣であり、個別事情に即した専門性と説明の丁寧さが求められること等からアウトソーシングになじまないとの結論に達した。	
【150】 光熱水料、物品調達、設備の共同利用、廃棄物の減量化等の省エネ・省コスト対策を検討し、「全学省エネ・コスト計画」を策定し、実施に移す。	【150】 省エネ・省コストの全学的な取組方針及び目標を決定する。		環境委員会を設置し、「環境に関する埼玉大学の方針」の策定を検討する中で、省エネ・省コストについても検討した。委員会での検討結果を踏まえ、平成18年3月、省エネ・省コストについての取組方針及び目標を盛り込んだ「環境に関する埼玉大学の方針」を策定し、学内に周知した。 空調機運転制御による電力管理(ESCO事業)を平成17年10月より実施し、電力使用量の削減を行った。また、契約電力を4,200KWから4,080KWに引き下げたことにより、経費の削減を図った。(共通資料10)	

		<p>これらの措置に加え、さらなる省エネを推進するため、電気エネルギーの実態調査を行い、その結果を学内ホームページを利用して公開し、省エネに取り組んだ。その結果、電気エネルギー年1%の削減目標を達成した。 総合教育棟の大規模改修整備において、省エネ対策として南側窓ガラスに熱線・紫外線遮断フィルムを貼るとともに、照明・空調等に省エネ機器を採用した。</p>	
		ウェイト小計	

財務内容の改善
3 資産の運用管理の改善に関する目標

中 期 目 標	資産の有効活用と管理運用の効率化を図る。
------------------	----------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p>（資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策） 【151】 資産の運用については、平成16年度から、関係法令の範囲内で、かつ安全性を考慮しつつ、効果的運用を図るための「資金運用計画」を経営協議会の審議を経て役員会で策定し、この計画に基づき適切に実施する。</p>	<p>【151】 平成16年度の資金状況を踏まえて、資金の運用について検討する。</p>		<p>平成16年度の資金状況を踏まえて、資金の運用について検討し、経営協議会の審議を経て「余裕金の運用について」を策定した。 「余裕金の運用について」に沿って、平成18年度から国債購入を実施し、自己収入の増を図ることとした。（添付資料14）</p>	
<p>【152】 施設使用料については、財産貸付料、寄宿料、駐車場・駐輪場使用料等のあり方について検討・整理するとともに、適正な金額を決定・徴収し、当該施設・設備の維持改善等を図る。</p>	<p>【152、144】 施設等の維持管理費等所要額の把握に引き続き努め、利用者の負担額を算定する。</p>		<p>教室、体育施設等の施設使用料について、近隣の料金を参考として光熱水料を含めた使用料を検討した。なお、実施については、体育施設の整備計画との調整を図りつつ行う予定である。 通常の施設使用と利用形態が異なる、撮影等を目的とする場合の使用料の取扱いについて検討し、新たに「撮影・取材等の場合における施設使用料の取扱いについて」を定めた。（添付資料12） 自動車・バイクの利用に係る入構ゲート・構内道路・駐車場等の維持管理に要する所要額を算定し、利用者負担として交通施設料を徴収することとし、関係規程を改正のうえ、平成18年度の入構許可者から徴収することとした。（共通資料9：11・15～21ページ） 宿泊施設（ときわ荘）の利用に伴う実費所要額を算定し、施設使用料と一括して利用料として徴収することとし、関係規程を改正のうえ、平成18年度から実施することとした。（添付資料13）</p>	
			ウエイト小計	
			ウエイト総計	

〔ウエイト付けの理由〕
ウエイト付けなし。

⋮

・財務内容の改善に関する特記事項

1. 第1期中期計画期間における財政計画の策定
 第1期中期計画期間中の収入見込み、及び必要と考えられる支出を推計し、それに基づく財政計画を平成17年度第4回経営協議会に諮り、了承を得た。
 (共通資料11)
2. 予算配分方法の抜本的な改革と平成18年度予算の編成
 法人化以前からの予算配分方式を抜本的に見直し、下記の新しい原則に基づき、平成18年度の予算配分を行うことを部局長会議・教育研究評議会で提案し、細部にわたり説明し、慎重な議論を重ね、学内の意見を聴取した結果、全学的に理解を得ることができた。(共通資料2:10~15ページ)
 また、この基本方針については、平成17年度第4回経営協議会で了承を得た。
 (共通資料2:27ページ)
 平成18年度以降、各部局への予算配分(常勤教職員の給与以外)は次の原則に基づいて行う。
 - (1)年度当初に、予算案を慎重に検討し、各部局(学部、研究科、機構、事務局各部)の予算を確定し、年度を通してこれを効率的に執行する。
 - (2)基盤的経費(施設関係経費、光熱水料、事務経費、非常勤職員給与等)、図書館・センター運営経費については、前年度までの実績を精査して、抑制を図りつつ決める。
 - (3)教育費については、従来よりも増額する方向で考える。
 - (4)研究費については、次の2点を原則とする。大学は研究基盤の構築と維持を行う。教員は自助努力により外部資金を獲得し、これを自己の研究に直接使用する費用に当てる。これらの点を確認したうえで、当面次のようにする。
 - (ア)研究基盤に関する経費は、必要度の高さを考慮して年度当初にほぼ決める。
 - (イ)教員への研究費については、従来行われてきた平等配分を廃し、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めており、研究成果を挙げている教員に対して、研究費を配分する。
 - (ウ)実際には、研究機構が研究費の申請を募集し、教員個人または教員グループからの申請を審査して、順位と配分予定額を決め、最終的に学長が認めたものについて研究費を配分する。
3. 埼玉大学発展基金の創設と運用
 広い意味での教育環境とキャンパスの整備、研究支援、国際交流等に充当するために埼玉大学支援基金を創設することを平成17年度第4回経営協議会に提案した。種々の議論の結果、この基金の名称を、より積極的に本学の発展に資すること表現するため、「埼玉大学発展基金」に変更することとした。現在、募金活動の具体案を決める作業を行っている。(共通資料3:3ページ)
4. 民間企業との連携による施設改善
 国立大学の法人化の基本となった考え方は、平成13年6月に文部科学省が出した「大学(国立大学)の構造改革の方針」に述べられた3箇条の原則で、その一つに、「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」が挙げられている。
 現時点では、民間的発想による国立大学の経営にはさまざまな規制があるが、埼玉大学では、民間企業との連携によって、民間資金による本学施設等の改善とそれによる本学の活性化を図るための具体策をまとめつつある。
 下記の大学会館1階付近の再開発については、コンビニエンス・ストアの導入という点では、既に東大、京大のほか、相当数の私立大学でも行われているが、本学では、それ以外の新しい試みも併せて行っていることが特徴である。また、体育施設の大規模改造・改善は全国で最初のケースとなるものと期待している。
 - (1)大学会館1階付近の再開発と学外への開放
 学内ワーキンググループによる検討結果に基づいて、民間企業からの提案書を受け、ヒアリングを経て、平成17年12月下旬に事業を委託する企業の選定を終えた。

平成18年2月に当該企業であるLawsonとの交渉を終え、改装工事に着手した。平成18年4月早々には新店舗等が開業した。(添付資料15) 新店舗には、大学会館の本来の出入口(南側)から入ることができるだけでなく、本学正門のバス停横から、新たな通路によって北側からも入ることができる。また、大学会館西側にウッドデッキなどを設け、相当数のパラソル付きテーブルと椅子を配置し、憩いの場所として活用することを図った。

(2)体育施設の大規模改造・改善と学外への開放
 体育施設の大規模な改造・改善に向けて、民間企業との連携による検討を行っている。平成17年度第3回経営協議会で、埼玉大学と連携して活動する有限責任事業組合(LLP)の概要を説明し、この事業の方向性について了承を得た。さらに詳しい経営計画を作成することを含めて、同会議で出された意見と助言を基に、設立に向けての具体的な作業を進めている。(共通資料3) 既に文部科学省の賛同を得ており、LLPの設立に向けて、連携企業と計画細部の詰めを行っている。

5. 経費の節減、自己収入の増加に向けた取り組み状況
 経費節減、自己収入の増加について、いくつかの取り組みを行っている。(共通資料10、共通資料9)
 経費削減については、省エネ・省コストの全学的な取組方針等の検討を行うためのワーキンググループを設置し、光熱水量、廃棄物の量などの実態把握を行い、部局等との意見交換を踏まえて結果を学内ホームページに公表するなどにより、省エネ対策の実施を学内に周知した。平成17年度に、空調運転制御による電力管理(ESCO)事業を試行することとし、電気事業者との契約を行い、現在その効果を測定している。(共通資料10:1~3ページ)
 自己収入の増加のために、外部資金受入額の一部を関係部局への予算配分に反映させるというインセンティブを付与している。外部資金に付随する間接経費がある場合には、その間接経費の50%を関係部局に配分する。その他の外部資金については、外部資金の種別に本学としてのオーバーヘッドの率(10%から30%の間)を決め、その50%を関係部局に配分する。(共通資料9:9ページ) また、多額の間接経費やオーバーヘッドをもたらした教員には、学長表彰を行っている。
 また、外部資金獲得に向けて、次のような取り組みを行っている。科学研究費獲得のための説明会の実施、総合研究機構が募集する研究プロジェクト経費申請において、科学研究費の申請を条件とすること、重点研究テーマ参画教員に大型外部資金獲得への努力を積極的に行わせること、企業等との共同研究の立上げに向けた地域共同研究センターによる活動(本学と包括協定を締結している埼玉りそな銀行の仲介による共同研究の誘致等を含む)。(共通資料9:1~8ページ)
 自己収入増加対策の一つとして、平成17年度より新規に交通施設料(本学構内駐車料)を新設するとともに、在校生以外(すなわち卒業生)からの各種証明書請求に対する発行を平成18年度から有料とすることを決めた。(共通資料9:11~21ページ)

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
1 評価の充実に関する目標

中期目標	研究・教育・業務運営に関する恒常的な評価組織を設置する。統一的な点検・評価項目を定め、定期的に評価を実施するとともに、その結果を公表する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
<p>（自己点検・評価の改善に関する具体的方策）</p> <p>【153】 平成17年度に、点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できるだけ早期に当該システムを構築する。</p>	<p>【153、136】 点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、当該システムの構築について検討する。</p>		<p>「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」において、総合情報基盤機構、総合研究機構及び教育・研究等評価センターが連携し、学内における各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護等に関して検討した。プロジェクトでは、平成17年度は主にデータ共有に関する技術的可能性について議論し、プロトタイプシステム作成が提案された。（添付資料9）</p>		
<p>（評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策）</p> <p>【154】 平成16年度に設置する「教育・研究等評価センター」において「業務運営評価部門」が、点検・評価、及びそのための情報分析を担当し、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。</p>	<p>【154】 「業務運営評価部門」が、点検・評価及びそのための情報分析を担当し、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。</p>		<p>教育・研究等評価センターでは、各部局から提出された平成16年度年度計画自己点検・評価を同センターが定めた基準で評価し、その結果を学長に報告するとともに提言を行った。学長に対する改善提言は、「国立大学法人埼玉大学年度計画において、年度計画の担当部局を明確にし、かつ、大学として年度計画執行の責任体制を確立することを要望する。」であった。なお、評価結果の概要を教育・研究等評価センターホームページで公表した。</p>		
<p>【155】 平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築するとともに、その結果を踏まえて、平成18年度から、優れた教員に対する支援方策を検討し、平成19年度には支援体制を整備し、具体的支援を実施する。</p>	<p>【155、123】 教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築する。</p>		<p>各教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムの構築に向けて、教育・研究等評価センターにおいて、現状の把握のために、平成16年度に試行で行った教員活動報告書及び17年度の教員活動報告書に記載された内容を精査・比較した。同時に、教員の個人評価を行うための方法の開発のために、他大学に対して出張調査を行い、教員個人の教育研究活動の評価方法について研究を重ねた。これらを踏まえ、教育・研究等評価センターが策定した教員の個人評価のシステム（方針、実施要項）（添付資料11：6～14ページ）によって、18年度に評価を行うこととした。</p>		
			ウェイト小計		

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
2 情報公開等の推進に関する目標

中 期 目 標	学内における情報の一元的管理を行う。 大学の広報機能を強化する。
------------------	-------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
（大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策） 【156】 平成16年度に、セクシャルハラスメントの防止を含め、教職員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。	【156、172】 平成16年度に策定した人権やセクシュアル・ハラスメント等に関するガイドラインの周知徹底に努める。		新任のセクシュアル・ハラスメント受付担当者及び相談員を対象に「本学のセクハラ防止体制等」、「相談員の業務」、「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施し、ガイドラインの内容に沿った説明を行い周知を図った。 セクシュアル・ハラスメント問題の担当者を「セクシュアル・ハラスメント問題解決に向けたワークショップ」に参加させ、問題解決・問題を未然に防止するためのノウハウを学び、スキルアップを図った。 全学教職員を対象に、「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を実施した。	
【157】 平成16年度に、産学連携の相手方との関係において教員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。	【157】 産学連携の相手方との関係において、教員が守るべきガイドラインを策定する。		産学官連携及び社会への貢献の推進を公正かつ効果的に行うために、役員等の利益相反に関して適切な解決のための措置を講じること等を内容とする利益相反マネジメントポリシー及びそれに基づく全学的な規程について検討を行い、原案を平成17年度第12回教育研究評議会に提出し、18年度第1回教育研究評議会です承され、役員会で決定された。	
【158】 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切に加工して提供するなど、大学と社会の間のインターフェイス機能を持った組織を平成16年度に設置する。	【158-1】 平成16年度に設置した情報メディア基盤センターを核として、大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進するためのプロトタイプシステム構築を目的としたプロジェクトを立ち上げる。		平成18年1月に「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」を立ち上げ、本学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化する検討に着手した。（添付資料9）	
	【158-2、88】 紀要等の学内学術情報の電子化を推進し、学術情報を効率的に発信するシステムについて検討する。		国立情報学研究所が実施している学術雑誌公開支援事業に本学紀要2誌を対象として登録し、電子化作業を進める一方、ファール・コレクションのうちファール草稿（自筆原稿）を中心に画像データ化・文字テキスト化及びそれらの公開方法等を検討し、電子公開システムの基本的なあり方の見通しをつけた。	

<p>【159】 平成16年度に、学外者や学生も参加する「広報プロジェクト」を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検・見直しを行うとともに、平成17年度までに、新たに電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定し、実施する。</p>	<p>【159】 広報プロジェクトで「大学広報プラン」を策定し、実施する。</p>	<p>広報プロジェクトにおいて、「広報プラン」の策定を行った。このプランの内容を踏まえ、Webのサイトトラフィックを分析することにより、利用者の状況を正確に把握し、情報発信事項や更新時期の見直しを図るため、機器を設置した、大学開放デーを実施するなど地域や外部に対し大学を積極的にアピールした、高校生（入学志願者）をメインターゲットとした情報提供をコンセプトに広報誌を大幅に改善した等、実施可能なものから着手した。（共通資料12）</p>	
<p>【160】 平成16年度に、図書館利用者の利便性の向上のためのホームページを充実させる。</p>	<p>【160】 （平成16年度にシラバス掲載図書の整備状況の掲載等により大幅な充実を実施したため、17年度計画はなし）</p>		
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕
ウェイト付けなし。

⋮

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1. 自己点検・評価の方法

各部署から提出された平成16年度年度計画自己点検・評価を本学教育・研究等評価センター(略称:評価センター)が定めた基準で評価し、その結果を学長に報告するとともに、概要を評価センターのホームページに公表した。

機関別認証評価の準備のため、平成17年12月に学部・研究科の教育に係る基準5から基準9の基本的観点ごとに、全学教育・学生支援機構、各学部・研究科に対して自己点検と今後の計画の提出を求めた。これらは平成18年3月末までに提出された。提出された資料について、評価を行い、その結果を各部署に通知し、本審査のための準備作業を行うために活用することとしている。この結果は平成18年度第4回部局長会議に提出され、ホームページでも公表されることとなる。

2. 教員の個人評価システムの構築

評価センターでは、各教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムの構築に向けて、現状を把握するため、平成16年度に試行的に提出された教員活動報告書、及び平成17年度に提出された教員活動報告書に記載された内容を精査・比較した。また、教員の個人評価を行うための方法を確立するため、長崎大学と熊本大学に出張して調査を行い、他大学における教員個人の教育研究活動の評価方法について詳しく研究した。これらを踏まえ、評価センターとして教員の個人評価のシステム(方針、実施要項)を策定し、学長に提出した。この評価センター案は、平成18年4月27日開催の平成18年度第1回教育研究評議会です承された。(添付資料11:6~14ページ)

3. 広報戦略の策定

法人化後の埼玉大学にとって、積極的な広報活動は極めて重要な意味を持っている。中期計画では、平成16年度に、学外者や学生も参加する「広報プロジェクト」を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検・見直しを行うとともに、平成17年度までに、新たに電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定し、実施するとしている。既に、「広報プロジェクト」で学外からの積極的な意見を取り入れた「大学広報プラン」(共通資料12)の策定を終了した。特に、学外委員からの強い意見があったホームページの刷新については、先行して実施することとし、作業を開始している。また、先取りした形で進めていた広報誌の検討については、対象(読者層)が絞りきれないとの意見が強かった従来の広報誌「櫻」に代えて、対象を受験生に絞った新しい広報誌「埼玉大学だより」(共通資料12:5~14ページ)を発行した。「大学広報プラン」を実施し、積極的な広報を行うためには、発信すべき内容をどのようにして収集するかが大きな課題であり、そのために広報委員会の充実を図った。

4. マスコミを利用した情報発信

平成17年11月から、経済学部が行う公開講座を地元の有線テレビ放送局JCOMで10回にわたりゴールデンタイムに放映した。その番組のなかで、学生が作成した大学のイメージビデオを用いて、学生の目線で大学を紹介するとともに、入試に関する情報提供を行った。また、FM放送NACK5において、埼玉大学に関するコマーシャルを放送した。更に、平成17年12月から新たに放送を開始したFM浦和でも、本学学生が週1回の定時番組を受け持つことができ、その中で本学に関する種々の情報を発信している。

5. 情報発信の仕組み作り

教員の研究者としての側面を外部に公表することは、大学としての重要な責務の一つである。しかし、個人情報保護法に基づく個人情報の保護も個々の研究者の権利として認めなければならない。本学では、個人情報保護に関する諸規程や実施のための方策を検討するために「個人情報保護ワーキンググループ」を設置し、検討を進め、研究者情報についても、これまで公開していた情報の内容を検討し、必ず公開すべき情報と公開するかどうかを教員が個々に判断する部分とに分類し、データを更新し、公開した。

学内各部署に蓄積されている各種教育・研究活動データの共用化を進める必要があるため、このために新たに総合情報基盤機構内に「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」を立ち上げ、学内における各種教育・研究活動データの適切かつ効果的な共有、情報発信、情報保護等に関して議論した。(添付資料9)

平成17年度には、主にデータ共有に関する技術的可能性について議論し、プロトタイプシステムの作成を提案した。平成18年度中頃までには一定の結論を出し、学術情報の共用化について具体策の策定に取りかかるとともに、その他の情報の共用化についても、議論を進めることとしている。

その他の業務運営
1 施設整備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	(良好なキャンパス環境を形成するための基本方針) 施設設備の整備計画を策定し、効果的整備を促進するとともに、施設設備の有効利用を推進する。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
(施設等の整備に関する具体的方策) 【161】 全学の施設・設備の利用実態の点検・評価を平成16年度に実施し、これに基づき、平成17年度に現行の整備計画の見直しを図る。有効利用の推進及びプリメンテナンス等をも考慮した長期計画を策定し、長期的視点から見た施設・設備の効果的整備を図る。	【161】 施設実態調査や利用実態の点検・評価に基づき、整備計画の見直しを図る。		副学長を座長とし、学外有識者もメンバーに加えてキャンパスマスタープラン検討ワーキングを発足させ、平成18年度上期を目標に、施設や環境整備に関してのキャンパスマスタープランを策定すべく精力的に議論を進め、おおむね論点は出尽くし、議論の集約をみたので、18年3月に素案としてまとめた。(共通資料13:29~46ページ)	
【162】 独創的・先端的研究を目指す拠点として、流動的・弾力的利用のできる大学院総合研究施設等の整備計画を立て、人文社会系大学院の狭隘化の解消や理工系大学院の共用研究スペースを確保することにより、実験研究スペースの拡充を図るとともに、研究拠点の整備を図る。	【162】 総合教育棟の大規模改修整備において、流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースを確保し、独創的・先端的研究のために活用する。		総合教育棟の大規模改修整備において、5階フロア全てを、新たに流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースとして確保した。	
【163】 施設の老朽・狭隘化に緊急に対応するため、大規模改修や新增築等の年次計画を立て、教育研究環境の改善を図る。	【163-1】 総合教育棟の大規模改修整備を行う。		総合教育棟の大規模改修整備として、耐震補強及び全学教育・学生支援機構のワンストップサービスコーナーの設置、全学研究スペースの確保、教養学部の教員・院生スペースの改善等を行った。	
	【163-2】 大規模改修や新增築等を検討するための耐震診断を実施し、年次計画の策定に取り組む。		大規模改修や新增築等を検討するため、経済学部棟及び教養教育1号館の耐震診断を実施するとともに、平成18年度耐震診断計画を策定した。 経済学部棟及び教養教育1号館の身障者トイレを増設するなどの改修を行い、教育研究環境の改善を図った。また、平成18年度における教養学部棟のトイレ改修計画を策定した。 教育学部の研究教育条件改善のため、1階部分を改修するとともに、地震対策としてガラス窓にフィルムを貼り、安全対策を講じた。	

	<p>【163-3】 営繕事業について年次計画を策定し、教育研究環境の改善を図る。</p>	<p>営繕事業について年次計画を策定した。 平成18年度実施が予算化された教育学部附属中学校の大規模改修整備の実施設計を行った。</p>	
<p>【164】 事業の実施に当たっては、PFI事業等新たな整備手法の導入に積極的に取り組む。</p>	<p>【164】 PFI事業等、新たな整備手法の導入について検討する。</p>	<p>大学会館1階について、学生・教職員の福利厚生の充実を図るため、内装等改装経費を出店者が負担して、コンビニエンス・ストアに改修した。 他大学のPFI事業の実態を調査し、それぞれの事業の実施に当たっての問題点について検討した。 体育施設については、有限責任事業組合(LLP)を活用して整備することについて検討し、具体的計画を経営協議会に提出し、出された意見を踏まえた計画の下で、平成18年度の前期にLLPが設立される予定である。 (共通資料3)</p>	
<p>【165】 キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな環境を形成するため、維持改善等を図る。</p>	<p>【165】 大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して行う美化運動を実施する。</p>	<p>大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して校内清掃を実施した。また、放置自動車、放置自転車を撤去し構内の美化に努めた。 「埼玉大学再構築計画」に沿って、モニュメントの設置、正門の埼玉大学表札の取り替え、バス停の整備等、正門付近の整備を一体的に実施した。 大学会館1階をコンビニエンス・ストアに改修し、西側の外構にウッドデッキを設置するなど、学生及び教職員等のための環境改善を図った。 教育機構棟周辺の環境改善を図るため、外構を整備した。 構内標識看板類を整理し、環境改善を図った。</p>	
<p>【166】 多様な利用者が安全かつ快適に利用できるように、バリアフリー化の推進を図るとともに、ISO14001(国際標準化機構(ISO)が定める「環境マネジメントシステム規格」)の認証の取得を視野に入れ、環境改善のための具体的な計画を策定する。</p>	<p>【166-1】 ISO14001の認証取得を目指し、全学委員会を設置して、環境改善への計画案を検討する。</p> <p>【166-2、34】 総合教育棟の大規模改修整備において、段差を無くす、自動ドア・身障者用トイレ・エレベーターの設置等、バリアフリー化を実施する。</p>	<p>学内の環境改善を図るとともにISO14001の認証取得を視野に入れた環境配慮の取組体制を確立するため、環境委員会を設置し、環境方針・環境配慮の計画として「環境に関する埼玉大学の方針」を策定し、学内に周知した。(共通資料13:13ページ)</p> <p>総合教育棟の大規模改修整備において、段差を無くす、自動ドア・身障者用トイレ・エレベーターの設置等、バリアフリー化を実施した。 教育学部A棟玄関にスロープ・自動ドアを設置しバリアフリー化を実施した。 経済学部棟に身障者トイレの設置を実施した。 大学会館北側にスロープを設置し、正門及びバス停からの利便性を図った。</p>	
<p>【167】 有効利用の更なる促進のため、学部を超えた全学的視点からの共通講義室等の整備や情報化の進展に備えるための「マルチメディア室」を設置し、高機能化を図る。平成17年度にはその有効活用のための実施計画、施設の維持管理計画などの施設マネジメントを策定する。</p>	<p>【167】 情報化の進展に備えるための「マルチメディア室」の整備を順次進め、高機能化を図る。その有効活用のための実施計画、施設の維持管理計画などの施設マネジメントを策定する。</p>	<p>「座学(講義)+実習」形態の実施に向け、大教室の整備(教材や教員端末の投影可能なプロジェクタ設備及び大型スクリーンの設置)を行った。 なお、平成17年度は「座学(講義)+実習」形態の情報教育を教養学部、教育学部で実施した。 教育機構棟の教室の高機能化については、全教室につき順次行っていくという基本方針の下、平成17年度についても継続して計画的に実施(6教室)した。</p>	
<p>【168】</p>	<p>【168】</p>		

<p>学生支援、国際交流、地域貢献等に必要な施設・設備は、学生（留学生を含む）や地域のニーズを的確に把握し、これに応じて検討を進め、既存施設の有効活用の視点から改修等に努める。</p>	<p>全学教育・学生支援機構の点検・評価に基づき改修の必要性・方策について検討する。</p>	<p>学生・教職員の福利厚生の充実を図るため、大学会館1階を改修し、大学の情報を発信するためのインフォメーションコーナーの設置、コンビニエンス・ストアの開設、西側の外構にウッドデッキを設置するなどを行い、平成18年4月にオープンした。 全学教育・学生支援機構の点検に基づき、老朽化した合宿所の改修、国際交流会館の排水管改修等を実施した。 利用環境の向上を図るため、図書館の空調設備を整備した。 大学の認知度向上を図るため、正門・守衛所屋根及び敷地境界の主要な場所に、大学名の看板を設置した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

その他の業務運営
2 安全管理に関する目標

中期目標	労働安全衛生法に基づいた安全管理体制を構築し、事故防止等を図る。
------	----------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
<p>（労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策） 【169】 平成16年度に、「安全衛生委員会」を設置する。「安全衛生委員会」は、学内各種業務の安全点検をすべて行うなど、関係法令に定められた業務を適切に行い、RI及び毒劇物等の取扱いについての安全性の確保や一元的管理による厳格な安全管理を実施する。また、安全教育等を網羅した、「安全対策マニュアル」を策定し、学内に公開する。</p>	<p>【169】 安全対策マニュアルを策定し公表する。</p>		<p>全学の安全対策マニュアルを策定し公表した。（共通資料14） 毎月「安全衛生委員会」を開催し、産業医、衛生管理者及び衛生推進者から定期巡視の状況を報告させ、厳格な管理を行っている。 「国立大学法人埼玉大学毒物及び劇物取扱要項」を改正し、薬品管理システムにより管理を行うことを可能とし、同システムの利用促進を図った。（共通資料14：46ページ） 平成17年度の衛生管理者資格取得者は7名であった。これにより累計資格取得者数は26名となった。なお、本学の最低必要人員は3名である。</p>	
<p>（学生等の安全確保等に関する具体的方策） 【170】 平成16年度から、既に実施している構内交通規則のより一層の徹底を図る</p>	<p>【170】 構内の巡回及び指導の一層の徹底を図るとともに、必要に応じて近隣を巡回する。</p>		<p>守衛による構内の巡回及び指導の徹底を推進するとともに、近隣の巡回を実施した。 災害危機対策を推進するため「災害危機対策室」を設置し、災害危機対策に係る年次計画を策定するとともに、次の災害危機対策を講じた。 ・地震時の学内における液状化の検討 ・エレベーター内非常電話の設置 ・屋外緊急放送設備の増設（6ヶ所） ・建物の耐震診断 ・窓ガラス飛散防止フィルムの取付 ・担架の設置 ・防災時用拡声器及び救急箱の整備 駐輪場の夜間照明器具を改良することにより、駐輪場内の夜間の安全管理の徹底を図った。また、駐輪場から外部道路への出入りにおける事故防止を図るため、出入口に注意喚起を促す看板を設置するなどの安全対策を講じた。なお、大学周辺の交通環境の整備（横断歩道関係）について、警察に要請を行った。 必要に応じて学生指導担当教員による学生指導を実施し、また、屋外緊急放送設備を活用した学生指導を実施した。</p>	

<p>【171】 盗難・事故等の防止のため、平成16年度から、電磁自動ロックシステム、入退室システム等の導入などセキュリティ対策を検討し、平成17年度から順次実施する。</p>	<p>【171】 平成16年度に把握したセキュリティ対策の実態に基づき、各学部等において最適なセキュリティシステムの導入を検討する。</p>	<p>平成16年度に行ったセキュリティ対策の調査の結果を踏まえ、各学部等において最適なセキュリティシステムの導入を検討している。17年度には、総合教育棟にカードキー及び赤外線によるセキュリティシステムを導入した。 「災害危機対策室」の策定した災害危機対策に係る年次計画を踏まえ、非常時の安全確保のため、構内6か所に非常放送スピーカを設置する等の措置を講じた。(共通資料15)</p>	
<p>【172】 平成16年度に、人権やセクシュアルハラスメント等に関する教育プログラムを作成し、毎年、教職員に受講させる。</p>	<p>【172、156】 平成16年度に策定した人権やセクシュアル・ハラスメント等に関する教育プログラムを基に、研修等を教職員に受講させる。</p>	<p>新任のセクシュアル・ハラスメント受付担当者及び相談員を対象に「本学のセクハラ防止体制等」、「相談員の業務」、「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施した。 セクシュアル・ハラスメント問題の担当者を「セクシュアル・ハラスメント問題解決に向けたワークショップ」に参加させ、問題解決・問題を未然に防止するためのノウハウを学び、スキルアップを図った。 全学教職員を対象に、「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を実施した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>----- ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕
ウェイト付けなし。



・その他業務運営

1. 情報基盤の整備

平成16年10月から総合情報基盤機構を設置した目的の一つは、本学の情報基盤を高度かつ安全なものとし、それによって教職員・学生・院生に提供する情報の質を高めるとともに量を増加させることであった。この目的の達成に向けて、光直収ネットワークシステムを構築するための詳細な計画を策定した。

現在、本学の基幹ネットは、非常に複雑な構造で、途中に無防備な箇所もあることなどの問題点を抱えており、全体として極めて危険なものであるといえる。そこで、このような問題点を一挙に解決するため、情報メディア基盤センターから各研究室や事務室等に直通する高速光ファイバーによるキャンパス・バックボーンを構築し、仮想LAN(VLAN)技術によって多様な組織形態に対応可能な情報共有基盤を実現することとした。そのうえで、全学統一認証及び検疫システムを導入し、厳密なセキュリティを確保し、トップレベルのネットワーク環境を早期に整備するための詳細な計画を策定し、それに基づいて平成18年度概算要求を行った。

この平成18年度概算要求が認められたので、平成17年度内に工事実施のために必要な準備を行い(添付資料16)、仕様策定委員会で仕様の策定を精力的に行った。その結果、この業務実績報告書を作成している時点で、入札を完了している。

2. キャンパス・マスタープランとそれに基づく施設整備計画

国立大学は、自らの目指すべき方向を見据えて、キャンパスの将来像を描くことが必要であることが、最近文部科学省から改めて指摘されている。本学では、約10年前に、全学的な有志の集まりがキャンパス・マスタープランに関して検討を行った実績があり、また、中期目標では、《良好なキャンパス環境を形成するための基本方針》として、施設設備の整備計画を策定し、効果的整備を促進するとともに、施設設備の有効利用を推進する。としているが、具体的なキャンパス・マスタープランは提示されていない。

上記の経過と現状を踏まえて、キャンパス・マスタープランを策定するべく、学内外の有識者からなるワーキンググループを平成17年11月に発足させた。検討を中断していた期間も長く、また、国立大学を取り巻く状況も以前とは大きく変わっているが、早急に作業に取り組み、精力的に議論を進め、論点は集約できたので、平成18年3月にキャンパス・マスタープランの素案をまとめた。平成18年4月早々に、この素案を基に、部局長会議・教育研究協議会・経営協議会へ提出するマスタープランの原案を作成し、これらの会議の了承を得たので、このマスタープランの下での施設整備計画をまとめている。

3. JR 東京駅日本橋口ビルにおける東京サテライト教室の開設

本学が東京駅八重洲口に開いている東京ステーション・カレッジ(主として、経済科学研究科が社会人向けに夜間に授業を開設している。)は、手狭になっていることから、より広くて、他の目的にも使用し易い場所を求めていた。JR東日本が東京駅構内東北部分に建設している日本橋口ビルに、好適なスペースを確保することとし、平成19年4月以降、ここに新サテライト教室を開設し、現在の東京ステーション・カレッジの機能を全て新サテライト教室に移転する予定である。

4. リスク・マネジメント

大学は様々なリスクを抱えながら教育・研究を行っているが、国立大学の法人化に伴い、特に財政面においてのリスクに対応するため、平成16年4月から大学独自で損害保険にも加入している。しかしながら、リスクの発生をできる限り少なくし、もしもリスクが発生した場合には、その影響を最小限に留めるため、日頃からリスク・マネジメントへに取り組むことが重要である。

発生が予想されるリスクには、地震、豪雨・豪雪、風水害など避け難い自然災害と、管理体制の不備や意図的な不正行為といった人為的なリスクがあるが、特に自然災害の発生を想定し、中長期的な視点に立った対策が必要となる。

埼玉大学の構内には毎日約9,000人の学生・院生と約830人の教職員(この他に400人以上の非常勤講師が勤務)が活動しており、自然災害に対する可能な限りの防止策

を講じる必要がある。附属学校園や職員宿舎・学生寮についても同様である。特に老朽建物を多く抱えている本学としては、地震対策が喫緊の課題である。

このため「災害危機対策室」を設置して、地震発生に伴う学生・教職員の避難場所の確保や工作物の崩壊による人への被害の防止策など、あらゆる角度からの検討を進めている。

上記の災害危機対策室での検討を踏まえて、平成17年度に、学長裁量経費から約1千万円を措置し、エレベーター非常電話の設置、屋外放送設備の設置、建物耐震性の診断、窓ガラス飛散防止フィルム取付、担架の設置、防災拡声器・救急箱の整備等を実施した。

予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額 17億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 17億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし	

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
なし	なし	なし	

剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	使用していない	

そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
・小規模改修	総額 222	施設整備費補助金 (222) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	・総合教育棟改修 ・小規模改修	総額 951	施設整備費補助金 (951) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	・総合教育棟改修 ・小規模改修 ・アスベスト調査	総額 952	施設整備費補助金 (915) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (37)
<p>(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2)小規模改修について17年度以降は16年度と同額としている。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p>			<p>(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

計画の実施状況等
 総合教育棟改修工事 914百万円
 アスベスト調査 1百万円
 経済学部研究棟・B棟便所改修工事 37百万円

計画と実績の差異の理由
 ・年度計画作成においては、施設整備費補助金951に区分していた。
 ・小規模改修は、取扱の変更により、財源を国立大学財務・経営センター施設費交付金に計上することとされた。
 ・平成17年度補正予算によりアスベスト調査経費として0.6百万円の予算が措置された。

そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>1. 教職員の配置に関する基本方針 (1) 大学の基本理念に則し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行うとともに、それに応じた教員の配置状況等の点検をし、平成17年度までに適切な教員配置計画を立てる。</p> <p>(2) 平成16年度から、必要に応じて訴訟事務、監査事務、労働保険事務等に係る専門スタッフの配置、並びに教育面における情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフの配置を検討する。</p> <p>(3) 事務局・学部事務の所管業務を見直して重複業務を整理し、事務組織の再編・統合を行い、職員の再配置を実施する。また、すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業務について外部委託を行い、業務の合理化を図る。</p> <p>2. 任期制の活用 (1) 教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を活用し、民間人及び外国人等の登用を図る。</p> <p>(2) 高度な専門的知識経験が必要とされる訴訟業務及び会計監査等に関する業務に従事する職員を採用する場合には、必要に応じて選考採用の方法及び任期制を活用する。</p> <p>3. 人材育成 大学運営に必要となる労務、安全衛生管理、訴訟、財務会計、国際交流及び産学官連携の事務等に従事する職員に専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。</p> <p>4. 人事交流 職員について、他の国立大学法人等との人事交流を実施し、業務の活性化を図る。</p>	<p>(1) 教職員の配置に関する基本方針 平成16年度に新たに定めた本学の教員選考基準に基づき、学部・研究科ごとに選考の基準・手続きを定め、選考を行う。 教員採用方法は、一般公募制を原則とする。 学長補佐体制を強化するため、顧問制度を活用するとともに、さらなる学長補佐体制の強化について検討する。 非常勤講師の担当する講義の必要性を調査し、その結果を踏まえて非常勤講師数の調整を行うとともに、常勤教員の勤務状況の基礎資料を基に、全学の非常勤講師の配置計画について検討する。 平成16年度の年齢構成の実態を踏まえ、教職員の年齢構成のバランスを失わないよう留意する。 特許の申請などのための弁理士の必要性等、専門スタッフの配置について検討を行う。</p> <p>(2) 任期制の活用 任期付き任用の拡大や、社会人、外国人等の登用に向けて、さらに検討を行う。</p> <p>(3) 人材育成 実施研修計画等に基づいた研修を実施し、専門職能集団機能の充実を図る。 安全対策マニュアルを策定し公表する。 平成16年度に策定した人権やセクシュアル・ハラスメント等に関する教育プログラムを基に、研修等を教職員に受講させる。</p> <p>(4) 人事交流 職員について、他大学等との人事交流を継続して実施する。</p>	<p>【124】[『] 業務運営の改善及び効率化P.56参照』</p> <p>【125】[『] 業務運営の改善及び効率化P.56参照』 【105】[『] 業務運営の改善及び効率化P.50参照』</p> <p>【27-2】[『] 大学の教育研究等の質の向上P.21参照』</p> <p>【132】[『] 業務運営の改善及び効率化P.58参照』</p> <p>【114】[『] 業務運営の改善及び効率化P.52参照』</p> <p>【126】[『] 業務運営の改善及び効率化P.56参照』</p> <p>【130】[『] 業務運営の改善及び効率化P.57参照』</p> <p>【169】[『] その他の業務運営P.77参照』 【172】[『] その他の業務運営P.78参照』</p> <p>【131】[『] 業務運営の改善及び効率化P.57参照』</p>

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
教養学部 教養学科	700	823	118
教育学部 学校教育教員養成課程	1,640	1,821	111
教育学部 生涯学習課程	170	189	111
教育学部 人間発達科学課程	120	143	119
経済学部 経済学科(昼)	408	487	119
経済学部 経済学科(夜)	80	85	106
経済学部 経営学科(昼)	408	535	131
経済学部 経営学科(夜)	80	108	135
経済学部 社会環境設計学科(昼)	324	379	117
経済学部 社会環境設計学科(夜)	40	56	140
理学部 数学科	160	179	112
理学部 物理学	160	169	106
理学部 基礎化学	200	220	110
理学部 分子生物学	160	176	110
理学部 生体制御学	160	167	104
工学部 機械工学科	400	447	112
工学部 電気電子システム工学科	320	369	115
工学部 情報システム工学科	240	274	114
工学部 応用化学	280	302	108
工学部 機能材料工学科	200	222	111
工学部 建設工学科	320	361	113
文化科学研究科 文化構造研究専攻(修士)	26	48	185
文化科学研究科 日本・アジア研究専攻(修士)	20	30	150
文化科学研究科 文化環境研究専攻(修士)	18	46	256
文化科学研究科 日本・アジア文化研究専攻(博士後期)	12	19	158
教育学研究科 学校教育専攻(修士)	34	37	109
教育学研究科 障害児教育専攻(修士)	6	7	117
教育学研究科 教科教育専攻(修士)	80	103	129
経済科学研究科 経済科学専攻(博士前期)	60	76	127
経済科学研究科 経済科学専攻(博士後期)	21	36	171
理工学研究科 数学専攻(博士前期)	28	21	75
理工学研究科 物理学専攻(博士前期)	28	29	104
理工学研究科 基礎化学専攻(博士前期)	32	57	178
理工学研究科 分子生物学専攻(博士前期)	24	39	163
理工学研究科 生体制御学専攻(博士前期)	24	45	188
理工学研究科 機械工学専攻(博士前期)	80	108	135
理工学研究科 電気電子システム工学専攻(博士前期)	48	72	150
理工学研究科 情報システム工学専攻(博士前期)	56	69	123
理工学研究科 応用化学専攻(博士前期)	42	61	145
理工学研究科 機能材料工学専攻(博士前期)	30	58	193
理工学研究科 建設工学専攻(博士前期)	62	63	102
理工学研究科 環境制御工学専攻(博士前期)	52	57	110
理工学研究科 物質科学専攻(博士後期)	27	47	174
理工学研究科 生産科学専攻(博士後期)	27	36	133
理工学研究科 生物環境科学専攻(博士後期)	30	64	213
理工学研究科 情報数理科学専攻(博士後期)	24	50	208

理工学研究科 環境制御工学専攻(博士後期)	33	38	115
特殊教育特別専攻科 情緒障害教育専攻	15	5	33

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
教育学部附属小学校	720	714	99
教育学部附属中学校	525	505	96
教育学部附属養護学校	60	57	95
教育学部附属幼稚園	90	91	101

計画の実施状況等

主な理由は以下の3つであるので、それぞれの学科・専攻ごとにその理由を番号で示す。

- (1) 定員外の留学生が含まれている。
- (2) 進学希望者の増加により入学試験成績優秀者に恵まれたことと、社会的要請に応えるため定員を超えて合格者を出していることによる。特に、理工学研究科ではこの状況を正常化するため、大学院改組により入学定員増を平成18年度より実施する。
- (3) 社会人を中心とした留年生がいる。

教養学部 教養学科 (1)

教育学部 人間発達科学課程 (2)、(3)

経済学部 経済学科(昼) (2)、(3)

経済学部 経営学科(昼) (2)、(3)

経済学部 経営学科(夜) (2)、(3)

経済学部 社会環境設計学科(昼) (2)、(3)

経済学部 社会環境設計学科(夜) (2)、(3)

工学部 電気電子システム工学科 (2)

文化科学研究科 文化構造研究専攻(修士) (1)、(2)、(3)

文化科学研究科 日本・アジア研究専攻(修士) (1)、(2)、(3)

文化科学研究科 文化環境研究専攻(修士) (1)、(2)、(3)

文化科学研究科 日本・アジア文化研究専攻(博士) (1)、(2)、(3)

教育学研究科 障害児教育専攻(修士)(1)

教育学研究科 教科教育専攻(修士) (1)、(3)

経済科学研究科 経済科学専攻(修士) (2)、(3)

経済科学研究科 経済科学専攻(博士) (2)、(3)

理工学研究科 数学専攻(博士前期)

入学辞退者の急増で充足率が低下したが、その対策を講じたので、状況は改善しつつある。

理工学研究科 基礎化学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 分子生物学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 生体制御学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 機械工学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 電気電子システム工学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 情報システム工学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科 応用化学専攻(博士前期) (2)

理工学研究科	機能材料工学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	物質科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	生産科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	生物環境科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	情報数理科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	環境制御工学専攻（博士後期）	（ 2 ）

特殊教育特別専攻科 情緒障害教育専攻

本専攻科は設置後10年を経過した。その間の受験者・入学者の推移を分析すると、ほぼ当初の使命を果たし終えたと考えられる。こうした状況を捉えて、本専攻科を本年度限りで発展的に廃止し、その定員を一部活用しながら、特殊教育全体のシステムが大幅に改革されるのに対応するための大学院の拡充を図ることとする概算要求を行っている。